

## 令和5年第3回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 9月1日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	9
・行政報告	9
・議案等の上程（議案第67号～第91号）（諮問第3号）	15
・議案等に対する質疑	22
・意見書案の上程（意見書案第1号）	27
・意見書案に対する質疑	29
・請願の報告（請願第1号）	33
・議案等の委員会付託	33

### 第2号 9月4日（月）

・一般質問	38
田川正治議員	38
1. 現行の健康保険証を来年秋に廃止してマイナンバーカードと一体化することを自民・公明・維新・国民の4党が国会で強行採決。新聞大手などの世論調査で延期・撤回が7割以上。国民皆保険制度のもとでの町の公的役割について	39
2. 国連の気候変動に関する政府間パネルの報告で、「この10年に行う選択や対策は、何千年にもわたって影響を与える」と警告。粕屋町が宣言した2050年脱炭素化社会・ゼロカーボンシティを目指す取り組みについて	52
3. 町長は、老朽化した町立保育所の建て替えを公約され、中央保育所は完成。今後の町立幼稚園の統廃合計画と仲原保育所の建替えの取り組みについて	55
川口 晃議員	58
1. JR九州鉄道問題について	58
2. マイナンバー問題について	66
3. 水害対策に関して	77
案浦兼敏議員	78
1. 都市計画道路の検証・見直しを	78

2. 九大農場跡地の活用は……………	89
宮崎広子議員……………	95
1. 支援の必要な児童生徒の実態とその支援について……………	95
2. 障がい児及び障がい者の実態とその支援について……………	99

### 第3号 9月5日(火)

・一般質問……………	114
福永善之議員……………	114
1. プレミアム付き商品券について……………	115
本田芳枝議員……………	119
1. パブリックコメントの運用について……………	120
2. 子育て支援センター機能併設の構築について……………	126
3. 不登校について……………	134
山脇秀隆議員……………	141
1. 副町長の役割について……………	141
2. 各準備室の進捗について……………	146

### 第4号 9月20日(水)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	159
議案第67号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……………	159
議案第68号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……………	159
議案第69号 粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について……………	159
議案第70号 粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	165
議案第71号 粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	165
議案第72号 粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	165
議案第73号 粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について……………	165
議案第74号 粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について……………	165
議案第75号 令和5年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	170
議案第76号 令和5年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	170
議案第77号 令和5年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	170

議案第78号	令和5年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	170
議案第79号	令和5年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について……………	170
議案第80号	令和5年度 粕屋町水道事業会計補正予算について……………	170
議案第81号	令和5年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について……………	170
議案第82号	令和4年度 粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について……	176
議案第83号	令和4年度 粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	176
議案第84号	令和4年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	176
議案第85号	令和4年度 粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	176
議案第86号	令和4年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	176
議案第87号	令和4年度 粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について……………	176
議案第88号	令和4年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について……………	176
議案第89号	糟屋郡公平委員会委員の選任同意について……………	187
議案第90号	糟屋郡公平委員会委員の選任同意について……………	187
議案第91号	糟屋郡公平委員会委員の選任同意について……………	187
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	189
意見書第1号	「来年秋の健康保険証廃止の実施延期・中止と、任意であるマイナンバーカード取得の強制をやめること」を求める意見書（案）……………	190
請願第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書……………	193
・委員会	の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………	196
・閉会	……………	197

令和5年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和5年9月1日（金）

# 令和5年第3回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月1日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 意見書案の上程
- 第8. 意見書案に対する質疑
- 第9. 請願の報告
- 第10. 議案等の委員会付託

## 2. 出席議員（16名）

1番 古家昌和	9番 川口晃
2番 田代勘	10番 田川正治
3番 杉野公彦	11番 福永善之
4番 宮崎広子	12番 久我純治
5番 末若憲治	13番 本田芳枝
6番 井上正宏	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 鞭馬直澄	16番 小池弘基

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美      議会事務局係長 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	古 賀 博 文
住民福祉部長	神 近 秀 敏	都市政策部長	新 宅 信 久
教育委員会次長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
経営政策課長	吉 田 勉	税 務 課 長	渋 田 香 奈 子
収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	白 井 賢 太 郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開会 午前9時30分)

◎**議会事務局長（藤川真美君）**

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

糟屋地区議長協議会より、長年の議会議員としての功勞に対し、本田芳枝議員並びに川口晃議員が表彰されました。ここで、本田議員並びに川口議員へ小池議長から伝達していただきますので、前方へお進みください。

(議長 小池弘基君 発言席前へ)

(9番 川口 晃君 発言席前へ)

(13番 本田芳枝君 発言席前へ)

◎**議長（小池弘基君）**

表彰状 粕屋町 本田芳枝殿。

貴殿は、長期に亘り議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、特に大きな功績を残されました。仍って、之を特別表彰します。

令和5年8月1日。糟屋地区議長協議会 会長 只松秀喜、代読。

おめでとうございます。どうもお疲れ様でございました。

(表彰状伝達)

表彰状 粕屋町 川口晃殿。

以下、同文でございます。

令和5年8月1日。糟屋地区議長協議会 会長 只松秀喜、代読。

どうもおめでとうございます。お疲れ様でした。

(表彰状伝達)

◎**議会事務局長（藤川真美君）**

それでは、受賞者を代表して、本田議員より謝辞が述べられます。

◎**13番（本田芳枝君）**

この度は、大変名誉な表彰状を受けまして、誠にありがとうございます。

私は、2005年、平成17年に議員に立候補いたしまして、それから表彰状によると、長期にわたりということで、確かに長いかな。孫が16歳なんですけれども、その子の成長と共に私も成長してきたのかな。当初は、私は専業主婦でしたので、社会的な経験が結婚前のことしかなくて、多くの皆さんにご迷惑をおかけしたのではないかと思います。いろいろな方に支えられて、今日まで議員としてやって来られました。本当にありがとうございました。私の経過と、議員になるとか、そういうことに関して18年間の流れは、今、粕屋議会YouTubeっていうのがあって、それで5月に作成をしたときに、その流れを申し上げてますので、もし、興味のある方は、それを見ていただければありがたいなというふうに思っています。

それで私は、じゃあ今後どうするか、ということ、この表彰を受けるに当たって、やはり皆さんにお話ししないといけないかなと思います。私、あと残り任期が1年半ございます。その中で、どうやったらいいのかなっていうのはここ数か月、私考えておりますが、実はある機会があって、女性議員を増やすということ、いろんな会議の中で学び、それがいかに大切なことかということを知りましたので、男女共同参画の観点、あるいは多様性のところで、粕屋町も、私と宮崎議員が女性議員としておりますけれども、周りにはもっともっとたくさんの女性の方がいらっしゃるので、その女性議員を増やす、何かそのことに対して、自分ができることは何かということと、それから粕屋町の未来に向けて、何ができるか。どんな貢献が、自分にできるのかなということを考えて、今、まいってます。

先日、土曜日、26日だったと思うんですけども、阿恵遺跡の現地説明会がございました。それで町内外から多くの方が参加されたんですけども、その中で非常に私は印象に残ってるのが、実は、遺跡の中に二つ、焦げた土があるんです。一つは、かまどの土。一つは、焼けた柱が黒く焦土となっているんですね。1,300年も前に、そういうものが残ってて、実際それを掘り起こすチャンスがあって、それが、私たちの目の前にあるっていうことに、すごい何か、粕屋町ってすごいところだなあっていうふうに思っています。さて、千年後に、粕屋町はどうなっているか。もう地球自体が、どうなってるか分からないような状況の中で、私に何ができるのか。そういうことを考えながら、皆さんと共に勉強して、粕屋町の発展に尽くしていきたいと思えます。

今日は本当にありがとうございました。

**◎議会事務局長（藤川真美君）**

自席へお戻りください。

（議長 小池弘基君 議長席へ）

（9番 川口 晃君 自席へ）

（13番 本田芳枝君 自席へ）

**◎議長（小池弘基君）**

改めまして、おはようございます。

今年の夏は、本当に暑い夏でありました。皆さま熱中症対策などされて、過ごされたかと思えます。そんな中、台風の発生やそのルートが日本寄りになる傾向も早まっているように思われます。7月、8月には二つの台風が九州に接近し、また、お盆期間中に近畿地方を縦断し、多くの被害が出ていました。ここに犠牲になられた方々に対しまして、哀悼の意を表しますと共に、被災されました皆さまの早期の復興を祈念いたすものであります。9月に入りまして、より本格的な台風シーズン



となります。議会におきましても、執行部との協力体制を盤石に備え、対応してまいりたいと考えております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第1．「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において4番宮崎広子議員及び10番、田川正治議員を指名いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第2．「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの20日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月20日までの20日間と決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第3．「諸般の報告」をいたします。

議会広報常任委員会では、8月4日の午前、午後と分かれて、応募のあった13名を対象に、小中学生議場見学会を開催いたしました。この試みは非常に好評だったとのことで、子どもたちの自ら学ぼうとする姿勢に感銘しつつ、次代を担う子どもたちに、日頃馴染みのない議会や政治について考える、よい機会になったのではないかと感じております。

また、総務建設常任委員会では、8月17日に都市計画道路に関して学ぶため、福岡県建築都市部都市計画課に赴き、粕屋町における都市計画道路の方向性について学んでまいりました。同日に糸島市にも訪問し、糸島市の都市計画道路に関わる対応について学びました。今後の粕屋町の方向性を検討する上で、非常に有意義な研修であったと聞き及んでおります。後日、視察報告書が提出されますので、是非御一読ください。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第4．「行政報告」を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

**◎町長（箱田 彰君）**

改めておはようございます。

本日、令和5年第3回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、全員の御出席を賜り、感謝と御礼を申し上げます。私の町長としての2期目、もうはや1年が経過しようとしております。この間、議員の皆さま方の御協力、そしてまた、町民の皆さまの御支援によりまして、つつがなく、1年が過ぎようとしています。改めて感謝を申し上げます。

さて、政府にこども家庭庁が設置され、早くも5か月がたちました。改めて言うまでもありませんが、子どもを中心とした子どもの権利や、子どもと家庭の福祉や健康の向上、そして少子化対策を進めるため、それぞれの担当分野で分断されがちだったこれらの問題に、統一かつ総合的に対応していくために発足したものであります。児童手当の所得制限の撤廃など、まだ全体の少子化対策などは、一部しか見えておりませんが、子ども政策は、この国の、そして、この地域の将来的な発展のためには、喫緊の課題として、国と地方が連携して取り組まなければなりません。当粕屋町におきましても、子ども政策を町政のど真ん中に位置づけ、様々な事業や対策を行ってきたところでございますが、今議会において、子育て環境の改善、そして子どもたちの健全・健康な育成のために、子ども医療費の拡充について、条例の一部改正を提案させていただいております。

さて、8月19日に、小・中学生を対象とした、ときめき体験2023in沖縄事業から、団員59名、スタッフ等26名、総勢85名全員が3日間の研修を終えて無事帰ってまいりました。この事業は、2018年の実施以降、台風やコロナ禍により開催を延期し、実に5年ぶりの実施となったものであります。帰着式で因団長から、団員たちは、コロナ明けの久しぶりの団体生活を通じて、平和の尊さや自然体験を学び、家庭や学校では体験できない貴重な学びを経験した、との報告があり、これからの青少年の健やかな育みと人材の育成につながっていくものと確信をしております。

**◎町長（箱田 彰君）**

それでは、「行政報告」をいたします。

まず初めに、報告第4号から第6号までの報告を行います。

報告第4号は、「令和4年度粕屋町健全化判断比率について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

続いて、報告第5号は、「令和4年度粕屋町公営企業の経営の健全化について」

でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会に報告するものでございます。

報告第6号は、「令和4年度粕屋町水道事業会計予算の継続年度終了による精算について」でございます。

継続費について、継続年度が終了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、報告するものでございます。

続きまして、報告第7号は、「専決処分の報告について」でございます。

令和5年4月23日に粕屋町生涯学習センター内、さくらホールにおいて発生した、舞台備品が倒れ利用者が負傷した事故について、相手方に対して、損害賠償の額を定め、和解したもので、町長の専決処分事項に関する条例において指定された事項でございますので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年8月17日に専決処分をいたしました。よって、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。なお、詳細につきまして、担当所管のほうから御説明を申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

#### ◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

#### ◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

それでは、お配りしております、お手元の報告第7号資料を御覧ください。こちらになります。1ページをお願いいたします。

報告内容は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」です。和解及び損害賠償の相手方は、宇美町内の個人の方です。事故の概要につきましては、令和5年4月23日、日曜日、午前11時頃、粕屋町立生涯学習センター内、さくらホールにおいて、一般利用団体による文化祭中、ステージ発表を終えた発表者が上手舞台袖、ステージに向かって右手のほうになりますが、に退場する際、近くにあった舞台備品、木製の平台2台が倒れまして、発表者の頭部及び左手首の打撲、並びに口上部が裂傷したものです。事故後、治療のため、6月15日までの間に8日通院が行われまして、損害賠償が必要となったものでございます。

すみません、先に2ページを御覧ください。こちらが事故現場、再現の写真になりますけれども、右下のほうの図になりますが、左側が舞台で、赤い丸を記しているところが事故現場でございます。その上のほうに、平台を置いていたところの場所になります。写真にあります、縦に立てかけているものが木製の平台でございまして、ちょっと写真③を見ていただきますと、左側と右側に平台を置いて

おりますけれども、左側の平台2台が、矢印の方向に倒れました。倒れた平台は、その次の演目の合唱で使用するために準備をしていたものでございました。

次に、事故の原因についてでございますが、事故当時、本人及び関係者に、事故時の状況を伺いましたが、いきなり平台が倒れてきたとのことで、その場では詳細は分かりませんでした。どなたかが接触して倒れてきたものと推測されます。舞台の迅速な進行や、事前準備のためであっても、誰かがもし接触した場合、倒れる可能性がある平台を立てかけて置いていたこと。また、その場所を通過させたことが、事故の発生した要因と考えます。

1 ページにお戻りください。次に、和解の内容ですが、本件事故による損害賠償金として、粕屋町は相手方に対して、次項の額を支払います。本件和解のほか、本件事故に関し、双方には一切の債権債務関係がないことを確認する。次に、損害賠償の額ですが、金額が18万1,170円を、粕屋町加入の全国町村会総合賠償補償保険より支払います。過失割合につきましては、粕屋町の過失が100%です。内訳につきましては、治療費が1万2,390円。通院交通費が1万7,580円。通院慰謝料が15万1,200円です。

次に、3 ページを御覧ください。こちらは、事故発生後の写真を載せております。再発防止策になりますが、上の写真のように、平台や横転した場合、事故につながるものは、平置きとする。そして、平置きした台が崩れないよう、ロープなどで固定する。真ん中の写真になりますが、舞台備品を保管、ほかのところでも保管・準備している箇所への立入りも制限するということです。コーンなどを立ててですね。一番下の写真ですが、入退場時混雑が想定される場合、危険箇所に立ち入らないよう、打合せ時などで主催者の方などへも協力をお願いしまして、舞台転換を行うということです。ほかといたしましては、その他、危険箇所の確認も行いまして、同様事例が起きないように対策を行っております。写真はちょっとございませぬ。ほかに、スタッフの安全教育や研修会、こちらのほうも一応、第1回目は終わっておりますが、研修会などを実施しまして、安全への意識をより高め、事故根絶を図っていきたいと思っております。舞台は、事故や危険が伴う箇所であるという認識を、改めて社会教育課職員、サンレイクのスタッフだけではなく、利用者など立ち入る可能性がある方にも、協力をお願いをしまして、舞台備品の設置方法だけではなく、様々な視点からの安全対策に取り組み、事故根絶への取組をいたします。

以上で、報告第7号の説明を終わらせていただきます。

#### ◎議長（小池弘基君）

ただ今、臼井課長より、報告第7号に対する説明がありましたけれども、これに対

する質疑に入ります。

何か、質疑はありませんか。

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

損害賠償額が18万1,000円、治療費と通院交通費合わせて、大体約3万ぐらいですけれども、この通院慰謝料というのは、これはもう、多分、全国町村会の査定によると思いますけど、この算定の考え方とはどういうことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

臼井社会教育課長。

**◎社会教育課長（臼井賢太郎君）**

通常、この保険の慰謝料の対象日数は、治療期間における被害者の傷害の程度と実治療日数、その他を考慮して、治療期間日数を限度としまして、保険会社が独自に決めるということになっております。今回の通院内容が計8日でございますので、それに基づき算出ということの説明を受けておる次第でございます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

これ、過失割合が、粕屋町が100%っていうことだったんですけど、この主催者は、これは粕屋町の文化祭ですか。それとも郡の文化祭の件ですかね。これをちょっと教えてもらっていいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

臼井社会教育課長。

**◎社会教育課長（臼井賢太郎君）**

こちらは貸し館業務の一環として行った文化祭で、一般の方にお貸しして文化祭を行ったものでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

基本的に、施設の管理は、これは粕屋町がやってたんですか。要は、主催者がこの舞台を設置するために準備されてたっていうことだったんですけど、この舞台管理は、粕屋町のサンレイクが受け持ってたっていう判断でよろしいでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

サンレイクにつきましては、一部委託ということでございまして、一応、直営の施設管理になっておりまして、職員につきましては1名、館長が職員として配置されておりまして、そのほかの部分に関しましては、委託業務として民間業者のほうに委託をしております。

以上です。

◎議長（小池弘基君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

すみません、ちょっと意図がちょっと違うんですけど、要は、基本的に損害が出た場合は、その管理責任なんですよ。だから、例えばその一般団体がここを催しで使って、要は、管理は粕屋町ができてないわけですよ。だから、責任が何で粕屋町にあるのかなっていうのが、ちょっと1点、疑問だったっていうことなんです。

それと、今さっき、案浦議員の質問の中で、8日間で15万1,000円ってことは、大体1日2万円ぐらいの慰謝料が出てるんですけど。これは、そういった、要するに一般家庭の主婦の方が、大体慰謝料をもらうっていうの1日4,500円ぐらいなんですよ。だから、これ非常に高い慰謝料になってるんですけど。これは何か、そういった仕事をされてる現役の方が事故られたのかなっていうふうになんて判断するけど。この辺のお歳、年齢、職業等はわかりますか。

◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

1番目の御質問ですが、なぜ町だけというか、委託業者の負担とかもあるんですけど、今回、この件は初めての事案でございまして、その次の出番である出演者の方のため、スムーズに、早くステージに出せるように、委託業者が準備して、今までも行ってきたものでございました。そして、委託業者の明らかな過失はないと、町としては考えておりまして。しかし、原因は、誰かが触れると倒れるような状況に平台があったことを、町としても認識、把握、注意をできていなかったため、今回の件は、町の過失と考えております。

それと、委託業者のほうにも保険入っておるんですけども、委託業者は、明らかな過失がある場合と損害の実費10万円以上の場合に対応できる保険に関して加入しておられまして、今回、申請をなさったんですけども、今、申し上げました理

由によりまして対象外となっております。

2点目の質問になりますが、こちらの方は、70代の方でお仕事はされておられません。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

ほかに何か質問ある方おられますか。ありませんか。なければ、報告第7号の質疑を終了いたします。よって、報告済みといたします。

次に、その他の報告を行います。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

**◎町長（箱田 彰君）**

その他の報告をいたします。

別紙でお配りしております資料を御覧ください。一部事務組合の令和4年度決算についてでございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合、粕屋南部消防組合、福岡県後期高齢者医療広域連合、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合、北筑昇華苑組合について記載をしております。決算額につきましては、資料のとおりでございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で、全ての行政報告を終わります。

（町長 箱田 彰君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

日程第5. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案等は26件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

**◎町長（箱田 彰君）**

それでは、「議案の上程」並びに提案理由の説明を行います。

令和5年第3回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、固定資産評価審査委員の選任同意が2件、条例の改正が6件、令和5年度補正予算が7件、令和4年度決算認定が7件、公平委員の選任同意が3件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が1件、以上26件でございます。

それでは、議案第67号から順に御説明申し上げますが、議案第82号から議案第88号までの決算認定につきましては、副町長より説明を申し上げます。

議案第67号は、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございます。

平成23年10月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております友野和憲氏が、本年9月30日をもって任期満了となります。よって、同氏を再度選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては、経歴書を添付いたしておりますが、同氏は長年不動産鑑定士として土地家屋の評価に携わってこられました専門家であり、本委員に最適の方で、人格識見とも優れた方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第68号は、「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」でございます。

平成25年2月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております満行貞夫氏が、本年10月31日をもって任期満了により退任されます。よって、その後任として、石山裕氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては、経歴書を添付いたしておりますが、同氏は、粕屋町の職員で、建設、企画、総務部門、更に税務部門にも長年携わられており、本委員に最適の方で、人格識見共に優れた方でございます。選任同意につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第69号は、「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」でございます。

粕屋町における人口増加や多様化する行政課題、住民ニーズに対応し、サービスの維持・向上を図るため、令和2年度から令和6年度まで、職員定員管理計画を見直し、新たに令和6年度から10年度の職員定員管理計画を策定いたしましたので、その計画に基づき、職員の定数を改正するものでございます。

次に、議案第70号は、「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

子育て世代への経済的支援として、令和6年4月から通院に係る医療費の自己負担額を、小学校就学までは無料、小中学生は、ひと月1医療機関ごとに500円までとし、入院については、中学生までは無料とするため、粕屋町子ども医療費支給制度について、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第71号は、「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

この度の議案第70号の粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、重度障がい者医療費助成を受けている子どもについても、同様の内容の助成を



受けられるよう、粕屋町重度障がい者医療費支給制度について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第72号は、「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

この度の議案第70号、粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成を受けている子どもたちについても、同様の内容の助成が受けられるよう、粕屋町ひとり親家庭等医療費支給制度について、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第73号は、「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カードに記録された署名用電子証明書について、スマートフォンへの搭載が可能となり、コンビニ交付サービスを利用することが可能となること。また、令和5年12月28日をもって、自動交付機による証明書交付サービスを終了することに伴い、関連する所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第74号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カードに記録された署名用電子証明書について、スマートフォンへの搭載が可能となり、コンビニ交付サービスを利用することが可能となることから、関連する所要の規定を整備を行うものでございます。

次に、議案第75号は、「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9,195万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を214億381万7,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、地方交付税を2億3,090万9,000円、繰越金を3億6,998万4,000円増額し、町債を7,051万減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、私立、町立保育施設等運営事業費を2,115万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を5,808万7,000円、財政調整基金積立金を4億40万9,000円増額するものでございます。

議案第76号は、「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,771万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億5,217万2,000円とするものでございます。歳入の

主なものといたしましては、国民健康保険税を3,989万6,000円、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を5,187万2,000円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を3,407万2,000円増額し、前年度繰上充用金を5,187万2,000円減額するものでございます。

次に、議案第77号は、「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,503万8,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、繰越金を2,902万6,000円、後期高齢者医療保険料を100万円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を3,002万6,000円増額するものでございます。

次に、議案第78号は、「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,986万を追加し、歳入歳出予算の総額を27億9,857万2,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を414万9,000円減額し、繰入金金を507万4,000円、前年度繰越金を9,744万1,000円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を9,744万1,000円、地域支援事業費を231万9,000円増額するものでございます。次に、介護サービス勘定におきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ698万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,667万2,000円とするものでございます。歳入といたしましては、前年度繰越金を698万6,000円増額し、歳出といたしましては、諸支出金を698万6,000円増額するものでございます。

議案第79号は、「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83万8,000円とするものでございます。歳入といたしましては、前年度繰越金を25万8,000円増額し、歳出といたしましては、総務費を6万円、諸支出金を19万8,000円増額するものでございます。

議案第80号は、「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、借入れに係る金利が上昇したため、収益的支出につきまして、支払い利息を240万3,000円増額し、9億3,340万2,000円とするものでございます。

議案第81号は、「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としましては、人事異動に伴い、人件費を増額するものでございます。収益的支出につきまして、営業費用を355万増額し、12億4,806万6,000円とするものでございます。

次の、決算認定に係る議案第82号から議案第88号までの議案につきましては、副町長より御説明申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

### ◎議長（小池弘基君）

吉武副町長。

(副町長 吉武信一君 登壇)

### ◎副町長（吉武信一君）

議案第82号から第88号の決算認定について御説明申し上げます。

議案第82号は、「令和4年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

決算額につきましては、歳入総額223億6,293万1,126円、歳出総額215億4,079万9,666円で、歳入歳出差引額は、8億2,213万1,460円となります。歳入歳出差引額は、次年度への繰越明許費繰越財源1億5,214万7,000円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は、6億6,998万4,460円で、次年度へ繰越となりました。また、一般会計の町債残高は、前年度より、19億3,952万688円増加し、127億6,078万9,140円となり、基金残高が、前年度より4億9,740万4,462円増加し、50億9,185万3,762円となります。

続きまして、議案第83号は、「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

決算額につきましては、歳入総額35億5,910万9,766円。歳出総額35億8,723万7,240円で、歳入歳出差引額2,812万7,474円の歳入不足となりました。まず、歳入につきましては、前年度に比べ、国民健康保険税が3,079万3,390円、県支出金が2,251万5,783円、繰入金が1,756万1,771円の増額、国庫支出金が296万4,000円の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ、7,627万3,079円の増額になっております。一方、歳出につきましては、前年度と比較して、保険給付費が54万8,079円、前年度繰上充用金が3,114万7,408円の増額、国民健康保険事業費納付金が1,563万73円、諸支出金が3,523万9,029円の減額になっており、歳出総額では、前年度と比べ1,588万3,191円の減額になっております。

議案第84号は、「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

について」でございます。

決算額につきましては、歳入総額 5 億 9,539 万 3,095 円、歳出総額 5 億 6,636 万 5,461 円で、歳入歳出差引額 2,902 万 7,634 円が次年度への繰越となりました。後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営をしております。歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料の 4 億 4,718 万 2,780 円で、一方、歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の 5 億 4,786 万 4,991 円でございます。

議案第 85 号は、「令和 4 年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

決算額につきましては、保険事業勘定におきまして、歳入総額 25 億 2,516 万 2,597 円、歳出総額 24 億 2,772 万 548 円、歳入歳出差引額 9,744 万 2,049 円が次年度への繰越となりました。歳入の主なものとしたしましては、第 1 号被保険者保険料が、5 億 8,926 万 8,696 円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が 14 億 3,467 万 8,799 円、繰入金が 4 億 2,412 万 6,429 円、繰越金が 7,147 万 5,658 円でございます。一方、歳出の主なものとしたしましては、全体の 90% を占める保険給付費が 21 億 8,924 万 4,701 円、諸支出金が 7,217 万 3,473 円、地域支援事業費が 9,761 万 7,298 円でございます。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額 1,645 万 5,244 円、歳出総額 946 万 8,614 円、歳入歳出差引額 698 万 6,630 円が次年度への繰越となりました。歳入としたしましては、ケアプラン作成によるサービス収入が 1,221 万 5,172 円、繰越金が 424 万 72 円でございます。一方、歳出としたしましては、総務費が 831 万 1,491 円、サービス事業費が 115 万 7,123 円でございます。

議案第 86 号は、「令和 4 年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

決算額につきましては、歳入総額 100 万 1,776 円、歳出総額 73 万 2,963 円で、歳入歳出差引額 26 万 8,813 円が次年度への繰越となりました。歳入の主なものとしたしましては、貸付金の償還と繰越金でございます。貸付金の償還につきましては、令和 3 年度に現年度分の償還が終了し、過年度分の償還率は 1.4% となっております。一方、歳出の主なものとしたしましては、一般会計繰出金でございます。

議案第 87 号は、「令和 4 年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、建設改良積立金へ 1 億 4,000 万

円処分するものでございます。あわせて、令和4年度粕屋町水道事業会計決算は、粕屋南配水池築造工事、基幹管路布設工事及び配水管改良工事、粕屋浄水場他電気設備更新工事などを行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億6,766万4,811円、事業費用8億2,105万4,646円差引き1億4,661万165円の純利益を計上しております。次に、資本的収支につきましては、消費税を含めまして、収入総額8億8,752万368円、支出総額11億6,311万8,721円、差引不足額2億7,559万8,353円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をしております。

議案第88号は、「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、自己資本金へ5,000万円、減債積立金へ9,000万円処分するものでございます。あわせて、令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算についてですが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益12億1,616万8,618円、事業費用11億2,450万1,275円、差引き9,166万7,343円の純利益を計上しております。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含めまして、収入総額6億7,522万6,800円、支出総額9億770万2,999円、差引不足額2億3,247万6,199円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填をしております。

以上、議案第82号から第88号まで、決算認定についての御説明を終わります。

(副町長 吉武信一君 降壇)

### ◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

### ◎町長（箱田 彰君）

続きまして、議案第89号から第91号の説明をいたします。これはいずれも、「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」でございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

現在、糟屋郡公平委員会委員をしていただいております小河武文氏、緒方博氏、尾畠弘典氏の3名の方が、本年10月31日をもって任期満了となることに伴いまして、城戸清壽氏、安倍政明氏の2名を後任として新たに選任し、尾畠弘典氏を再度選任いたしたく、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。3名の方の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、人格高潔で地方自治の本旨及び民主的な事務処理に理解があり、人事

行政に関しましても精通された方々でございます。選任同意につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、諮問第3号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在、人権擁護委員をしていただいております森紘氏が12月31日をもって退任されますので、その後任として、戸原区にお住まいの伊東和範氏を人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。伊東氏は、経歴書にありますように、長年、小学校で教鞭をとられ、大川小学校の校長を経て、現在も小学校の非常勤講師として、学校教育に携わっておられ、人格・識見共に優れた方でございます。推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案等の上程並びに提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

#### ◎議長（小池弘基君）

日程第6。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

案浦議員。

#### ◎7番（案浦兼敏君）

議案第69号、職員定数条例の一部を改正する条例について、ちょっと質問したいと思っております。現在の粕屋町定員管理計画は、令和2年から令和6年度ということで、来年度これを見直すんじゃないかろうかと思ってきましたところ、1年前倒してから、定員管理計画を見直された理由と、それと通常、定数条例の改正というのは大体3月に提案されて大体4月1日施行というのが大部分ですけども、今回なぜこの9月に提案されてから、即、公布の日から、というふうになってますけども、そこら辺、急がれる理由は何なのかということをお尋ねいたします。

#### ◎議長（小池弘基君）

豊福総務課長。

#### ◎総務課長（豊福健司君）

まず、時期を今の時期にさせていただいている理由についてでございますが、以前、一般質問等でも御説明をしたことがあったかと思われませんが、令和2年度から6年までの定員管理計画につきまして、令和6年度の計画としましては、254名ということで、計画のほうを出しておりましたが、もう、令和5年4月1日時点で、職員数につきましては254名に到達をいたしております。それもございます、今

回、定数条例の改正を行うに当たりまして、定員管理計画を計画期間は重複するような形になりますが、令和6年度から見直しをかけまして、定数条例の改正という形で、今回議案のほうを提出させていただいております。

あと、定数条例の改正時期についてでございますが、他団体等いろいろ調べはしたんですが、3月に定数条例の改正をやられてある自治体もございますが、自治体によって定数条例の改正時期につきましては、まちまちというのございましたので、今回、本町におきましては、令和6年4月1日以降の採用に間に合いますように、本議会で、定数条例の改正を提出をさせていただいております。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

確かに職員数が少ないというのは、議員みんな理解をしますけども、ただ、今後、市制とかいろいろありますし、そういうところで、十分そこら辺が検討されて、見直しをされてるかっていうこと、これについては、また委員会のほうで細かいことはお聞きしますけども。ですから、例えば今回、定員管理計画について委員会で報告されて、例えば12月議会で定数条例改正という方法もあったんじゃないかなろうかという気がいたします。あと、詳しい内容についてはまた委員会のほうでお聞きしたいと思いますんで、それと気になるのは、いろんな他団体とかいろんなところと比較等でしてありますけども、本当に職員のほうで、現場で聞いてから、本当にそれが職員数が本当にどれだけ足りないとか、そこら辺の積み上げが、やっぱりヒアリングをなされているのかというのがちょっと心配します。やはり、それとあと、市制に向かってそこら辺がどのように加味されているのかっていうことも心配しておりますんで、そこら辺については委員会で聞きたいと思いますんで、資料のほうを準備よろしくお願ひします。

**◎議長（小池弘基君）**

ほかに、何か質疑ある方。

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

同じく職員定数条例の一部改正について質問いたします。この定数に関しては、随分私も一般質問したりしております。ここ何年かずっとお答えの中は、なかなか人件費の抑制があったり、国からのいろんな流れがあったり、交付税を関係するようなお話もされてましたし、一応、定数管理計画は辞められた方が何人いると、その年度は何人。だから、何人採用するという形で、上限240名だったのが260名に、

今、なっていると思います。今のお答えで、200も当然254名を過ぎたというふうにされますけど、それで、一気に300名というふうな形で変えられるということなんですけど、この定数条例の書き方なんですけど、改革の、条例案の。例えば、定数条例の条例文では、職員の定数は260人として、第2条に具体的に名数が書いてあるんですね。それが今回ない。それで第4条だけ足してある。第4条は、どういうふうな意味で、今回、提案をされるのか。それは国からの流れなのか。その辺が分かっていないので、私は、委員会が一緒、常任委員会では聞けませんから、最終的には定例議会最終日に委員長報告で聞くということになりますので、その範囲でお願いしたい。

それから、現在人件費がおおよそ22億前後です。だから、300人というふうな過程の中で、苧田町が300人で27億。だから、私の考えでは、どんどんどんどん人件費が増えるのではないか。それは、粕屋町全体の会計にとってどういうことなのか。それもちょっと心配なんですけど、常任委員会の中で詳しく説明はされると思うんですが、今、答えられる範囲でお答えをお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

先ほどの案浦議員の質問にも触れるわけですが、私は常々、職員が足りないということは、再三申し上げてきました。また、議員の皆さんも、それについては同意されたものというふうに私も理解をしております。後押しをしていただいと。まさに市制に向かって、今、この粕屋町は進んでおります。他の団体が、町が市になったときに、急きょ定数を増やして、人員を整えたというようなことはありますが、その軋轢によって、様々な問題が生じるってということも報道されています。

従いまして、早めの段階で人員を整え、そしてまた、職員の技術的な要請、あるいは知識的な要請を早めに整えておくということで、この時期に定数条例を改正するものでございます。市制だけではなくて、様々な、今、地方公共団体に求められている住民の要求については、多種多様でございます。DX、GX、あるいは様々な細かい部分でございますが、そういったことも加味しながら、定数の条例を今回、考えたという改正を考えたということでございますので御理解をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

よろしいですか。

では、ほかに何か質疑は。

はい。本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**



第4条の件はどうなりますか。定数外とするっていうのを、具体的に今までこの定数条例の中にはこの文言はないんです。今回、改めてこれを書かれているっていう、その理由は。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

今回、定数条例を改正するに当たりまして、近隣自治体等の調査を細かく行ったところでございますが、その中で、今回、第4条で追加をさせていただいております、休職中の職員、国とか県に派遣をしている職員につきましては、育児休業中の職員につきましては、定数を除外している市町村が、近隣にかなり、福岡市も含めございましたし、粕屋町のほうでも、今現在、休職をしてる職員も複数おります。また、産休、育休もございますし、クリーンパーク等への職員も派遣を行っておりますので、実質、庁舎と申しますか、一般事務を庁舎内で行える職員が現実的に少ないんじゃないかということもございまして、今回、休職中の職員と派遣の職員、及び育児休業をしている職員につきましては、定数を除外させていただきたいということで、条例のほうに第4条を新たに追加を行っております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

いいですか。

ほかに何か質疑は。

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

68号、これを最初にさせていただこうかなと思ったんですけど、案浦議員の発言が先だったので、ちょっと戻ります。68号についてです。固定資産評価審査委員会の委員ということで、選任同意ということなんですけれども、これを見たときに、石山氏は、現在、会計年度任用職員でいらっしゃいます。固定資産評価審査委員会の仕事は、町民から、町民以外でも、実際ここに財産がある、そこからの不服申し立てが主ではないかと私は認識しているんですね。それが間違ったら申し訳ないんですけども。だから、そういうときに審査をするということで、この審査委員会回数自体は、年に何回行われているか分からないんですけど、そんなになんてすね。だから、従来の考えでは、専門家と、それから一般町民でいらっしゃる、その広い知見のある方、ということで、町とは関係のない方が任命されていた、選任されていたんじゃないかなというふうに私は認識しているんですが。今回、石山氏自体は、私たち議会もよく知ってる、非常に、この税っていうことに関しては詳し

い方なんです。だから的確だろうと思うんですけど、ただ引っかかるのは、会計年度任用職員という、言わば粕屋町の職員ですよ。そういうふうを考えてよろしいでしょうか。その辺の、その兼ね合いというか考え方とか、なぜそういう方を選任されたのかっていうのがちょっと疑問に残るので、もし答えられる範囲でお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

**◎総務課長（豊福健司君）**

今回の選任に当たりましては、地方税法に基づきまして選任のほうを行っております。地方税法の425条のほうに、固定資産評価審査委員会の委員の兼務禁止ということで、具体的に地方公共団体の議員さんであったりとか、地方公共団体の長は駄目ですと、農業委員会の委員は駄目ですってというような形で、具体的に、兼業禁止の業務といたしますか、役職が明示されておりました。石山氏につきましては、令和3年4月1日から粕屋町の給食センターのほうで会計年度任用職員ということでお勤めしていただいておりますが、実際選任に当たりまして、石山氏以外にも町のほうでいろいろ候補者のほう、複数、今回当たらせていただいたんですが、なかなか人材といたしますか、対象となる方がいらっしゃらなかったというのもございますが。今まで石山氏の経験、先ほど提案理由の説明でもありましたが、特に税務部門での経験っていうのを重視した形で、今回選任のほうをしております。

懸念されてあります、町の会計年度任用職員での兼務に対しての点ではございますが、固定資産の評価審査委員につきましては、3名、選任するような形になっておりますが、あと2名の方につきましては、不動産鑑定の特任家の方に入っていたのと、あくまで、委員会としての合議体ということで、審査を行っていただく機関でございますので、直接的に個人さんの御意見はあると思っておりますが、あくまで、委員会として結論を導かれる組織でございますので、今回の会計年度との兼任に関しては、法律上駄目でございますか、問題はございませんっていう、問題はないうっていうのはしっかり確認のほうをさせていただいておりますし、先ほど申しました合議体である組織っていうのと、今まで培われた経験値を、今後も町のほうに発揮していただきたいということで、選任のほうさせていただいております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

ほかに何か質問ありませんか。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第7. 「意見書案の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本定例会に提出された意見書案は1件であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

藤川事務局長。

**◎議会議務局長（藤川真美君）**

議事日程表の5ページから8ページまで記載の1件でございます。

意見書案第1号「来年秋の健康保険証廃止の実施延期・中止と、任意であるマイナンバーカード取得の強制をやめることを求める意見書（案）」。

上記意見書案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び粕屋町議会会議規則第14条の規定により提出する。

2023年8月22日、提出者、粕屋町議会議員、田川正治議員、川口晃議員。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

趣旨説明を求めます。

提出者を代表して、田川正治議員。

**◎10番（田川正治君）**

今、事務局長のほうから趣旨が述べられました、「来年秋の健康保険証廃止の延期・中止とマイナンバーカードの取得の強制をやめることを求める意見書（案）」の趣旨説明を行います。

健康保険証の廃止については、新聞各社の世論調査では、毎日新聞で廃止すべきではない、廃止を延期すべきだの回答が66%。共同通信では、延期撤回が77%に上ります。現在、マイナカードに紐づけしたマイナ保険証の利用率、4月の6.3%から、7月には5%に下がっています。このように、医療現場で受診するときに病院窓口で提出する人は、90%以上が、現在の紙の健康保険証で治療を受けていることになっています。このことで明らかなように、健康保険証を廃止して、マイナカードに紐づけするマイナ保険証は、国民の不安と不信、怒りが噴出して、増幅していることが証明されています。

25日、河野太郎デジタル相は記者会見で、マイナンバーの紐づけに誤りがある恐れのある、個別データの総点検を行う自治体が、全自治体の2割以上あることを明らかにしました。このうち個別データの量が多い項目は、障がい者手帳の紐づけだと言われていています。更にこれらの中には含まれていない、厚労省が独自に行ってい

るマイナンバーと健康保険証の紐づけ点検もあります。マイナンバーと医療保険の資格情報の紐づけができず、マイナカードで保険医療が受けられないケースが約77万件あります。マイナ保険証を持っていても、保険医療を受けられない。

このような保険証では、国民の命を預かる行政サービスとして、致命的な欠陥を持つ法律です。国民が安心して医療を受けることを保障するには、現行の健康保険証を存続すれば解決する問題でもあります。更に、総点検中間報告で、河野デジタル大臣は、マイナ保険証の別人、紐づけが新たに1,069件確認されたと公表しました。健康保険証だけでも約8,000件を超えています。公務員年金、紐づけミス118件、障がい者手帳との紐づけは237自治体のうち、約2割で不備が発生したと報告されています。また、協会けんぽ、健康保険協会では、事業所に申告した住所と、住民票の住所が一致しない場合や、マイナンバーを事業所に知らせないことで、紐づけできない状況なども生まれています。協会けんぽ加入者のうち、約36万件が、マイナンバーと医療保険の資格情報等の紐づけができず、マイナカードでは保健医療が受けられないことも発覚しました。協会けんぽ以外のほかの健康保険で、マイナカードと医療保険の紐づけができてないで、医療機関での受診や利用ができない人が約41万件あると言われてます。

先日、議会事務局に郵便で届いた、福岡県保険医協会の意見書（案）を見ますと、保険医協会が実施したアンケートでは、オンライン資格確認システムを運用する医療機関の349件のうち、63%に当たる215件で、何らかのトラブルが起きています。保険情報が正しく反映されないのが、151件です。他人の情報が紐づけられたのが5件出ております。更に、保険資格が確認できず、窓口で10割負担になった例が14件あり、転居後の住所が反映されない人や転職に伴う保険者番号が変更されない紐づけミスも判明しております。

このような下で、全国的にマイナカードの返還者が増えております。日本財団が実施した17歳から19歳の意識調査では、マイナカードを保有、または申請中の人の49.5%が、返納を希望するか、返納の可能性があると答えています。また、取得しない理由として、「安全性や個人情報の取扱いに不安がある」が39.9%で最多です。共同通信の世論調査では、「マイナカードを今後も取得しない」が14.2%、「返納するか更新しない」は18.6%でした。特に60歳以上の高齢者では38.8%です。これまでマイナカードを取得した人の理由としては、「マイナポイントがもらえる」が64.1%でした。これは、政府がマイナカードを取得すれば、特典など優遇策を行い、カードに健康保険証を紐づけして、紙の保険証を廃止していく。このような手法での国民に強制したことによるものであります。

このように、国民が、現在の健康保険証を廃止することに不安を持ち、マイナカ

ードへの紐づけで、個人情報漏えいして、プライバシーが侵されることで、政治に対する不信感が強くなってきております。マイナ保険証になれば、無保険の人が大量に生まれると言われてます。社会的に弱い立場にある人たちは、医療を受ける機会を失い、命の危険にさらされることとなります。国民に、安全・安心な医療を保障するためにも、国民みんなに健康保険証を交付する現在の国民皆保険、国民健康保険証の存続を求めます。

以上、意見書案の趣旨説明といたします。

**◎議長（小池弘基君）**

説明が終わりましたので、日程第8、「意見書案に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

先ほど、意見書案の内容について、るる説明がありましたが、この、今、お話を聞いてると、多分これは、人為的ミスが大幅に影響してるということだろうというふうに、今、判断をしております。人為的ミスっていうのは、あくまでもこれは出てくる問題であって、それが過大評価されて、こういった問題がマスコミ等で騒がれて発生してるというふうに感じております。

お聞きしたいのは、このマイナンバーカード自体に問題があるのか。っていう部分でお聞きしたいと思ってます。このマイナンバーカードは、これからのデジタルトランスフォーメーションを進めていく上でも非常に大事な役割を果たしていきますし、少子高齢化で、人的不足が生じている中で、これを、軽減できる施策だというふうにも思ってます。これからの時代にあっては、こういうマイナンバーカードがやはり必要になってくるのではないかというふうに、私としては思ってますので、今、お話の中で、私は人為的ミスだということを表明して、このマイナンバーカード自体に問題があるのかというこの質問をしたいと思えます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

一つは、人的ミスということ。これは、河野大臣もいつも述べてあることですね。なぜ、そういうふうと言われるのかという問題があります。マイナカードを保険証に紐づける、これがもう構造的に問題、欠陥、はらんでるということがあると思います。私も、何でかなというのはいろいろ考えました。資料も見ておるわけですけど、このマイナ保険証に紐づけるために、健康保険者、いわゆる国保とか、共済とか協会とかいろいろ健康保険組合がここのほうに全ての保険者、加入してる人

のマイナンバーに紐づけて、そして、それを基に、今度は社会保険診療報酬支払い基金とか国民健康保険中央会、管理する中間サーバーに登録するというを行わなければ。そして、一方では、基本台帳に基づいて、データベース化したのを、氏名、年齢、生年月日、性別、住所、4情報を照会して、個人を特定するということになるんですが、ここで9割ぐらいは不一致になるということは、言われてるんですね。そして、住民基本台帳のそういう住所を書き込もうとしたら、一部でも間違えば、これはもう照会として、この一致する形からはねられる。同姓同名の場合は、複数おったりすることになったら、この人を特定していかないかん。いうことなのでかなりの作業としてもあるんですね。それで、1箇所、一つだけの作業をするのと違って、何度もチェック、集中していく、まとめていくための紐づけ作業がある中で起きると。それは人的な問題ということよりも、このやり方そのものが、問題があるんだということがあります。もう一つは、

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

山脇議員の質問は、マイナンバーカードそのものに問題があるのかどうかという。

**◎10番（田川正治君）**

マイナンバーカードそのものは、これはカードそのものは任意ですから、それぞれの人が必要にあわせてね。

**◎議長（小池弘基君）**

移行するときに、人的ミスとかいろいろあってきたという現実的な問題についての話とは別に、マイナンバーカードの運用そのものについて、どこが問題あるかということを山脇議員は尋ねてあると思いますので。

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私のほうからちょっと話します。カードは人的なミスだけでなく、プログラムの組み方にも問題があるんじゃないかと私は思っております。詳細にはプログラムの組み方、どういうふうにやってるか、専門家じゃないから見なくちゃいけないけど、恐らく、判別が難しい。それをどういうふうに表示してプログラムを組むか。そこが、なっていないんじゃないかと。それで、過大なミスがあるんじゃないかと、そういうふうに思います。

それからもう一つは、諸外国の経験から見ると、例えば、G7の各国は全てこれを採用していません。ていうのは、漏えいとか、なりすましとか、いろいろな事件が頻繁に起こりまして、それは、カードを使った方法で、マイナンバーカードを使っ

た方法ではやっておりませんので、そういう意味から、私は、カードの必要性はないんじゃないかと。個別でやっていいんじゃないかというふうに思っております。それは、私は一般質問の中でも詳細に、当局に質問していきたいというふうに思います。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

要は、この表題なんですね。任意であるマイナンバーカード取得の強制をやめること。この、任意であるマイナンバーカードが強制されたらこれ違法でしょ。言葉がちょっと矛盾してると思うんですよ。だから、表題自体に、非常に矛盾してる懸念があるんじゃないかと。だから、この意見書、中身は今いろいろなことを聞いて、そうだっていうこともあるだろうし、いや、私はそうじゃないと思ってるという方もいらっしゃると思いますんで、この表題自体が、任意であるマイナンバーカード取得の強制と。これ、任意であるものが何で強制になるのかなと、いう部分がちょっと理解できなかったんで、今、言ったようなことをお聞きさせていただきます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

任意であるというのは、任意でない形の今の健康保険証が紐づけられていくことによって、カードを持たないと健康保険証の管理ができない、ということになるというのが、今度の一番問題なんです。だから、健康保険証が廃止される。そして、今度はカードを持たないと、それが保険証としての役割を果たせない。このところに問題があるんですよ。だから、その間に無保険者が出てきたり、実際その保険を適用できる治療ができないと。病院にかかれない。内容によっては、登録しとる内容が、高齢者の分の70歳以上、1割2割3割、子どもの乳幼児の結局医療費の無料の問題、一部補助の問題など含めて、そういうのが、医療機関にかかったときにチェックできない状態で、10割払わされるというのは今でも起きてるんですよ。これが廃止されたら、もう全くその補償がなくなると。今、健康保険証を持って行ってそれでしなさいということで、二つ持って行って、健康保険証で状況を確認してもらうというのが病院側の対応としてしてるんですね。こういうことなどが関連しとるからカードそのものを強制しないように、これを強制するように紐づけてしまうから問題だということなんですよ。だからその内容についての。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。端的に言いますと、任意であるべきマイナンバーカードが、健康保険とか紐つけて、強制されてるようになってることが問題であるという考えでいいんですかね。

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

文言が、来年秋の健康保険証廃止の実施延期・中止、で1回切られてるんですよ。と、となんですよ。と、任意であるマイナンバーカード取得の強制をやめることって、これ二つあるんですね。考え方が。今、言ってるのは、紐づけされてるっていうのが、ここでは分かんないんですね。表題では。中身見ればそういうことかなっていうのは分かるんですけど、表題自体に問題があるんじゃないかと。そういう書き方ができてないっていうことなんですよ。だから、これ、誤解されやすい。表題。なので、私はその辺を注意してる。考え方はいろいろあるんで、それはいいと思うんですよ。だから、この意見書（案）の表題自体を、ちょっともう少し考えたほうがいいんじゃないかっていう、私の意見です。

**◎議長（小池弘基君）**

という意見だそう。本来、質疑でございますので、意見とは別でございます。

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

実は、延期と中止という言葉が、中黒で同時に書いてあるんですよ。この健康保険証廃止の実施延期と中止と。毎日新聞なんかの先ほどの70何%だったか、一応延期しましょうと。延期して、その中で審議をして、廃止するかどうかを決めましょうというのが、大方の世論ではないかと思うんですけど、ここはもうそれを同時に書いてあるからややこしい。

それから、さっき諸外国の話が出ましたけれども、私もいろいろ情報を集めてるんですが、ある方はイタリアでも義務化してて常に持っていかないといけない。というふうな話も聞いております。だから、もうちょっとこの問題についてはいろいろ詳しく調べないといけません、いろんな問題を盛りだくさんに入れてあって、論点が絞ってないので、その辺の考え方をですね。だからそれは山脇議員と同じ考えでちょっと申し上げました。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

ほかにこれも、意見というか考え方の確認みたいなことでもございましたけども。

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**



今、本田議員がイタリアの問題を言われたんですが、昨日もNHKだったかな、何か放送しててイタリアの問題を出されましたが、私が持ってる資料では、イタリアでは義務化されていません。そうです。資料はちゃんとあります。それはちゃんと報告します。

**◎議長（小池弘基君）**

基本的に、意見書に対する質疑でございますので、これ委員会付託もいたしますので、特に委員会のメンバーは、そこで慎重な意見をいろいろ議論していただければと思います。

あと、この意見書に対しての質疑、ほかにもございますか。

なければ、あとは、付託の委員会で審議していただくようにいたしますけども、よろしいですか。

それでは、この意見書案第1号の質疑を終結いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、日程第9。「請願の報告」を行います。

本定例会で受理した請願は1件であります。

事務局長が報告いたします。

藤川事務局長。

**◎議会事務局長（藤川真美君）**

議事日程表の9ページをお願いいたします。

請願文書表、受理番号1番、受理年月日、令和5年8月18日、件名、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。10ページから13ページに請願書の写しを添付しております。

請願者の住所、氏名、福岡県労働組合総連合、議長、福岡市博多区博多駅南1丁目9番8号、ケイアイビル2階、山下和博さん。

紹介議員氏名、古家昌和議員、井上正宏議員。

付託委員会、総務建設常任委員会。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

この請願につきましては、最終日において討論、採決となります。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、日程第10。「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日上程されました、第67号議案から74号議案、第89号議案から第91号議案及び諮問第3号、意見書案第1号、請願第1号につきましては、付託表のとおり、それ

ぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、第75号議案から第81号議案の令和5年度補正予算関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を、第82号議案から第88号議案の令和4年度決算の認定関係につきましては、議長を除く議員全員で構成する決算特別委員会を、地方自治法第109条及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により設置し、それぞれの特別委員会に付託して審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に末若憲治議員、副委員長に井上正宏議員。決算特別委員会の正副委員長は、委員長に井上正宏議員、副委員長に末若憲治議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ◎議長（小池弘基君）

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時06分)

令和5年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年9月4日（月）

## 令和5年第3回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月4日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

- |    |      |     |      |    |
|----|------|-----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 10番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 9番  | 川口晃  | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 7番  | 案浦兼敏 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 4番  | 宮崎広子 | 議員 |

### 2. 出席議員（16名）

- |    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 古家昌和 | 9番  | 川口晃  |
| 2番 | 田代勘  | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 杉野公彦 | 11番 | 福永善之 |
| 4番 | 宮崎広子 | 12番 | 久我純治 |
| 5番 | 末若憲治 | 13番 | 本田芳枝 |
| 6番 | 井上正宏 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 鞭馬直澄 | 16番 | 小池弘基 |

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美                      議会事務局係長 松永泰治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（17名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	古賀博文
住民福祉部長	神近秀敏	都市政策部長	新宅信久
教育委員会次長	堺哲弘	総務課長	豊福健司
経営政策課長	吉田勉	協働のまちづくり課長	高榎元

総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	道路環境整備課長	吉 村 健 二
社会教育課長	臼 井 賢太郎		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

今定例会は、令和4年度の決算認定が行われます。議会に与えられました議決権を御理解されまして、適正で効率的な行財政の運営確保を目指した決算審査をお願いいたします。

本日は、一般質問初日で4名の議員を予定しております。本日、11番、福永善之議員から、所用のため遅刻届が提出されております。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から、「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは質問を許します。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

◎10番（田川正治君）

おはようございます。議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき一般質問を行います。

岸田首相は、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事予算43兆円の軍事費、広島、長崎の平和式典での被爆者の願いを踏みにじる核兵器を正当化する抑止論発言。また、50年以上も続く福島原発の放射能汚染水の海洋放出を、漁民や県民の声も聞かずに強行するなど、国民の声を聞く耳を持たず、民意を踏みにじる暴挙を行っております。2024年度、概算要求が出ました。防衛省の概算要求は、7.7兆円で過去最高。前年度から1兆円増え、2年前からは2兆円以上の増加です。更に文科省の宇宙軍拡、国土交通省の空港、港湾の軍事使用、外務省の他国軍支援、総務省の軍事目的の情報通信といった、防衛省以外の省庁も、軍事関連経費を競って要求しております。まさに今、予算要求を見ると、戦時国家のような予算編成を感じさせられます。国民は物価高に苦しみ、景気は低迷。30年以上成長が止まっている日

本経済は、上向く兆しはまるで見えません。軍事関連の予算の確保を強力に推し進めようとしておりますが、どんな財源がどこにあるのでしょうか。福祉を切り捨てる、教育を切り捨てる、このようなことが考えられます。

このような中で、朝日新聞や共同通信が行った20日付けの世論調査では、岸田首相が指導力を発揮していない、朝日新聞で79%、共同新聞で79.8%。岸田内閣の支持率も33%となり、最低だった31%に次ぐ低さで、不支持率は54%になっております。このようなもとの、岸田公明政権、日本はデジタル後進国で、主要先進国に大きく遅れをとっているということで、維新・国民を含む4党で、マイナンバー法の改正を国会で強行しました。来年秋には、現在、国民全員に届けている健康保険証を廃止して、任意であるマイナカードを国民に強制する政治を推し進めようとしております。先進主要国で、同一の個人識別番号ナンバーを複数の行政機関で利用して、各行政機関が持つ個人番号を1枚のカードに紐づけている国は、主要国7か国では、日本だけです。まさに岸田政権は、個人情報を守るという点からも、世界の流れに大きく遅れて逆行していると言えます。健康保険証の廃止については、新聞各社の世論調査で、毎日新聞、廃止・延期が66%。共同新聞では、延期・撤回が77%になります。現在、マイナカードに紐づけたマイナ保険証の利用率が、4月の6.3%から7月には5%に下がっています。

このように、医療機関で受診するときに、病院窓口で提出する人は、90%以上が現在の紙の健康保険証で治療を受けることになっております。このことで明らかのように、健康保険証を廃止して、マイナカードに紐づけるマイナ保険証は、国民の不安と不信、怒りが噴出して増幅していることが証明されております。

そこで質問です。マイナ保険証に関する、紐づけ業務などによる役場各所管課、医療機関、高齢者、介護、障がい者施設などの諸問題に対する役場の対処についてであります。

まず最初に、交付税措置など、国の財政支援について質問をいたします。今まで、地方創生を名目にばらまいていた交付金を、デジタル田園都市国家構想交付金に再編して、マイナンバーカードの交付推進のためとして、より多額の交付金を国が出すようになりました。粕屋町も国の地方創生臨時交付金で、マイナカード取得者へのコンビニでの手数料10円にするというようなことも行い、今回、マイナカード普及率に対する国の財政支援の交付税措置に対してどのような態度をとっているのか、という点について質問をいたします。

まず最初に、先ほど述べました交付税措置は、いつからこの趣旨で交付、受けられるようになったのか。これは、昨年度の実績とか、今年度国に申請して、補助金として受け取るとか、ということなどがあると思いますが、今年のデジタル田園都市交

付金は1,289万6,000円でした。これの内容について、説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

議員が御質問の交付税措置の関係でございますが、非常に紐づけの問題につきましては、様々、マスコミ等、メディア等で挙げられております。まずここで、まず紐づけについての説明を概略、所管のほうからさせていただいて、それから交付税措置の関係を説明したいと思いますが、よろしいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

じゃ、そのあとに、質問の項目にも載せてますように、住基ネットの問題とかオンラインとか、いろいろと項目がありますけど、それはまた後で聞くようにしたいと思ってたんですが、必要なことについて説明があれば、回答を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

それでは、先ほど町長のほうも申し上げたとおり、まずはマイナンバーカードを保険証として利用する場合の紐づけの仕組みについて、少し説明をさせていただいた上で、そのほかの多岐にわたる多くの諸問題等について、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、保険証との紐づけに関しましては、本人の保険証利用申込みとは別に、本人が加入している健康保険組合などの医療保険者が、保険資格情報とマイナンバーを紐づけた上で、支払い基金及び国保中央会に登録をします。その後、登録された情報がオンライン資格システムに連携をされます。次に、患者さんとして医療機関を訪れた際に、専用の機械を通してマイナンバーカードを使った顔認証、または暗証番号の入力を行うことで、医療機関はオンライン資格確認システムで管理されている保険資格情報を確認することができるようになります。このような仕組みで運用されており、マイナンバーカード自体は、保険資格情報を保有してないことをまずは申し上げたいと思います。

以上のことを踏まえまして、役場の対応と処理といたしましては、役場では、マイナンバーカードの保険証利用申込みの支援を行っておりますが、被保険者の保険資格情報をマイナンバーカードに紐づけているのは、先ほど説明したとおり、医療保険者であるため、紐づけされている内容などの問合せに直接対応することはでき



ません。そのため、問合せがあった際には、内容を聞き取り、関係する機関や部署等を案内しているのが現状でございます。

次に、後期高齢者医療と国民健康保険については、住基情報等をもとに作成した資格情報がそのままオンライン確認システムへ連携されるため、紐づけの誤りはありません。暗証番号忘れの対応については、マイナンバーカード交付の際、本人が設定した暗証番号が記載された控えをお渡しし、保管していただくよう案内しております。もし、控えの紛失等で暗証番号分からなくなったとのお問合せがあった場合には、役場での再設定も御案内をしておるところでございます。

続きまして高齢者や介護の関係でございますが、マイナンバーカードを活用した、介護情報等の電子的な共有の仕組みや介護保険被保険者証の電子化につきましては、まだ検討段階ということで、今現在マイナンバーカードと紐づけているものはございません。また、認知症患者等施設入所者のマイナンバーカードの管理につきましては、直接施設等から報告は上がってきておりませんが、国が福祉施設・支援団体向けにマイナンバーカード取得・管理マニュアルを作成し、福祉施設等関連団体に周知を行っているところでございます。

次に、障がい者の関係でございますが、マイナンバーと障害者手帳の紐づけにつきましては、福岡県の業務のため、紐づけ業務に直接粕屋町が関わることはありません。また、介護福祉課の業務において、障害者手帳情報を必要とする場合、ご本人が持参される手帳や町のシステムの障害者手帳情報により業務を行っており、福岡県が行っている手帳情報の誤登録によるトラブル等の報告は、今のところ上がってきておりません。障がい者施設等についても、同じく、誤登録に関する報告はございません。

以上でございます。

#### ◎議長（小池弘基君）

吉田経営政策課長。

#### ◎経営政策課長（吉田 勉君）

交付税措置のお話が出ましたので、私のほうから交付税措置について御説明させていただきます。

マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要につきましては、令和5年度と令和6年度の2年間、普通交付税の中の、地域デジタル社会推進費におきまして、マイナンバーカードの交付率に応じて算定されることとなっております。令和5年度の算定額につきましては、市町村全体で約500億程度ということでされておりまして、粕屋町におきましては、今年度令和5年度の算定額が約1,800万円ということになっております。こちらの交付税の算定につきましては、マイナンバーカ

ードの交付率が低い場合に減らされるというものではありません。全自治体へ加算した上で、マイナンバーカードの交付率上位の3分の1の自治体に割増して加算するものということになっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

また、神近部長のほうから説明あった分については、必要な点は質問をしていきたいと思うんですが、まず今、吉田経営政策課長のほうから説明がありました。これは、4年、5年の分の交付税率に応じてと、ああ5年、6年。そして、5年度は1,800万円。ということは、これは、先ほど私が話しました1,289万6,000円。予算の分で計上されてた分との、この金額の違いがあるんですが、私はこのデジタル田園都市交付金の中に、内容のものが交付されるということとってたんですよね。それともう一つは、だから金額はちょっと違いがあるので説明してもらいたいのと。もう一つは、全国自治体の上位3分の1のところ、優先的に振り分けると。手厚く、これはカード普及で頑張ったからということで国が支給して、残り、それ以下のところは残りの分を配分するという事などは、あるということなんです。これについて、だから粕屋町はこの3分の1の中を目指して、頑張って交付金をもらって、そしてカード普及のために総力を挙げたというような。そういうような関連についてはどういうふうな、交付金は交付金として3分の1じゃなくて3分の1以下であったけど頑張ったと。とにかく、交付金はいただいたというようなことになるのか、ちょっとその辺りの説明を。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

**◎経営政策課長（吉田 勉君）**

ちょっと何点か質問が出たので、今の3分の1のそこだけでよろしいですかね。粕屋町は、その3分の1に入っておりませんで、加算はありません。もちろんマイナンバーカードは、交付税の割増し加算を取りに行くために普及を進めたわけではなく、もちろん制度として、当然ながらマイナンバーカードの、何でしょう、交付率拡大を制度として目指したということになります。交付税の、それはあくまで結果ということになりますので、はい。そこまで関連性はございません。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

ということは、さっき私が聞いていた内容としてあるわけですけど、この3分の1に入る部分というのは、目標を持って取り組んで3分の1に入ったということなのか、結果として3分の1になったから出るのかという問題があるんですよね。目的はやっぱり、その3分の1に入るために頑張るために、交付金出しますよって国が言いよるわけやから、それに、目標に向かって実際やろうという方針のもとで、この交付金の問題を、位置づけなのかという問題なんですよ。私は、その方向が全国的に強いから問題があって、国の予算の配分の問題から見ても、交付金のばらまきだということなどに問題として起きてきてるということがあるんですよね。私は、そこのとこちょっと、吉田課長のほうはそういうこと以外については説明できないかもしれませんが、町長のほうはどういう、その点での位置づけですね。どういうふうに位置づけてこの問題で取り組んだのかというのがあると思いますけど、説明を求めます。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

決して、その順番を争うために、交付率の拡大をしたわけではございません。ちなみに、結果的に、これは正確な順位というのは公表がはっきりされてないので分かりませんが、1,741自治体中、大体800位ぐらいの位置に、粕屋町はなりません。結果的に3分の1に入らなかったということになるわけで、決してその交付税によるその算定額を争うために頑張ったわけではございませんで、マイナンバーカード、これ国策としてマイナンバーカードの普及がありましたので、粕屋町もそれに協力して、普及に向けての様々な方策を講じたということでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

そしたら先ほど、吉田課長のほうに質問しとった点で、交付金ですね、田園都市交付金1,289万6,000円が予算計上のときに出てたんですが、これは、これと1,800万との違いっていいですか、について説明をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

**◎経営政策課長（吉田 勉君）**

今、先ほど交付税措置で1,800万と申し上げましたのは、あくまで地方交付税の財政需要額の算定額ということで、どこか予算的に見えてるわけではございませ

ん。大体10億近くの交付税ありますけれども、そのうちの算定額が1,800万円ということになります。1,200万っておっしゃられましたデジタル田園都市国家構想の交付金につきましては、あくまで交付税とは全く別物の補助金になりますので、補助金、今回3件申請してて、その額が約1,200万円ということになっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

いずれにしても、国が、そういう制度の問題として、カード普及のために交付税措置をして、取り組むというやり方について、そういうこと、国の予算を振り向けるというやり方について、このカード取得をさせるための誘導策の一つとして行われているということについて、町としては、町長はそういうことが目的ということではないということだったんですが、私はこの点は、カードの普及というのは、それは必要な経費というのは国から来る分があるかと思うんですね、補助金。いろんな窓口での宣伝の問題とかいうような対応の問題。

しかし、この交付率に応じて、カード交付率によって交付金を増やすという方向での取組については、町は行わないようにすべきだというふうに思います。そうしないと、このカード持ってるか持っとらんかということも含めてが、町民のそれぞれのいわゆる差別化するというやり方につながっていくというふうに思うんですね。そういう点については、町長どういうふうに考えますか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

逆に、ちょっと反問をさせていただきたいんですけども、田川議員は、マイナンバーカードの普及については反対だというお立場ですか。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

先ほどから言ってますように、マイナンバーについては任意ですから、それは国が決めたマイナンバー総背番号で付けられた、そもそものマイナンバーは、反対はありますよ。しかし、今カード化にするためにこういう交付税措置をしておるということについての問題を町長に問いよんですよ。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

分かりました。交付税、普通地方交付税の中に、需要額で算定されたものは、これは人口とか様々な要因があるんですけども、マイナンバーカードの交付に係る経費について、地方交付税の中で算定されたということでございます。決してその、なんて言いましょうか、目の前にぶら下げられたニンジンということじゃございません。その辺は御理解をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

では、先ほど神近部長のほうから説明があつて、ちょっと聞き取れなかったり、いろいろした問題がありますけど、私は一番、町として、対応は苦慮しながら紐づけ間違えしないようにということなど行われている、このマイナンバーカードに健康保険証とか医療情報、紐づけしていくということについてなんですけど、町としてこれについて、基本台帳から、マイナンバーに紐づけていくって、そういう作業について、中での間違いというようなことは特別起きてないということに理解していただいていいですかね。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

先ほどもちょっと申し上げさせていただいたんですけども、町としては後期高齢者医療と国民健康保険につきましても、先ほど申し上げた住基情報等をもとにして作成した資格情報がそのままオンライン資格確認システムのほうに連携して紐づけされるものがございますので、町としての分では誤りはございません。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

それで、間違いなかったということはあるかもしれませんが。紐づけ作業は、ここで町として行うわけでしょ。オンライン、結局、町が持つてる情報を、国保連合会のほうに出すための、いろんな住所を含めた住基ネットから引き出してやってくわけ、そこについては自動的につながっていくということのように今の話で聞くんなんですけど、思ったんですけど。その間に、職員が入って介在して結局、登録をして名前、住所、氏名、生年月日、性別などを入れて、国保連合会のほうに届けると。中間サーバー形式で何かいろいろ言うておりますけど、そういうことをする場合に、職員が関わってるということだったらいろんな問題が起きる。それは、今いろんな

点で障害になってる点としてあるんですが、それはシステムのどういうふうな形になってるんですか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

今回問題になってるのは、あくまでも自治体以外の保険者が手作業でマイナンバー、ご本人様が提供されたマイナンバーと、その方の情報を紐づけて、中間サーバーのほうに送ってるところで紐づけ誤り、別の方と紐づけをしているということで今間違いが起こっております。自治体のほう、住基と紐づいているというのは、もともと住基コードっていうのがあるんですけども、それを基にマイナンバーというのは生成されておりますが、その住基コードは、もうあらかじめ国のほうから各自自治体に付番をされております。住基を登録する際に、それはもう自動的にその方に付く番号になりますので、現在、新たに番号が付く方というのは出生、生まれられた方になります。転入とかで住民票の異動された方は、もうもともと番号っていうのはお持ちなので、その番号を使ってマイナンバーが生成されます。それは、こちらのほうで住基登録をする際に番号を入力をしますが、番号自体にチェックがかかる機能もありますし、それを国の機関のほうに送った時点でマイナンバーが自動的に付番をされますので、そこでその本人かどうかというチェックは必ずかかります。その情報を住民基本台帳の情報として持っておりますので、そのままを、国民健康保険や後期高齢のほうには紐づけを、紐づけというかデータとして送ってただけですので、役場の職員が手作業でマイナンバーとその方の情報を紐づけをしているわけではありませんので、基本的に間違いはありません。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

いずれにしても、今の説明もあるわけですが、とにかく自動的にそのまま送っているということだから、そこで間違いが起きたら、問題として、元々の分に問題があったら、間違いがこの国保連合会のほうに行くということになるかもしれませんが、今の状況では、何の支障もなく、住基ネットから連合会のほうに行っている部分は、問題が起きてないということで理解していいですか。はい。

それと、先ほど説明がありました高齢者の医療費の窓口負担、それとか国民健康保険の窓口の問題。これでは特別問題がありませんということですが、県も後期高齢者の場合は県でしょうけど、いわゆる後期高齢者になってない前の人たち、高齢

者の人たちなど、70歳からは所得割で1割2割3割ということで負担があつて、自己限度額なども決まってるわけですけど、それについて、今度のこの医療機関での、この何ていうんですか、カードかざした場合に間違いがあつたというようなことで、健康保険証と一緒に持って行って何割負担というのが1割2割3割の負担が分かつたということなので。そこでのそういう間違いもあるということが言われているんですが、これは町のほうでこの間違いというのは、こういう1割2割3割という問題での間違いというのは特別起きてないですか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

先ほどの番号と同じように、町が持つてる情報っていうのは、もう住民基本台帳に紐づけて持っておりますので、町のほうで入力をしている資格については、間違いはないというふうになっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

はい。それと障がい者の問題で、これは先ほど県のほうの管理で手続きしてるからという説明だったように思ったんですが、この障害者手帳の誤登録というのが全国的にあるということでは言われてるんですが、紐づけ間違いですね。これは、障害者手帳に対するその紐づけは町としては関わってない。先ほど、県のほうは全部しますような言い方、私はそういうふうになんかちょっと受け取ったんですが、これは町のほうで、障害者手帳を管理して個人に引き渡すということなどとの関係で、紐づけも含めて町が対応してるというふうに思ってたんですが、その点について説明をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

先ほど部長のほうから申しあげましたけれども、障害者手帳のマイナンバーとの紐づけにつきましては、福岡県のほうが行っておりますので、そちらに関しては町のほうが直接関わることはございません。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

それと、先ほど言われました、説明もあつたんですが、各施設、障害者施設など福祉施設、これが国がマニュアルをそれぞれの施設に、マイナンバーカードについても手続きの問題などを周知しているということを説明があつたんですが、これは、町としてもこの周知してる内容とか、ということなどについて、見て、町としても、それをもらってると思いますか、マニュアルの内容については、いうことでなければ、何かいろいろと問題が起きたときの対応というのが、町と施設の関係で必要になってくることもあると思いますけど。そういう点で、このマニュアルについて、町のほうでも、それは書類として受け取ってるのかどうか、説明を。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

今のマニュアルの関係ですけれども、県のほうから、国ですか、8月の7日に町のほうに、8月7日付けの事務連絡がありまして、そういった関係の施設のほうにマニュアルを送っておりますというような内容が来ております。それでこちらのほうも、マニュアルを直接そのマニュアル自体は送ってはきてないんですけれども、ネットのほうから出してありまして、このようなマニュアルが各施設に行ってるかと思えます。先ほどのマイナンバーカードの管理のことに関しましても、その中に、管理の方法ですとかそういったことが記載をされております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

これで一番問題になってるのは、とにかく、施設が、今までは健康保険証をコピーしたり、現物を預かって、そして対応してるということなどがあつたわけですけど、これがなくなり、今では、コピーそういうふうにしてるんですが、今後、なくなれば、マイナカードを預かったら、とても施設としては責任持てない、いうことなどが言われてるんですよね。そういう点も含めて、現状の問題だけでなく、今からマイナカードになったら、そういうときにはどう対応してもらおうということは施設のほうに何か文書として、今、言われたマニュアルの中に入ってるんですか。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

マイナンバーカードの管理につきましては、ご本人様か家族、若しくは施設での



管理が3通り考えられます。それぞれにいろいろ注意点等が書いてあるんですが、特に施設で管理する場合は、まず、本人管理が基本ですけれども、入所契約とか預かり証との合意に基づいて、施設側で入所者のカードを管理することができるとなっております。特に注意する点としては、紛失防止の鍵付きのロッカー等に保管をしてほしいということ。それから管理記録をつける。出し入れの日時とかの記録をしておくこと。それから職員のうち、管理を行う者の範囲を定めるといったようなことが記載をされております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

それで、先ほど部長のほうから説明と暗証番号の問題で、介護、そういう福祉施設関係は、施設が保管するといいますか、暗証番号についてということの説明だったんですが、これは、全ての、いわゆる施設入所者についての、一人一人の暗証番号を書いた書類をどこかに管理するということになるわけですか。かなり厳重な管理をしないと、いろんな問題がこれ起きてくるんですけど。それについてはどういうふうなことになってますか。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

マイナンバーカードの暗証番号というのが、非常に大きな問題かと思いますが、そこにつきましては、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではございませんが、そのために、令和5年の11月頃より、これまだ予定ですので、はっきりと下りてきてはおりませんけれども、暗証番号の設定が不要なカードというのは申請受付を、交付を行う予定となっているようでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

国もいろいろ問題があったら、繕いながら、ほかの方法をいろいろ考えて施策をしてると思うんですが、結局泥沼に入っていくような状況が、実際、現場とこのマイナンバーカードを持ってる。そして、それを健康保険証代わりに使っていくという中で起きてると思うんですね。こういう事態は、特にこの社会的弱者と言われる人たちですよ。高齢者とか障がい者、いろんな病気を持った人たちについては、非常にこれは大変な、管理も含めて、他人にそういう責任を持ってもらうことについての問題ということなどが出てくると思うんですね。今から、もうまた、これが

どういう取り繕いで国がやっ払いこうとしてるのかという問題があるんですけど、これで、暗証番号忘れた場合に顔認証としてくださいってということで、今やっ払いということだったんですよね。結局、医療機関ですね。そしたら、実際は障がい者の人たちの顔の表情とか、写真映ってるときと違う状態で、結局、駄目になって無保険ということで、10割負担させられたとかいうようなことなども、全国的には生まれてる。そういう点では、障害を持つ人たちも含めて、この暗証番号の問題だけではなくて、顔認証の問題も含めていろいろまだ問題点が多く含まれてるっていうふうに思うんです。

でも、そういう点で次の質問に入りますが、町役場の窓口業務やコンビニによる別人の住民票や戸籍の写し、抹消済みの印鑑証明書など、他人への誤登録数、情報漏れですね。こういう問題について質問したいんですが、これは、宗像市でこういう問題が起きたというのが新聞で報道されてるんですよね。結局、他人名義の分の証明書が発行されたということで問題になって、まだ修正プログラムが44自治体で適用されないということで、修正を今進めているというようなことなどが、修正プログラムが適用されてないということであるということなんですが。粕屋町はこれについて、全国的に問題になっているような状況について、コンビニで発生しているということについて、どうなのかということの説明を。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

御質問の2番目の、全国的のマイナンバーカードの分はどういたしましょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

いろいろ先に説明があったり、いろいろあるもんで、こちらも考えながら、その際、今聞いた話で再質問していかないかんもんで、非常に難しい対応の仕方になったもんでね。ちょっと間違い、間違いちゅうか順番の問題があるかと思いますが。どれやったかいな。1番、2番は町役場の紐づけ作業の問題。1番は今言うたコンビニの問題。

**◎議長（小池弘基君）**

2番は返還者が増えてるという。

**◎10番（田川正治君）**

これについても、返還の問題では、いわゆる国保の問題などがあるかと思いますが、それについては、町のほうで対応、この返還者数が分かってる分などがあれ

ば、それ説明してください。二つ。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

ではまず、2番のほうの返還についてなんですけれども、粕屋町でのマイナンバーカードの返納者は現在5名となっております。令和5年7月末現在で、3万5,889の方がマイナンバーカードをお持ちいただいているんですけれども、それからいきますと、返納者の割合としては0.014%となっております。

続きまして、3番のほうの問題ですけれども、まず、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付の誤交付についてでありますけれども、粕屋町におきましては、今回の不具合の原因となったシステム事業者とは別の事業者を利用しております。今回の件を受けまして、5月の9日に、粕屋町が利用しております事業者により、今回の不具合の有無の確認とシステムの点検を依頼しております。事業者によりますと、現在、粕屋町に提供されておりますコンビニ交付システムでは、今回、よその自治体で発生したような事象が起こらないような仕様となっており、検証済みであること。また、それとは別に、4月に地方公共団体情報システム機構のマイナンバー関係は取り扱っております、機構、J-LISからの要請により、別途点検を実施しており、システム上での不具合がないことを確認しているということです。

また、再度ほか自治体での事象を受けまして、再点検を実施して、誤交付や不具合がないことの報告も受けております。なお、この点検には、マイナンバーカードの交付数増加に伴う性能評価も含まれています。また、粕屋町におきましては、現在、住民の方からの誤交付等の連絡はあっておりません。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員にお願いですけれども、発言残時間20分切っておりますので、後まとめていただくようお願いいたします。

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

では、次の質問で、このマイナ保険証紐づけ作業などで業務量の増大で、町職員の人たちの仕事、業務が非常に重たくなっているとか、多くなっているというふうに思うんですね。そういう点で、人的増員などについての検討していることについて、定員の問題はこの前、話があったんですが、それ以外にこのマイナ関係で、対応についての答弁について、説明をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

マイナンバーと保険資格情報等の紐づけ作業は町で行っていないため、今のところ職員の増員は考えておりませんが、保険者の紐づけ誤りなどによる不具合や保険証発行の取りやめに対する問合せは増えてきておりますので、今後国の政策に合わせて、丁寧な説明を行っていただけるよう、体制強化をしたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

ちょっと時間があれましたが、次の質問に入ります。国連の気候変動に対する政府間パネルの報告で、この10年に行う選択や対策は何千年にもわたって影響を与えると警告されております。粕屋町が宣言した2050年脱炭素化社会・ゼロカーボンシティを目指す取組について説明を求めます。これは町長が、何番目やったかな。町長、私6月議会的时候ですか、3月か、議会的时候に、このことについて質問したときに、今この内容について計画を立てていくということでしたけど、それについて説明を。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

田川議員、1番にも入ってよろしいんですかね。はい。御存じのように、今年の3月議会で、ゼロカーボンシティ宣言を私が行っております。それ以後、いくつかの質問も、議員各位から受けておりますけども、今現在、粕屋町地域再エネ導入戦略、こういう会議でその内容の検討を行っております。個別には、様々な数字的なものもございますので、担当所管のほうから説明させていただきます。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

2030年の削減目標は、2013年度比50%を削減目標としております。この場合の再エネ導入目標としては、建物系で官公庁・学校50%、病院・戸建住宅等・集合住宅・工場倉庫20%、その他建物10%、土地系で荒野農地10%、ため池20%と想定しています。

今後の計画といたしましては、今年度、粕屋町全体の脱炭素施策といたしまして、粕屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）並びに、公共施設に関する脱炭素施策としての第3次粕屋町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定いたし

ます。また、公共施設に対し、公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査を行います。いずれも年度内の策定を予定しております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

私はこの内容について、一番、はっきり明確にしておく必要があるというのは、町長は去年の9月議会だったと思うんですが、2013年比で50%削減に挑戦するという計画をしたい。地域再エネ導入戦略エネルギーの変換だけでなく、今のエネルギー消費を抑えることを総合的に取り組んでいくという答弁をされたんですが、こういう内容が基本に、この計画を作られたと思うんですが、この点について、国も2013年比46%というようなことで示したり、そのことについては、国連が示してる2010年比45%より低いということなどが問題になってきてるんですが、この点について、町長はどういう、基本的にこの削減についての目標をこの中に盛り込もうとされてるのかについて質問です。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

先ほど、課長のほうから若干の説明を行いましたけども、導入目標というのは、様々なエレメントといいましょうか、病院とか、通常の戸建て住宅、倉庫、あるいは荒廃農地、ため池、様々な分野での目標の数値が必要でございます。そのために、先週ですけども、第2回の地球温暖化対策実行計画協議会も行いまして、個別の目標を設定し、それに向かった具体的施策を、今、練り込もうとしているところでございます。全体的には、私が当初申し上げましたように、2013年度比50%を2030年には達成したいというふうな方向性で進んでおるところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

では、次の質問に入ります。2番目、広報かすやに、家庭や個人でできる地球温暖化対策の省エネが紹介されておりますが、住宅の断熱リフォームとか太陽光発電設置について、前回も質問したんですが、この計画の中にどのように盛り込まれることになってるのかについて、町長の答弁をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

まさにこれは、その計画協議会の中で、素案を今練り込みつつあるところがございます。個別には、様々な問題がございますので、これも、担当所管のほうから、詳細について説明申し上げます。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

住宅の断熱リフォームに関する支援事業としては、国が行っています、住宅省エネ2023キャンペーンがあり、子育て世代や若者世代ZEH建築物を対象としたものや、先進的窓リノベ事業や給湯省エネ事業があります。

また、福岡県が行っているもので、既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業や、既存戸建住宅断熱改修費補助金といったものが現在行われています。

粕屋町独自の支援制度については、今後の検討課題であると考えております。また、太陽光発電設備設置に関する支援制度は、一部の自治体で行っているようですが、粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会の結果を踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

いずれにしても、今からの取組ということになっていくと思いますが、ちょっと時間の関係もあるからどうかちょっと簡単に。最後、ちょっと4番のもう質問をやめて、3番目のクリーンパーク焼却場の建て替えについて、エネルギー回収型廃棄物処理施設の計画についてですが、これはどういうふうな今進行状況になつてののかについて、説明をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

これは実際、クリーンパークの一部事務組合の議会の中でも、るる詳細については説明を行っております。従いまして、議員の方々もそちらに御出席でございますので、詳しく御存じと思いますが、私のほうから概略のみ、お話を申し上げたいと思います。

今回、クリーンパークの建て替えにつきましては、今、RDF方式によって処理をしておりますけども、RDF棟のみの建て替えで、リサイクル棟についての建て替えの予定はございません。次期ごみ処理施設の処理方式はストーカー式ということで、燃焼処理に変わります。大きく変わります。運転に伴い発生する余熱を利用し

発電を行うために、これは、いふなればエネルギー回収型の廃棄物処理施設となるわけでございます。設計・施工期間につきましては、契約の締結日からおしりが決まっております、令和10年3月31日までとしております。運営期間、以後の運営、要するにランニングするわけですが、それは、令和10年4月1日から令和30年3月31日までの20年間となっております。施設の設計・施工業務と20年間の運営業務を合わせて、予定価格、今現在のあくまでも設計の予定価格ですが、401億1,920万円というふうになっております。現時点で、リサイクル分別の方法に変更はございません。先ほど言いましたように、リサイクルに関しての処理等は変わりませんので、その変更はございませんけれども、資源循環そして脱炭素化に向けた、構成3町の中で、その分別方法につきましては、今後、協議を重ねてまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

そしたらこれは、ちょっと今、リサイクルの問題など言われましたけど、先日、大木前町長が来て、人権問題学習会のとき講演されたんですが、28種類の分別方法を収集を行ってるということによって、これが生ごみの中に入ってるプラスチックとかビニールを別にしていくことなどを含めてやっていく中で、非常に生ごみの量が減ってくることによって焼却する燃費が減るということなど含め、CO2削減にも大きく役立ってきてるということなどが言われておりましたので。是非そういう点も含めて、今後の検討課題として考慮してもらいたいというふうに思います。

次の質問は、また次の機会にしたいと思います。

最後に、老朽化した町立保育所の建て替えを公約されたときに、中央保育所は完成しましたが、その他仲原保育所の建て替えについて、町立で残してやっていくということなどがあって、今回、町立幼稚園の定員割れとか赤字採算とかいうようなことなどの問題から、統廃合問題などが出てきたわけですが、この点について、小規模保育所だけが残るということになったら、3歳以上の子どもが受け入れるところは仲原地域でなくなると。仲原の今ある保育所の周辺のところですね。などがありますので、これについてどのようにこの問題を対応していかれるのか、ということ。で、3番目の項目としてあるのはパブリックコメントでの結果、どういうふうになったのかについてもまとめて説明をお願いします。町長、答弁をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

### ◎住民福祉部長（神近秀敏君）

まず1番目の御質問で、こちらのほうの素案というものは、町長の方針なのか、検討会議の結論なのかというところでございますが、今回の町立幼稚園、保育所未来プロジェクトの提言書、素案につきましては、有識者の方を含めた町立幼稚園・保育所のあり方検討会議におきまして、未就学児児童の推移や、町立幼稚園の入園状況、保育施設の老朽化等を踏まえ、町立として、子どもたちにとってより良い幼児教育・保育を提供していくために、検討を行い、あり方検討会議の結論として提言をしているものでございます。この後、議員の皆さまに、パブリックコメント等でいただいた意見を踏まえ、提言書として町長のほうに提出していきたいと考えておるところでございます。

2番目もいってよろしいですか。素案につきましては、町立幼稚園・保育所あり方検討会議におきまして、未就学児児童数の減少傾向ということもございしますが、待機児童の状況もあり、保育を継続しながら、仲原保育所の老朽化対策を早急に行う必要があることから、既存施設の有効活用も踏まえた上で、取組をできる方策として提案しているものでございます。

しかし、素案にも記載しておりますが、場所や費用の課題が解決できれば、保育所での建て替えとして検討していくとしており、今後も引き続き検討していく課題であると考えております。

3番目のパブリックコメントにつきましては、中央幼稚園と仲原幼稚園につきましては、閉園の方向で素案となっており、保護者の皆さまにとって重大な問題であることは十分認識をしているところでございます。しかしながら、町立幼稚園・保育所未来プロジェクトの提言書の素案では、あくまで町立として、子どもたちにとってよりよい幼児教育・保育を提供していくためには、どうしたら良いかという視点で検討した結果でございますので、少人数学級や付加サービス、老朽化した保育所の問題等、多岐にわたっておるため、パブリックコメントの募集を、開始時に、各町立幼稚園・保育所からの保護者に対してパブリックコメントについて周知をしていただいて、意見や要望を集約したことにいたしました。御理解のほどよろしくお願いたします。

### ◎議長（小池弘基君）

田川議員。

### ◎10番（田川正治君）

町長にちょっと質問なんですけど、1番目のところの仲原保育所の建て替えについて、そのままの状態、今の認可保育所として建て替え、建設場所などを検討しながらということだったと思うんですけど、この考えは、今、神近部長からの説明で



は、引き続き検討していくということで、これは継続してると、この方向は。ということだと思っておりますが、問題は、幼稚園がなくなって、そしてそこに小規模保育所ができれば、3歳以上の子どもが入れないという事態になるということは御存じと思いますが、これは6年ぐらい前ですか、厚生常任委員会の中でも非常に問題になったんです。民間の保育所は、小規模保育所で2歳児まで預かるけど、3歳児からの受入れがないということで、大概、その事業者本人が来てから、要望が強くされたところだったんですよね。こういう点では、小規模保育所というのは非常に、そういう問題もはらんでる問題として、慎重に検討せないかん問題だと思うんですね。ですから、このことが、何でその小規模保育所、いわゆる幼稚園の後に作るという話になったのかというのがあるんですけど。その点について何か、話し合った経過の中で、決まったことはないですか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

私はその協議会に入っておりません。まだ、その協議会の中でいろいろ事案について、協議された問題について、この前、文教厚生委員会のほうに、素案を提示して、議員皆さまの御意見を頂戴する段階にあります。従いまして、私のほうに、まだ正式には来ておりませんので、それについての一つ一つのことについて、まだ、回答する時期ではございませんけども、私は以前、議会の皆さまから提言されたことについては、重く、受け止めておりますし、今後の情勢を見ながら、最終的には決断していきたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

最後時間がなくなりますが、3番目の分、パブリックコメントの件ですけど、私も久しぶりにパブリックコメントがホームページの中でどういうふうになってるかというの見たら、ほとんどゼロ。コメントする人が。それとか2人3人。多かって5人ですよ。だからこのパブリックコメントで、こういう意見を集約していくということのやり方についてもですが、もっとやっぱり、直接それに関係する人たちを呼んで、そして、対話形式でその問題をひもといっていくといいますか、どういう方向にしていくかということなどを話し合うようにすべきだというふうに思うんですけど、その点についてはちょっとどういうふうに考えてるのか答弁を。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

今回のパブリックコメントに関しましては、先ほど、神近部長のほうからも回答がありましたけれども、パブリックコメント、なかなか分かりにくいところがあるかもしれないというところで、園長先生のほうから、各幼稚園・保育所の保護者宛てには、別個に周知のほうをお願いして、できればパブリックコメントのほうしっかり見て、回答をお願いしますというような形で、周知のほうは図っておるところでございます。

**◎10番（田川正治君）**

はい。じゃあ以上で終わります。

（10番 田川正治君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、田川議員の一般質問が終わりました。ここで暫時休憩といたします。再開を、10分間ですから、10時45分といたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時45分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

（9番 川口 晃君 登壇）

**◎9番（川口 晃君）**

はい。それでは一般質問入ります。皆さんおはようございます。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。

福島原子力発電所の汚染水の問題も心配です。8月31日の記者の質問に対して、野村農水大臣は、汚染水と言いました。後で訂正しましたが、鹿児島県の農協出身の農水大臣としては、本心は汚染水という認識を持っているのではなかろうかと、私は推察できます。現在は、いろいろな学者たちが、放出の方法、あるいはほかの方法とかの提言をしています。近畿大学では、トリチウムの除去装置の開発にも成功しています。これを大規模化すれば、トリチウムの回収もかなりできるんじゃないかと私は思っています。もっともっと多くの意見を聞いて、あらゆる技術を駆使して、汚染水の放出は避けるべきです。国民の8割が、政府の説明は不十分だと感じています。漁業者の理解、国民の理解は得られたのか、私はそうでないと思います。

それでは、順序に従って一般質問を始めます。最初に、JR九州鉄道問題です。1番目に、福北ゆたか線の増便と車両の増両です。コロナ感染症の一旦の静まりと同

時に、JR福北ゆたか線も通勤通学で乗客数がどっと増えました。7月上旬でしたか、高校生の姪が電車の中が満員で、気分が悪くなって、しゃがみこんでしまったと言っていると。増両するか1便増やしてくれと。この高校生の親類の方から相談がありました。確かに、御存じのように、1年前に快速が粕屋町の全ての駅に停車するようになりましたが、残念にも、1時間内で1便、普通便が減便されました。コロナが少し和らぐと、たちまち乗客が元に戻り、今回の事態になっています。7月下旬に吉塚からの帰りの電車の中で、筑豊か、あるいは篠栗から通学している高校生たちがいたんですが、面白い話をしていました。「門松で増えて、長者原でどっと増え、原町でいっぱいになって、柚須駅で満杯になり、乗れん人もある。もう大変だ。」笑いながら会話をしていました。私は聞いていて、なるほどいい表現だと感じました。日曜の朝9時頃でもいっぱいの状況もあります。9月に入り、通常に戻りました。異常な暑さも、何か今日は36度ぐらいまで上がるとか何か言ってるらしいですが、健康を損なう人が出ないように、直ちに元のダイヤに戻してほしいと思います。JR側に要求していただきたいと思いますが、箱田町長の答弁をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

JR福北ゆたか線の利便性向上について、全体的なことと思いますけども、これは我々沿線自治体で構成しております、JR篠栗線筑豊本線整備連絡協議会、そしてまた、福岡県の地域公共交通整備促進協議会、様々な組織をもって、JR九州には要望しておるところでございます。

特に、今、議員御指摘の通勤通学の時間帯についての、車両の増結、そしてまた本数の増便については要望してまいったところですが、今、ご紹介の一昨年、3月に、原町駅、門松駅の快速列車の停車など、そういった時間帯、昼間の時間帯でございますが、停車するようになりました。今現在もほかの自治体と協力しながら、要望活動を行っておりますが、JR九州全体としては、やはり、乗客数、乗降客の減少というのが、大きい問題として立ちはだかつておるようでございます。幸い、福北ゆたか線につきましては、鹿児島本線に付く黒字という認識はJR九州は持っておりますから、だからこそ力を入れてほしい、お金を投じてほしいというふうな要望も、私も、古宮社長にもお会いしたことがありますけども、その場でも要望しております。

ただ、鉄道事業者として、軌道事業者としては、なかなか全体的な投資等は難しい部分はありますけども、直近のことでJR九州と協議をしておりますので、担当課

長のほうから説明を行います。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

はい。ただ今町長のほうも申されましたとおり、沿線自治体で構成します、JR篠栗線筑豊本線整備連絡協議会、こちらや、福岡県地域交通体系整備促進協議会、こちらを通じて、毎年要望活動をJRに対して出しております。

先ほどもありましたように、車両の増結につきましては、現在、JR九州に何うと、現状福北ゆたか線には、増結するための車両の余裕がないとのことであります。先ほど快速電車、町長のほうも申されました、電車につきましては令和3年3月より、昼間の時間帯ではありますが、停車するようになっております。

今後も、福北ゆたか線の沿線自治体と協力して、両協議会を通じて、毎年車両の増便や増両などの利便性向上に向けた要望活動は行ってまいりたいと考えております。現在、全体的に鉄道利用者の減少により、鉄道事業は厳しい状況にあるとも、JR側からは伺っております。長期的な交通ネットワーク維持のためにも、沿線住民の方には、利用促進を今後も図っていただきたいと考えているところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

1時間内で、1便、普通電車が減りましたんで、その分が、やっぱばらけてきて、非常に混雑状態が今続いています。増両があるとすれば、直ちに増両していただきたいんですが、何か、なんですかね電車の、あれは車庫じゃなくて何て言いますか、あれが不足しているというか、増両ができない状態だということですか。福北ゆたか線、篠栗線は、非常に昔から黒字線ですので、今度から、また、乗客も増えていくものと思われますので、強く要望していただきたいと思います。以上、お願いします。

2番目は柚須駅の安全対策です。これ二つあります。一つはホーム転落防止の安全柵の設置です。朝方の博多駅側のホームは混雑状態です。電車は7時ぐらいから8時半ぐらいまでは、6両から7両編成です。もういっぱい編成で、ホームの長さは結構長いんですが、見た感じ100メートル超してるんじゃないかというふうに思います。それがほぼ満タンの状態になるんです。篠栗、筑豊行きのほうは、まだまだ余裕があるんじゃないかと思えますけども、駅員は、元は2人でしたが、今、ちょっとどうなってるかちょっと分かりませんが、ホームに駅員はいません。非常

に危険な状態です。

先日、議員の視察で糸島市役所に行ったんですが、いいものを見たんです。福岡市の地下鉄は姪浜駅までです。その先はJR唐津線です。その唐津線の下山門駅に、地下鉄同様に安全柵がありました。スライド式の金属のパイプで、どう言ったらいいかな、こういう状態に繋がっててトラスで中入ってて、人がぶつかっても、安全だというような感じの、そういうふうなスライド式の扉も設置されています。あんな感じの安全柵とスライド式でも結構じゃないかと思います。事故が起こる前に、至急の対応をJRに要求してほしいと思います。箱田町長の答弁をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

福岡市の地下鉄については、非常に安全策はハイレベルな、これ実は欧州ヨーロッパの地下鉄仕様を勉強されて、福岡市の地下鉄に採用されたというふうに私も聞いております。

ただ、これをJR九州、車両が統一化されたような、例えば、新幹線とかは、それは今完備しておりますが、なかなか、その車両の規格によって、統一性がないということで、困難な問題、技術的な問題はあるようには聞いております。要するに車両ドアの不一致、車両によって不一致がある。それで、自動列車運転装置のない路線での列車停止制度のほか、狭隘の箇所に設置した場合の、旅客流動への問題、そういったことにプラスして、最終的には多額のコストが、JR九州のほうにいるということの問題も、聞き及んでおります。

ただ、今、議員が御指摘のように乗降客の安全確保のためには、これは将来的にも、粘り強く要望はしてまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私が言ってるのは、地下鉄の方式じゃなくて、JRの唐津線に下山門駅っていうのがあるんです。同じですか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

筑肥線は地下鉄と全く車両の統一性を図っております。これは車両の軌道の幅そのものも、建設のときに測ったぐらいですね。ですから、やりやすかったというのはあるようです。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

篠栗線も、柚須駅は、大体、全ての列車が、同じ位置に停車します。それで、扉は同じ位置に大体開きます。だけでも問題なのは、例えば、2両編成とか3両編成とか4両編成とか、3両編成はないですから2両編成4両編成、6両7両と、まちまちであることは確かです。しかし、安全対策の中では、やっぱそういう方法が必要じゃないかということ、私は申し伝えたいというふうに思います。

次は、2番目は、駅員の複数配置と終日勤務の実施です。1、2年前のダイヤ改正で粕屋町のかなりの駅で駅員の無人化が図られました。柚須駅は、無人化は避けられましたけど、元は、朝早くから駅員が複数勤務してあり、切符の販売もしていました。それがもう、現在は切符の販売は取りやめ、勤務体系は、午後の3時頃には駅舎のシャッターが下ろされます。乗客は、その後も大勢の人が乗り降りするんです。もう5時以降だと、相当な数が来ます。事故の対応はどうするのか、障がい者や急病者の対応はしなくていいのか。大分では、何かこう無人の駅で、最近、死亡者が出たんじゃないでしょうかね。複数配置と終日勤務について、JRはどのように考えるのか、無人化したんですけども、私たちの要望は、やはり無人化じゃなくて、ちゃんとした勤務体系でおってもらいたいというふうに思うんです。箱田町長の答弁をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

最初に、香椎線が完全無人化をされました。その時にも、沿線自治体においては、非常にJRのほうに要望を強く申し上げたんですが、もうこれは、決定事項ということで、安全管理には最善の施策を行うというようなこともありまして、中身見たら、緊急通報装置を完全に整備してますとか、その程度でございました。駅の整備、駅員の配置もありますけども、それこそ、今朝の新聞にありましたように、筑前山手駅に停車していけないような快速が停車して、外国人の方でしょうか、2名ほど降りられて、その後どうなったか分からない。そんなふうな、これはワンマン化ですので、乗務員のワンマン化運転手しかいない。車掌がいたら、そういった安全管理はできるんですけども、それはできない。様々な問題がJRそのもの、九州だけじゃなくて、全国的なJRの運営そのものにも、様々な問題を引き起こしておるといふふうに考えております。

それを、福北ゆたか線につきましても、無人化を方向性に舵をとったようなJRの

動きがございますので、これも私のほうも要望はしてまいっておるところでございますけども、JRいわく、旅客運賃収入の減少、あるいはその人的な、人員の確保が難しい、そういったことも理由で、令和4年3月に、駅の営業体制とか駅員の無人化を進められたところがございます。先ほどと重なりますけども、沿線自治体と協力しながら、現在の有人駅においては、利用者のサービス低下を防ぎ、現場での様々な問合せに円滑に対応するため、この有人駅の人員の配置は、まずは維持していただきたいというふうに、JR九州のほうに要望書を提出いたしております。長期的な交通ネットワークを維持していくため、安全を確保しつつ、業務運営の効率化に向けた取組の一環として、駅の営業体制の見直しを行ってまいります。そういうふうな通り一遍と言いましょうか、そういった回答でございました。柚須駅を含めて、全ての駅について、利用者の利便性・安全性の確保に向けて、これから先も、沿線自治体と協力しながら、JR九州への要望活動を強く行ってまいりたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

最近の話ですが、JRから降りてきていましたら、ある客がカード式の料金表、あれカードを付けたんです。何か反応しなくて、待合室に行ってくださいという、放送がされました。しかし、その人は、ばたばたしてあったんです。結局、扉はちゃんと開いてますからね。だから、やっぱり駅員がいるっていうことが、やっぱり大事なことじゃないかなと思ってます。やっぱ経営的にも損をするんじゃないかと私は思っております。

それでは3番目です。柚須2号踏切の歩道の設置と監視カメラの設置です。まず歩道です。この件は3月議会でも質問しました。2月、2号踏切の北側も南側もほぼ2.5メートルほどの歩道が既に

**◎議長（小池弘基君）**

柚須2号踏切と言われましたけど申告書は3号、どちら。

**◎9番（川口 晃君）**

2号踏切です。

**◎議長（小池弘基君）**

2号ですか。

**◎9番（川口 晃君）**

訂正しとかないかんやったですね。2号踏切です。

**◎議長（小池弘基君）**

通告書のほうは、2号踏切ということで、訂正のほうをお願いいたします。

**◎9番（川口 晃君）**

吉村課長のほうから私のほうに電話があっておりました。この歩道の設置は20年、あるいは、もっと前だったかもしれません。その時、歩道を作るに当たって、地権者の承諾を得て、将来、踏切にも歩道を付けることが説明されたんじゃないかと思うんです。そうしますと、20年も放置したことになります。この踏切の南北の歩道が何年前に造られたのか、担当課のほうで分かれば答弁してほしいんですが。分かりますか。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

今はちょっと分らないです。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

そしたら後日、調べてください。相当前だと思います。

次に移ります。この踏切内の歩道の建設費用です。JRは幾らの金額を提示したんでしょうか。担当課から報告してください。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

これは、以前から御質問にありますけども、JR側と、これは踏切内の工事になりますので、全部JRの委託事業になります。それで、今のところ概算で、全体で、設計、工事も含めましておよそ9,000万ほどかかる見込みという見積りとなっております。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私は高過ぎると思います。柚須1号踏切、あれは原田2号踏切と何かそういう表現もあるらしいですけど、そこは8,000万円、最初出されました。それで担当の課長さんといろいろ相談しまして、値切ったらいいんじゃないか、値切れ値切れと。5,800万まで値切ることができました。いろいろな方法ありますよ。最初は、レールを全部新品にしなくちゃいけない。だから、感知器のケーブルも全て新品に換えなくちゃいけない。安全柵もしなくちゃいけない。それから、全て新品にするとい



う、そういう予算、計算方法です。

だから、レールでもいろいろ災害用で保管したレールなんかあります。そういうのを使って、安くすることはできるんです。ケーブルも余ったものがあれば、それを溶接するなり、はんだを付けるなりして使えば、ちゃんとできます。日本の技術者の技術はそこまで進歩しています。例えば、宇宙に出す、はやぶさなんかも、はんだとか、いろいろ溶接してます。ちゃんと機能しますからね。レールの上は、非常に暑さと寒さの寒暖差があります。だから、感知器が余りにも良過ぎると、それに反応して、逆に無駄な反応を起こしたりします。だったら、感知器の、もう少しレベルを落として、もっと安いのもできるんです。そういう方法を使って、踏切全体の工事を安くすることはできると思います。JRは、この箇所を昨年工事しているんです。なぜ、やり直さなければならないのか、踏切ですね。レールやレールとレールの上に敷かれている木材や、その上にかぶせられたアスファルトなどは新しいものです。1、2年で使用に耐えない状況にはならないはずですが、私は、工事してるとこ何度も車で通行しましたんで、その姿を見えています。そんなずさんな工事はしていないはずですが、現在の踏切の東側に、2.5メートルほどの歩道をつぎ足す工事なんですから、9,000万なんてもうでたらめな金額だと思います。そんなに多額の金額がかかることは絶対にありません。JRは歩道だけではなくて、踏切全体を工事しなければならないと言ってるんです。

しかし、建設工事を見てください。柱の強度さえあれば、3階建てを5階建て6階建てに、つぎ足していきます。確か西小学校も3階建てに増築します。土木工事でいえば阿恵橋の歩道も後で付けた。柚須2号踏切に限ってできないわけではないと。私はそう思います。工事費については異議を申立てて、安価にし、納得のいく工事を早くしていただきたいと思います。担当課のほうにお願いしますが、回答をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

一応、川口議員のほうから、いろいろ今、御指摘を受けましたけども、やはりこちらとしても安全性をまず確保しなければならないという問題もございますので、工事費につきましては、なるべく安くなるような形で、JRと協議はしたいと思っておりますけども、安全性の確保の担保も要りますので、そこら辺は御理解を願いたいというふうに思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

はい。その点は十分理解しています。頑張ってやってほしいと思います。

それでは次に移ります。2号踏切監視カメラの設置です。これは、柚須4号踏切の写真です。4号踏切監視カメラ設置中とあって、監視カメラは、4号踏切は付いています。あの2号踏切の事故の1年後ぐらいでしたか、4号踏切で若い女性らしき人が踏切内に入り、電車が止まったとかの話を聞いたことがあります。そのときは、事故の話は聞きませんでした。事故に至らなかったんじゃないかと思っています。ひょっとしたら、この監視カメラの効果だったかもしれません。JRはどこかで踏切を常時監視してるんですね。JRは2号踏切には感知器を設置する計画はないと、この前回の質問のときに回答がありました。地元の間人としてはどういう人であろうと、たとえ、心病んだ人であろうと、事故に遭わせたくありません。柚須2号踏切に監視カメラを設置するよう、JRに要求していただきたいと思います。町長、またお願いできますか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

JRのほうに聞きますと、何か列車にもあるらしいですね。カメラ装置が。ただ、私の意見で言うと、遠方から、幾ら性能がいいカメラでも、多分停止するまでの時間考えると、間に合わないと思うんですね。ですから、監視カメラについての設置要望は、これは私も強く要望、今後してまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

はい、強くお願いします。私は、町長とのやりとりでいつもJRの問題を言うんですが、JRは地方自治体や関係住民に奉仕する立場にあると思います。株主に目を向けるのじゃなく、まず、国民の生活向上に尽くす役割があると思います。日田英彦山線の対応といい、それから、長崎新幹線の問題とあって、JRの対応に私は本当に疑問を抱いています。よろしくお願いします。

次に移ります。マイナンバー問題について話していきますが、前回の田川議員の質問と回答で、私の心の中が少し混乱してる状態なんですけど、私の質問として、やっていきたいと思っています。マイナンバーカードの申請と割合の現状です。どういう制度に紐づけされているか、この2点について質問します。マイナンバーカードについて、私はこの制度について、正確に理解してる段階じゃありません。だから、混乱してるんです。前任者の質問とダブるところがあるかもしれませんが、角度を

変えて質問していくことになるかとも思います。

まず、基本中の基本ですが、マイナンバーカードの申請者、交付者、町民の中の割合、これを述べてください。答弁をお願いします。担当課でも結構です。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

まず、粕屋町でのマイナンバーカードの申請数ということで、令和5年7月末現在になりますけれども、3万9,511件となっております。住民基本台帳の登録者数から見た申請件数率は、80.75%となっております。先ほど、田川議員の御質問の中でも申し上げましたように、保有者数としては、現在、こちらも7月末時点で3万5,889名の方がカードをお持ちになっております。

以上です。はい、3万5,889名です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

続きまして、どういう分野に紐づけされているかです。新聞記事によりますと、29分野の制度との紐づけがされているということが書かれています。これ、間違っていたら間違っていたで言ってくださいね。質問していきます。

本年、7月6日の西日本新聞の記事には次のように書かれています。政府はマイナンバーのトラブルを受け、カードの取得したサイト、マイナポータルで閲覧できる全29項目の総点検を実施し、秋までに結果をまとめると言っています。それで、マイナポータルという用語でインターネットで検索しますと、特定個人情報等の項目一覧が表示されました。数えますと26項目しか出てこないんですが、この26と29項目との関係ですけど、これ、どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

はい。すみません。私どもも、全てちょっと確認ができてない部分もあるんですけども、恐らく、実際に紐づけをして、カードを利用してできるサービスと、また、そのカード、閲覧ができるっていうことが、自己情報の閲覧ができるっていうことがあるんですけども、その中の項目が細かく分かれておりますので、そこがちょっと数えられてるんじゃないかなとは思いますが、すみません、こちらも正式な数がちょっと分かりませんので。はい。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

そしたら、すみません。後で29項目の中身を、ちょっと、資料として私に提供してください。

次は、紐づけの問題です。私の理解はこうなんですが、私は、マイナンバーとマイナンバーカードの関係がよく分かりませんでした。マイナンバーの使用は、社会保障、税、災害対策の3分野に限定されています。それでマイナンバーカードのICチップに記録されている電子証明書の発行番号、これはシリアルナンバーと言うそうですね。これを使って保険証などと対応させる。

つまり、カードの人と保険証の人が同一人間だと結びつける、このことを紐づけと言ってると思うんですが、どうでしょうか。現在、1人の個人情報である29項目が、1枚のカードに結び付いていることになっています。これはカードを落としたら大変なことになるんですが、そういう考えでよろしいでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

まず、マイナンバーカード自体、ICチップというのが入ってるんですけども、カード自体に入ってる情報というのは、氏名、住所、生年月日、性別、あと写真を載せてますのでその写真の情報ですね。カード自体に、その方の健康保険の内容だったりとか、口座の内容だったりということは一切入っておりません。今回、その保険証として利用する場合にも、一応、保険者のほうがマイナンバーとそのご本人様を紐づけしたその情報を、オンライン資格情報システム、まとめて入ってるところに見に行くんですね。そこから情報を引っ張ってくるということになりますので、カードを落とされたからといってそのカードを、誰かがすぐ情報を見れるというものではありません。カードの中には、重要な個人情報は入っておりませんので、あくまでも、別のところのシステムでやりとりをするという形になります。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

はい。次です。次は、田川君の質問とダブるところあると思いますけど、私は私なりの質問をしますので回答してください。今年度4月から7月までの間のカードの登録した数と、4月からの返還、返納数です。粕屋町、非常に少なかったからですね。5名ですから。次、保険証への誤登録や口座受取のミスなどが重なり、6月に入り、カードの自主返還が増えたとのマスコミ報道が一斉になされました。春日

市の状況があったんでびっくりしたんですが、春日市は、我が党の議員が、こういう新聞を出してるんですけども、春日市は、77%の市民がカードを申請しています。これも高かったですね。それから、4月から7月の登録者数が564件、返納者数が353件、ということは、返納者数は、春日市、非常に多いですね。また、西日本新聞が8月9日のマイナ中間報告の記事を出したんですが、横浜市では制度が不安定などの理由でのカード返還が、5月が11件、6月が141件、7月は163件、増加傾向です。福井県の坂井市というところがあるんですが、取得申請があったのに、住民が受取に来ないのが、約2,200件あった。これはちょっと多いですね。ものすごく。

粕屋町ではどのような状況なのか。4月から7月までの登録数と返納数を教えてください。あわせて、全国的な状況もつかんでありましたら、それも含めてお願いします。それから、もし分かったら、受取に来ていない数も分かったら教えてください。それは分からなかったら分からないでいいです。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

まず、令和5年4月から7月までにマイナンバーカードを交付した数ですけども、こちらは3,402件となっております。返納された方、議員おっしゃったように、多分、報道とかこういう問題が発生してからということになると思いますけど、全体的には、先ほどお答えいたしました5名ということにはなりますけれども、4月から7月まで、4名、そのうち4名が返納されております。

ちょっと、全国的な返納数というのが、はっきりしたのは分からないんですけども、今、全国でカードを申請されてる方、9,763万人ほどいらっしゃって、実際カードをお持ちの方が8,900万人ほどいらっしゃいます。ちょっとやっぱり、どうしても春日とかは規模が大きいので返納された方も多いのかなと思いますけれども、今のところ粕屋町では5名の方となっております。

すみません、交付できてないカードとか、正式な数は分かりませんが、今、多くは残ってはいないと思います。また、この数も正式なものは、後からご報告させていただきたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

じゃ、次に行きます。誤登録問題なんですけども、誤登録やミスが相次いで発生し、新聞やテレビ、ラジオ等で数字を報道されてきました。もうこの関係も、何が

何かさっぱり分かりませんが、マスコミ報道では、マイナ保険証の誤登録問題が頻繁に報道されました。これが一番多いと思います。マイナンバーは29分野に紐づいていますんで、報道されませんが、大きな問題を含んだ、ミスとかトラブル等のほかの分野で発生していないか、また、情報漏えいがあったんじゃないかなど心配です。全国保険医団体連合会の発表、これは7月8日にありましたが、今後108万件のトラブルが発生する可能性があるかと推計しています。国内最大の健康保険事業で、中小企業の従業員が加入する協会けんぽでは、8月16日の発表では、4,000万人の加入者の中の1%、約40万人分で、紐づけがまだ終わっていないということです。政府は8月24日に厚生労働省の調査を発表しました。協会けんぽで約36万人もの紐づけが、7月末時点で未完了。さっきの40万と対応しますね。また、ほかの健康組合も対象に調査したところ、協会けんぽを含め、77万件の紐づけが済んでいないそうです。

粕屋町は新聞沙汰になってないので、私は安心してはるんですが、担当課で、全国と粕屋町の誤登録と言われるものが、あったら報告してくださいということですが、1、2、3、4、5これ、0ですね。0ですよ。はい。分かりました。その他、29分野ありますけど、何か特徴的なものは、何かありましたか。トラブルにつながるようなものとか、これは言っとかなくちゃいけないとか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

まず、粕屋町では、先ほどから申し上げてますように、問題としては起こっておりません。その他のものでも、幾つか報道等されているものはありますけれども、今のところ、町民の方からこういった問題がある、紐づけというか、こちらのほうで支援したものが間違ってるんじゃないかという、お問合せは特にあっておりませんので、今のところは、誤登録はないと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

それでは、4番目に行きます。保険証の誤登録口座受取のミス等など、いろいろな問題が生じていますが、主な発生原因はどういうところにあるんでしょうか。これは分かりましたら、ちょっと簡単に説明してください。これ、担当課はどちらになりますかね。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

まず、誤登録の発生原因ということで、それと、その解決方法ということなんですけれども、今回御質問いただいたもので、まず、証明書コンビニ交付サービス以外の紐づけ問題発生原因につきましては、こちらもお話しさせていただいており、今のところ、医療保険者等の入力ミスや、国から示された手順と異なる方法で業務を行ったことによる人為的なものとなっております。

証明書のコンビニ交付サービスによる誤交付につきましては、こちらも報道等であっておりますとおり、特定の業者が提供しているシステムに障害があったことが原因となっております。マイナンバーとの紐づきではございません。国は再発防止策としまして、総点検を行うが、制度が持つ情報は常に変化し続けるものであることから、そもそも紐づけ誤りが発生しないように、制度事務そのものにおける再発防止の仕組みづくりを行うとしております。紐づけについても人の人為的なものではなく、デジタルで紐づけができるような策も、今後考えていきたいというふうに報道もあっておりました。ということです。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私は、不思議に思っていることが幾つかあります。誤登録の問題では、役場等で申請に来られた人の情報を打ち込む時の打ち込みミス、あるいは、最後の確認ミス等が多く報道されました。現場の責任と言わんばかりの報道でしたね。中身は。

しかし、果たしてそうだろうか。政府は、現場の対応を考慮したプログラム作りをしたのだろうか。あるいは手順を確認し訓練する措置をとってきたのかどうか。そういう点があるんですが、こういう点では担当課はどのように感じてありますか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

まず、議員さん言っていたとおり、システムに、やはりちょっと問題があるっていうのはあると思います。ただ、町のほうでは、健康保険証に関しては、紐づけをするのではなく、これを健康保険証として使えますよっていう登録を支援することをしております。これは、基本的には、国はご本人様でスマホであったり、パソコンでやってほしいというふうに言っておりますけれども、もちろん、ご自身でできない方いらっしゃいますので、窓口のほうに、ご本人様で使っていただける

端末も置いておりますし、それをサポートするという、職員のほうでサポートもさせていただきます。その際は、今回問題になっております、公金口座を紐づけたときに、ログアウトせずにそのままにシステムをしておくと、次の方の情報が前の方の情報に紐づいてしまうということで、公金口座が、違う方の口座が登録されてしまうという、事象でありました。その点については、私どものほうではサポートさせていただいた際には、必ずご本人様にもログアウトしましたっていうのも確認をさせていただいて、職員自身も、ログアウトしているのを確認して、業務のほうを進めております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

ミスを防ぐためにはどうしたらいいのかっていうのがあるんですが、個人の情報が正確に入力されたかどうか、チェック、確認するシステムがあったのかどうか。例えば、終了した時に、あるいは入力ミスとかの警告システムがあったのかどうか、この点はどうでしたか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

はい、私どもは職員のほうがやっておりましたので、そこは注意をするようにしておりましたが、これは報道されているとおり、システム自体にはエラーが上がってくるということがなかったので、ご本人様方は間違っちゃった方はいらっしゃると思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

続きまして、最近のトラブルで一番記事になっているのは、田川議員も言いました、保険証の負担割合のトラブルですが、保険証に何割負担とか何割負担とか書かれてるんですけど、カードには記載されていないということですね。そうですかね。これなんかは、システムの問題だと思うんですね。このプログラムを組む時に、そういうプログラムを入れないんだな、個人情報の漏えいがあるので入れない。この割合などは、カードの入力項目に入っていないということですので、なかなかこのチェックのしようがないということになりますよね、現場ではね。コンビニ住民票の証明書を取得したら別人のものが出てきたっていう、宗像市のトラ



ブル問題は、これは富士通が担当したんですよね。123団体に及んだそうで、これは大変だったと思います。登録者の住所の書き方でも、大字を付けたり付けなかったり、あるいは1丁目とか2丁目、これを省いたりとか、様々です。そういうときは、この場合は、プログラム上はこちらに行きなさい、この場合はこちらに行きなさい。そういうふうなプログラムになっていくんですね。すなわち、数学で言えば、代数学の、代数の不当式に近いそういう感じになっていくんです。どこで間違っているのだろうかと。私にはちょっと疑問です。プログラムをきちんと作っているのだろうかと思わざるを得ません。

粕屋町は、どの社のシステムを利用しているんですか。29分野ありますが、それぞれまちまちの会社のシステムを利用してるんですかね。これはどういうやり方になっておりますか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

はい。コンビニ交付のシステムということでよろしいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

要するに私が聞きたいのは、29分野がポータルに入ってるんですね。粕屋町のデータはそのポータルに入っていくんですよね。オンラインかなんかで。ですよね。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

マイナポータルは、そこを介してやりとりをするということになるんですけど、電子申請とかカードを使って、私たちが持つてる、保険情報だったりとかそういうものは、あくまでも、別にサーバーというのがあって、そこに一旦、こちらは住民票、住基システムに全部マイナンバーとかも紐づいているので、保険情報も国民健康保険、後期高齢者医療の方等の町が持つてる情報、ここに上がってるサービス、マイナンバーカードを使ってできるサービスに紐づいてる、町が持つてる情報というのは、基本的に住民基本台帳に紐づいておりますので、それを中間サーバーというところに持って行って、それから皆さんが見に行くところにある、資格確認システムというところに登録をするという形になりますので、ちょっとすみません、私の説明の仕方があれなんですけれども。はい。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私の理解もちょっとまだ不十分みたいです。勉強して、また質問しなくちゃいけないかなと思いますけども、要するに、システムの統合ができていいのかどうかあというのが、私の疑問なんです。例えば、ほかの分野でも、幾つかやっぱ、何かプログラムを使って、いろいろ担当してると思うんですよね。そこでシステムがまちまちだったら、本当につながっていくのかなあという疑問がちょっとありまして、質問したんです。またやりたいと思います。

政府はマイナ保険証の再点検を行っていますけどっていうことで、保険情報の登録がどれぐらいの時間と費用が要るのかっていうんですが、これだとさっきの田川君の質問に対する回答だと、もうほとんどいらんっていうことですか。これはどうなってるんですか。どこが回答してくれますか。

**◎議長（小池弘基君）**

大内田総合窓口課長。

**◎総合窓口課長（大内田亜紀君）**

5番の御質問ということで。はい。こちら、保険情報の登録は、各医療保険者が行っておりまして、まず、そのそれぞれの保険者、協会けんぽだったりとかいうところの登録時間とか費用については、町のほうでは分かりかねますけれども、粕屋町では国民健康保険の情報のみ登録をしておりますので、こちらは住民基本台帳と紐づいておりますので、特にそちらを使って作成しているために、紐づけ誤りはないことを確認しておりますし、特に、点検費用というものについても発生はしておりません。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

12分しかないのかな。そしたら、次に行きます。世界でマイナンバーカード制度を実施している国がどれほどあるかっていうことですが、担当課のほうで調べているのがあったら、教えてください。

ちょっと話しますと、加藤厚生労働相が、7月5日の国会でこのように報告しています。「G7主要7か国、各国の状況を申し上げますと、異なる行政分野に共通する個人番号制度を有した上で、個人番号を確認できるICチップ付きの身分証明書となるカードを健康保険証として利用できる国は、我が国以外にないということを確認しています。」と発言しています。そういうことですが、何か担当課のほ

うで調べたことがあったら、簡単に説明してください。時間の関係もありますから。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀総務部長。

**◎総務部長（古賀博文君）**

まず、全世界のマイナンバーカード制度を調査した資料はございませんので、デジタル庁が調査研究を行っております、諸外国における共通番号制度、これは、2022年5月のものですが、この報告書から分かることをお答えいたします。この調査では、アメリカやイギリスなどの共通番号制度を導入している14の国、地域を調査の対象としておりまして、そのうち、ドイツやオーストラリアなど六つの国、地域において、認証のためのカードを導入しているようでございます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

イギリスはIDカードを導入していましたが、政権の交代と同時に、政府による管理監視社会に対する危機感や個人情報流出懸念から、IDカード法は廃止になったということになります。アメリカも紙形態で発行されておりまして、氏名と番号だけで生年月日や顔写真はなしです。身分証明書としては運転免許証が使われている。ということで、G7の国においては、この紐づけは一切ありません。

それでは次にいきたいと思います。情報漏えいとトラブルが解消されないマイナンバー制度の問題です。マイナンバー制度は社会保障、税、災害対策の7分野にしか利用できません。しかし、改正法は全ての行政分野でシリアルナンバーと言われる仮想人間、これは何かアバターっていうらしいですけど、を作り出し、マイナンバーの利用を推進しています。この方法だと果てしない個人情報の収集ができることになるのです。マイナンバー制度とは、非常に危険な代物です。また、年金受取口座等本人からの不同意の回答がなければ、自動的にマイナンバーと紐づける特例も盛り込んでいます。ここにマイナンバー保険証、保険制度、あるいはマイナンバー制度の強制性があります。

政府の情報保全諮問会議のメンバーであった清水勉弁護士は、「リスクのあるマイナ保険証は、クレジットカードの保持が本人の自由であると同様、リスクを回避できる人だけが持つべきです。政府がそれを義務化してしまったのは誤りです。また、原理的に言えば、これまで公的医療保険は保険料を払っていれば医療が受けられた。そこにマイナ保険証が持ち込まれ、申請してマイナ保険証か資格保険証かを

所持をしなければ保険医療が受けられない。契約条項を勝手に変えておりこれはルール違反だと。また、マイナンバーカードを全国民に取得させるために、保険証を人質にするやり方は間違っている。」と述べられ、マイナ保険証、マイナカード制の強制性を批判してあります。

私はきちんとしたところ正論だというふうに思っています。突然ですけども、赤旗の9月2日、土曜日付けの記事があったんでこれはびっくりしました。政府のマイナンバー情報の総点検について、デジタル庁は、8月30日に開催した報道機関向けの事業説明会で、点検対象となっている29分野の情報のほかにも、マイナンバーに紐づけられた情報が存在することを明らかにしました。という記事です。例えば、マイナポータルでの税の分野に地方税の項目があるらしいです。固定資産税は表示されていません。しかし、総点検の際に、利用者の閲覧によって、29分野以外の個人情報漏えいするかもしれないと。つまり、政府の担当者が言ったんですね。閲覧できない事務で、紐づけの誤りがある可能性が論理的にありうると回答しています。紐づけは何でもありの状況です。そして、紐づけの誤りの修正は、それぞれの事務を行う行政機関の責任において適切に行うものと認識していると述べたという、まさにこれは、地方自治体、関係団体に責任をかぶせるやり方です。これはもう許せません。

世界の状況からも、マイナンバーカード制度には誤認の頻繁、なりすましの危険、情報漏えいの危険が付きまといまいます。私は、危険なこのような制度を当たり前のように使用することには同意できません。科学の進歩でのデジタル化と、行政事務の遂行でのデジタル化とは異なった考え方があるんじゃないかというふうに思います。行政事務上のデジタル化に関しては、アナログの予算をきちんと位置づけて、もう一度検討する時期に来ているんじゃないかというふうに思っています。西日本新聞の8月13日版ですが、こういうのがあるんですね。デジタル化の基礎揺らぐというような記事もあります。マイナンバー制度については直ちに廃止すべきだと思うんですけども、行政の長である箱田町長はそう簡単にはいけないと思いませんけども、何か見解があったらお話してください。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

マイナンバー制度、これ、様々な問題が、特に紐づけに関して、表面化した様々な問題がございますが、現在、このデジタル庁を中心として、法律にのっとった国策として、進めておる政策でありますので、1地方自治体が廃止するしない、そういった決定をできるはずもありません。国が言う、国民の利便性の向上とか、行政

事務の効率化、このためには、実現をする必要な制度というふうに位置づけておりますので、それにのっとった事務を粛々と行うつもりでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

それでは、最後の水害対策に移ります。須恵川を含んだ流域、地域の流域治水の問題ですが、これは、前回に箱田町長が答弁されて、流域治水の問題についても説明がありました。しかし、今、ロードマップとか何かこう、いろいろこうやってるんです。やられているようですが、概略を説明していただけますか。箱田町長お願いします。答弁ができれば。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

流域治水、これはそれぞれ、全町的には治水を必要とする、これはもう必ずその生活をする上で、もう目の前の水路、あるいはその大きな水路等、様々な部分で、治水を行う必要がございます。その代表としまして、今、仲原川の改修を行っております。昨年度112.8メートル、護岸工事と浚渫を行いました、今年度は、64メートルの護岸工事と浚渫を行うこととございます。

目の前の、家の前の浚渫水路が埋まってるからというようなことは、リアルタイムで担当所管のほうから現場に出向きまして、その辺の対応は行っておるところでございますが、大きな意味で、例えば、須恵川、多々良川の浚渫を含む、河川の改修を、実は県と協議しながら行っておりますが、ただ、県のほうが、令和元年度に、阿恵川の上流、扇橋の下流、この浚渫を実施されました。令和2年度には扇橋上流の浚渫、これを実施されておりますけれども、多々良川を含む全町的な、河川の、現状の認識からいうと、まだまだ足りない。早急に行うべき問題として私も考えております。これは今後、県と協議してまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

2番目の、須恵川で特に土砂の滞留する場所、これは大体特定されるんですけども、どう言いますか、2、3年度に1度は浚渫しないと、もうすごい滞留です。新幹線下は、浚渫した次の年には、また元に戻ってしまう、そういう状況ですので、県に対して2、3年程度には1度の浚渫をするように強く要求してほしいと思います。最後に町長お願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

この浚渫については、毎年、県の福岡県土整備事務所を通じて、県のほうにも、要望しております。これ、私ども粕屋町だけの問題じゃなくて、この糟屋地区全体の河川、大きな河川で、非常に土砂が堆積しておりますし、その上にもう大木のような樹木も育っているという状況。これ、全ての首長が頭を抱えてる問題で、知事のほうにも、私も直接お会いして要望してまいりたいと思っています。

**◎議長（小池弘基君）**

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

昨年の一般質問でも、町長が強く要求していくということだったんで、非常に力強く思っております。確かに今回の大雨が降ったんですけども、仲原川と須恵川、やっぱ浚渫したとか工事した効果がありまして、もう朝方には、もうほとんどの水は引いていました。やはり、準備が必要だったなというふうに思います。今後ともよろしくお願ひしまして、私の質問を終わります。

以上です。

（9番 川口 晃君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、川口議員の一般質問が終わりました。

これにて暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後1時00分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

（7番 案浦兼敏君 登壇）

**◎7番（案浦兼敏君）**

議席番号7番、案浦兼敏です。通告書に従いましてから一般質問を行います。

今回は、都市計画道路の検証見直しと、九大農場跡地の活用について質問いたします。

まず、都市計画道路の検証、見直しについてお尋ねいたします。第5次粕屋町総合計画後期基本計画の策定に当たり、令和元年11月に、町民意識調査を実施されま

したが、安全で快適な道路ネットワークの充実について、満足度は満足2.1%、やや満足19.9%、合わせて22%の方が満足ってということで、低い数字になってます。また、5年前に比べて改善されたかについては、17%と低く、46.9%の町民が、特に重要と思う施策の4番目に、安全で快適な道路ネットワークの充実を挙げております。粕屋町は面積14.13平方キロメートルのコンパクトな町で、JRの駅が6駅あるという、交通の利便性の良さから人口が増加しております。6月議会で、町長は、粕屋町には現在5か所の開発計画は進行中であると言われました。この中には物流関係施設の開発も含まれていると思いますけども、幹線街路である、都市計画道路の整備が進まない状況では、物流関係の車両が生活道路のほうへ流れ込み、慢性的な交通渋滞や、通学路を通る児童の安全を危惧する声も聞かれております。

国は少子高齢化や環境問題、厳しい財政状況など、社会情勢の変化を踏まえて、長期未着手の都市計画道路の必要性の点検を地方公共団体に求めており、福岡県は、平成17年8月に、福岡県都市計画道路検証方針を策定し、市、町と協力し、都市計画道路の検証を行っています。粕屋町でも、長期にわたり未着手、未整備の都市計画道路について、地権者の私権を長期にわたり制限しており、見直してほしいとの声が議会に寄せられております。これにつきまして、同僚議員が過去何回か、一般質問を行いました。十分な回答が得られず、総務建設常任委員会でこの問題を取り組むこととしました。そこで委員会では、本年8月17日に福岡県の都市計画部門、それと糸島市のほうへ、都市計画道路の検証見直しについての調査を行いました。これを踏まえて、私のほうから、一般質問で聞いてほしいと。総務建設常任委員会のメンバーから、要請がありましたので、皆さんのその要請を踏まえて質問いたします。

まず、都市計画道路14路線の現在の整備状況ですね。総延長、完了延長、整備率はどうなっているのか。また、未着手や未整備の区間がある、8路線について、優先順位や整備計画はあるのか、お尋ねいたします。

#### ◎議長（小池弘基君）

田代都市計画課長。

#### ◎都市計画課長（田代久嗣君）

初めに、都市計画道路の整備状況について報告させていただきます。まず、都市計画道路につきましては、総延長が3万510メートルでございます。現在までの完了延長は1万5,347メートルございまして、整備率は50.3%であります。続きまして、未着手や未整備区間の優先順位や、整備計画についてでございますが、都市計画マスタープランにも位置づけがありますように、現在事業中の福岡東環状線や粕屋久山線の早期完了がまず最優先の路線となっております。その他の路線につい

ての整備計画は、現在ありません。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

整備率が若干、上がって50.3%、これは多分、筑紫野古賀線のほうの事業が完了したんでその分が増えたんじゃないかならうかと思えますけども、先日、福岡県のホームページで、都市計画道路のことは見えますと、約20年前ですか。粕屋町の江辻大隈線と、原田久原線の二つの路線が、平成21年11月30日の県の都市計画審議会で、見直し候補として報告されております。先ほどの前にもらった分の中、整備状況の中に、いまだ未着手とされてますけども、これにつきましては、その後どうなったんでしょうか。もし、これが加味されれば、見直しで変更または廃止になれば、もう少し整備率が、上がっておると思えますけども、この、平成21年ですか。この2路線については、見直し候補路線ということで県の都市計画審議会にかかって報告されてますけども、これはどうなってるんでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

都市計画道路の検証、見直しにつきましては、前回行いましたのが、平成30年から令和2年の間で行ってます。それ以前、10年前にも同じように見直し、検証は行っておりまして、ですので、今から15、6年ぐらい前になるかと思えますが、その際、今、案浦議員さんが言われました、江辻大隈線、それと原田久原線については、見直しの候補路線ということで上げはしておったんですが、それから10年たった前回の間に、社会情勢辺りが変わっているところがございます。

例えば、江辻大隈線については、近年、物流施設の車両通行も出ているような状況もあり、また、安全な歩行空間の確保も必要な道路となっております。こちらのほうについては、九州自動車道側で今後、物流系の土地区画整理事業が行われる予定となっておりますので、この計画道路に併せて、安全な道路が必要ということで、前回の検証では、存続ということでしております。それと、原田久原線につきましては、こちらの福岡市と粕屋町、久山町を結ぶ路線でございます。近年、交通量の増加も見込まれていることから、前々回行った時よりも、交通量の増加が見込まれていることから、必要性が高いというところで、広域ネットワークの道路として、存続に見直しを行っているところであります。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。



**◎7番（案浦兼敏君）**

次に、整備率のことですけれども、ホームページを見ますと、福岡市のほうが、整備数が10年で20%向上した。古賀市が20年で20%向上した。というふうに聞いてますが、粕屋町では、10年前、20年前と比べて、どの程度、整備率が向上したのか。また、都市計画道路の整備が進まない理由は何なのかをお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

まず、完了した都市計画道路の整備率についてでございますが、先ほど申し上げましたように、現在までが50.3%でございます。10年前の平成25年3月末で40%。20年前の平成15年3月末では32.6%でございます。ですので、この20年間で約18%ほど整備が進んだということになります。

広域交通道路網としての都市計画道路は交通渋滞の解消や、緊急輸送道路の役割、産業活動の発展など、都市基盤へのアクセス性の向上へ大きく寄与する反面、整備には長い時間と多くの費用、そして用地取得に協力していただく地権者の御理解も必要となります。本年4月に完成した筑紫野古賀線バイパスでは、平成16年に事業化され、約20年の長い期間を経て本年4月に供用開始されております。都市計画道路の整備につきましては、長い期間が必要となりますが、先ほど答弁しました整備率からも、着実に整備が進んでいるものと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

それじゃ、都市計画14路線のうちで、未着手等のほうは8路線でいいんですかね。筑紫野古賀線のほうが一応完了したから、残るは8路線という理解してますけれども、そういうことでいいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**都市計画課長（田代久嗣君）**

まず、未着手の路線というのが3路線ございます。そして未着手区間を持つ路線、こちらが3路線。合わせますと、6路線になります。先ほど申し上げました東環状線ですね。井尻粕屋線と粕屋久山線については、事業中の路線ということになります。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

はい、分かりました。確かに都市計画道路の整備については、多額の予算が必要となりますけども、これも県のホームページ見た中で、都市計画道路の整備に関する財源問題について、これ、平成29年6月の県議会の中で、自民党の平井議員が、都市計画道路見直しとまちづくりについて質問されております。この中で、見直しの結果、存続となった路線について、県決定の都市計画道路と市町村決定の存続路線の財源確保の問題が問われております。当時の小川知事は、「県決定の存続路線は市町村の意見も聞きながら、緊急性、事業効果、財政状況を考慮し、順次整備を進める。市町村決定の存続路線については市町村の優先順位に基づき、事業化が図られるよう、国の支援策についての情報提供や事業に関する助言を行うこと。」と答弁されております。これは、現在も県の基本的な考えと思われまます。

次に県は、都市計画道路検証方針、平成17年8月31日策定、これに基づき、市町村に対して、全ての都市計画道路、幹線街路の路線カルテを作成し、個別路線の必要性、実現性について、検証を行うように求めています。粕屋町でも路線カルテを作成し、前回、平成30年からの見直しですけども、路線カルテを作成し、具体的な検証を行われたのか、また、その時期はいつなのかをお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

先ほど、都市計画課長のほうがお答えをしましたが、一部重複いたしますが、都市計画道路につきましては、今後も都市計画として継続すべきか否かを判断するために、路線の必要性を、10年ごとに県と市町村で協力し検証を行っております。路線カルテを作成いたしまして、都市計画道路の存続見直しを検証しました時期は、前回は平成30年度から令和2年度までの時期となっております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

福岡市外近隣の古賀市は、見直しして、それぞれ都市計画道路検証方針を策定し、検証見直しを行われておりますけども、粕屋町では、この方針策定とかではどのような方法で、検証見直しを行われたのか、お尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

これは、都市計画道路見直し検証手順ということで、県のカルテを基本にしまし

て、これ必然性と実現性、必要性がございまして、その分で、一応点数配分がございまして、70点を下回るようであれば、見直しの対象にするということで、粕屋町分につきましては、全ての路線で一応70点を上回るということから、存続という判断をいたしております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

そしたら、これは県の方針のそのまま、これについては、市町村独自でそこら辺を全て70%じゃなくて、例えば、必要性の70点以上とか、実現性60点以上とかそういう、それぞれ市町村ごとに、やっぱり違ったことをしてますけども、粕屋町の場合は、県と全く同じ形での、特に、検証方針等作らなくて、県の方針に基づいて見直しを行ったっていうことですね。このことで、私も総務建設常任委員会の委員や都市計画審議会の委員をしてますけども、これまで都市計画道路の検証見直しを行ったという、記憶がありませんけども、これは見直しを行わなかった、要するに全て存続ということで、議会等にも報告はなかったということでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

今、申しましたように、県の検証に基づいて評価点を一応出した上で、先ほど言いました、70点以上ということで存続の判断をいたしましたので、そこら辺、見直しのお話はしてないということになります。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

次に、杉野議員のほうから、令和3年12月議会と今年の6月議会で、路線カルテの改善について質問されています。本年6月議会で、都市政策部長は、県としては一斉に検証結果の公表は行えないと伺っている。粕屋町独自での開示について、都市計画課長は、県と市町村で協力して行っている、町独自での公表は考えておりませんとの答弁でした。

ところが、8月17日の県の調査で、都市計画の課長補佐は、路線カルテは、県は指導助言とか行うけども、あくまで市町村が作成したものであり、したがって、県が公開することはないけども、市町村の独自の判断で公開してよいとの見解でした。これについて、部長なり課長は県のほうにどのように確認されたんでしょう

か。県に出向いて行って、直接いろいろお話してから確認されたんでしょうか、そこら辺はどうなんですか。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

電話で確認をさせていただきました。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

こういうことは、やっぱり電話で確認するってのは、やっぱりうまく伝わらないんで、やっぱり行ってから、きちんと話すべきじゃないかと思えますけども、町長はどう思われますか、そこら辺は。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

事務的な協議ですので、その辺まで私は把握していませんが、非常に重大な案件につきましては、やはり出向いて、フェイストゥフェイスで、協議をするというふうな必要性はあるかと思えます。多分、この質問の後、こういうことになった経緯について、議員が御質問されると思えますが、それにつきましては担当のほうから、またご説明申し上げます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

それとまた、糸島市の都市計画課長、この方は、派遣研修で福岡市の都市計画部門で、研修を受けてきたっていう方なんですけども、町長はよく、国のほうに研修出したいという話をしてありますけども、こういう形で、町からも、福岡市のほうにも派遣研修とかなんかいう形で出されたらどうかと思えますけども、この方は、路線カルテは当然公開されるべきものと考えているとのことでした。そこで町が作成された、路線カルテの内容とその公開できない理由は何なのか、お尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

まず最初に、前回でしたか、御質問の中でお答えをさせていただいた中で、県と協力しながらこの資料は作っております。このカルテはですね。それで、県のほう

にお問合せしましたところ、一部の市町村ではこの公表については差し障りがあるからということでお伺いをしておりました。町としてもそういう部分も踏まえて、差し控えておりますという趣旨で答弁をさしていただいたつもりでおりますので、誤解があれば、申し訳ないというふうに思っております。

それと路線カルテを、都市計画道路の各路線を区間ごとにカルテを作成し、例えば、千代粕屋線とかそういう場合も、一部分でするんじゃなくて7区間に分けて詳細を詰めております。それで道路網の必要性や渋滞緩和が見込めるかなど、都市機能の強化の必要性の観点や、地域の土地利用、都市機能、環境改善など、地域の活性化の観点、歩行者自転車の通行、交通事故軽減、避難路としての役割など、安全安心の確保の観点のほか、現状の交通渋滞を回避する、代替道路が存在するかなどを考えて、先ほど都市計画課長のほうが申しましたように、広域交通道路網や都市機能の強化としての役割必要性が今後も見込まれるかを整理するための資料となっております。今回の都市計画道路の見直し作業では、道路の必要性、役割、代替道路が存在するかなどの観点から、都市計画道路は全て存続という形をとらせていただいております。路線カルテは、都市計画道路を今後も存続するか、見直しを行うかを考える際の資料として、先ほど基準点ということで申し上げましたけども、そのための指標となるものでございます。一般的な公開の対象とはしておりません。しかし、都市計画道路の見直しを行う場合に当たっては、見直しに至った経緯や理由は公開すべきものというふうに考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

だから、存続すると決めたから公開してないけども、見直しする場合は公開するということですかね。ちょっと確認です。

**◎議長（小池弘基君）**

新宅都市政策部長。

**◎都市政策部長（新宅信久君）**

総務建設常任委員会のほうでも、糸島市さんのほうに行かれたということをお聞きしまして、糸島市さんのほうにもこちらのほうで、若干お聞きをいたしました。そしたら、糸島市さんのほうは、カルテ自身は公開をしていないというお答えでした。それで、カルテの中で基準点を下回った路線で、見直し、確か二路線でしたか、があって、それを検証業務を行った上で、地元説明会を行ったというふうに聞き及んでおります。

粕屋町の場合も、これが今存続という判断をしておりますが、見直しということ

になれば、当然、そういった業務も必要になってくるかと思えますし、カルテ自身を絶対に公開しないって言うわけではございませんので、そこら辺、誤解のないようお願いをいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

だから、そこ辺が、存続するから公開しない。見直すから公開するという考え方は、おかしいんじゃないかと思う。ですから、例えば、存続の必要性っていうのを、説明する意味でもやっぱり公開して、こういうだから存続しますということを、やっぱりこう、町民なり、そこら辺なりにやっぱりこう、説明する責任があるというふうに考えております。

それで、ホームページで調べてみますと、結構、検証見直しについて、公表してる市町村が多くございます。福岡市のほうは、検証方針の中で、市民への情報提供と説明責任として、検証、見直しの各過程において、案を広く市民に示しつつ、市民の意見や意向を踏まえて進めていく必要があるとしています。

確かに、不都合な事実を公表することに、公開することによって伴う弊害を心配されるでしょうけども、やっぱこれを乗り越える努力を行ってこそ、町民の信頼が高まるものと思います。箱田町長におかれては、町民に開かれた町政を実践するためにも、路線カルテの公開を決断すべきではないでしょうか。町長の考え方をお伺いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

路線カルテの公開について、今、議論をしておりますが、究極は都市計画道路見直しなんです。これをどうするかという大きな命題があります。議員御指摘のように、今、様々な理由で路線カルテの公開はしてありませんが、これは、公開する方向性で検討はしていいんですが、それよりも、都市計画道路の見直しについて、根本的に考える時期に来てるというふうに、私は理解をしております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

だから、根本的に見直すために、そういう検証した結果をやっぱり示すべき。そうしないと議論が進まないと思うんですよ。そういう材料の中で、やっぱり、ある程度そういう検証結果とか、そういう内容を示すことによって、そういう議論が深

まってくるんじゃないだろうかというふうに考えています。

今回、調査した糸島市では、幹線街路37路線のうち、未整備区間がある24路線について、平成30年に路線カルテの作成を行い、元年度に15項目による必要性評価、7項目の実現評価を、また、令和2年度に道路網検証と総合検証を行い、見直し候補路線、2路線を中止したそうです。これらの検証業務は、民間コンサルタントに委託して実施したとのこと。それと、よく見直しで心配されるのは、廃止に伴う補償問題というものがありますけども、糸島市のほうは、現在、路線廃止に向けて、本年7月に地権者説明会を3回実施されております。この説明会の中では、路線廃止に伴う補償などの話は一切出なかったということです。中では、長年にわたって未着手の理由や、決定から現在に至るまで、住民に説明がなされなかった理由とか、廃止後の既存道路の安全対策などについての質問が多かったそうです。また、民間コンサルへの調査委託等に派遣した費用約1,870万円、これに対しては、県から街路交通調査費補助金770万が入ったそうですが、これだけの費用かかりましたけども、将来の交通量のシミュレーションなど、検証に大いに役立ったそうです。

本年6月の杉野議員の「各路線の概算事業費を算定する必要があるのでは。」との質問に対して、町長は、「事業に必要な概算事業費を把握する調査が必要と考えている。」と答弁されました。これらを含めて、再度、都市計画道路の検証、見直しを行い、都市計画道路の優先順位が、整備計画の策定につなげてほしいと思います。全ての路線、8路線全ての地権者が皆、少なくとも、今、問題になっている千代粕屋線の扇橋以東の路線についての検証をし、この結果をもとに、町民や地権者への説明会を開いてほしいと思います。これは、九大農場跡地を活用した、新しいまちづくりにも影響があると思われれます。それで町長の考え方を、お尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

先の6月議会で杉野議員のほうに答弁しましたように、現在、事業中の都市計画道路の早期完了に向けて、整備促進を図ることが、本当に大事なことだろうと思います。筑紫野古賀線のバイパスが、供用開始され、今は、東環状線、井尻粕屋線の延長となる東環状線によって、福岡都市圏を、周囲を囲む外環状線が完成するというので、県のほうにも、これは強く要望している状況でございます。

そういったことを踏まえながら、計画されている都市計画街路、都市計画道路の検討を、やっと検討する時期になったと私も思っております。総務建設常任委員会

のほうで、糸島のほうに視察され、様々な知見を学ばれたと思いますが、私たちも、これについては、精力的に積極的に検討を行うこととしております。実際、コンサルタントを入れて、交通量とか将来の推計交通量、そして広域道路網としての活用の役割辺りが、どれだけあるかということ把握し、そして優先度を決めていて、変更したり、あるいは廃止したりするもの、もちろん存続するものもございいますがそういった調査をする時期に来ておると思っていますので、これからその調査研究を進めたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

ありがとうございます。前向きな答弁ありがとうございます。それで、都市計画マスタープランを見ましても、この将来構造図の中でも、ちょっと現在、南北の路線は、筑紫野古賀線が開通して、あれによってかなり渋滞が緩和されました。そして今度、井尻粕屋線が早くできれば、かなり渋滞緩和されるものと期待しています。ただ、真ん中の、旧の福岡東環状線と長者原のほうについてはちょっといろいろ問題はありますけど、一応、南北に三つの路線があって、そして今度、東西を結ぶ路線として201号線があって、607号線があります。そして、都市計画マスタープランについては、その扇橋以東のバイパスにつきましては、図面上にも表示されてませんし、今後の方向性として、あそこ、交差点の改善ですか、県道607号線の交差点改良により渋滞を緩和するなどということで、ただ、あそこ、交差点改良だけじゃ、とてもできないと思いますし、そしたら、もう一つ下に、私が前も言ってます、南里新大間線ですか。だから、201号線、607号線、南里新大間線ですか。南北3本、東西3本の幹線ができれば、通過交通も生活道路に入ることなく、通過するというので、かなり渋滞等も緩和されるんじゃないかと思っております。

これは、だからそういう意味では、見直しすることによって、見直しすべきところはして、やっぱ廃止すべきところは廃止して、本当にやっぱ優先、緊急に整備せないかんとところとか、そこら辺をはっきりして、それに基づいて県のほうにも、精力的にそこら辺の、今まで聞く中で、粕屋町は3本も県のほうに要望しとうけん、これ以上要望できませんというような、事務方のほうからそういう話はよく聞きますけども、じゃなくて、やっぱ本当に必要な分は、必要な理由を示してから、県のほうに要望していただきたいというふうに考えております。これについて町長の考え方をお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。



**◎町長（箱田 彰君）**

今、議員がお示しされた、南里新大間線。これ確かに、西から東、東から西への、今、渋滞が非常に多い部分の解消に非常に役立つと思いますが、これが、幅員16メートル、そして延長が1.5キロというふうな、非常に長い路線でございますので、なかなか、時間と、そして財源と、そしてまた、地権者等の協力を得ながらするのは相当数の困難があるとは思いますが、私自身は非常に大事な都市計画道路とっております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

酒殿も1期の土地区画整理終わって、今、2期目西側のほうの、今、話が進みますけども、もう1期のほうでも都市計画道路の部分は確保してますし、西側のほうでも、その分確保すれば、あそこそんなに家とか建ち込んだ、何件か移転補償必要でしょうけども、だから比較的、早く着手されれば、ただ、問題は、JRとのアンダーパス化を無くすかという、そういう問題にぶち当たりますけども、そういうことについて、できるだけ早期に整備できるように取り組んでいただきたいというふうに考えてます。

次に2番目に入ります。2番目の質問は、九大農場跡地の活用についてでございます。本年7月の全員協議会で、町長から九大農場跡地の購入について、九大に申入れたいとお話がありました。それから2か月たちましたが、協議がどの程度進んでいるのか、お尋ねします。また、新たな遺跡が見つかり、先日、現地説明会があったと聞きますが、これは今後の交渉に支障がないのか、併せてお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

将来の、この町のまちづくりに向けて、九大農場跡地を活用して、新たな市街地の形成、これが、こういう取組というのは、町の重点施策というふうに私は言っております。東の駕与丁公園、そして、西の九大跡地農場というふうに位置づけをしています。

そういった中で、7月7日の臨時議会、全員協議会の場で、議員の皆さんへ、今後、跡地購入に向けた協議を、九州大学側に進めることを報告させていただいておりますが、その後、7月24日に九州大学へ協議を行っていただくよう、申入れを行ったところでありますが、九大のほうから、まだそれは回答ございませんし、協議

そのものも、これからなるかと思えます。九大のほうの事情は、これは全く私どもは分かりません。はっきり全体を捉えられておりませんが、多分、箱崎キャンパスの売却についての動向、これが非常に大きく、影響しておるんじゃないかならうかと思われまます。そして、文化遺跡、これは本体の阿恵官衙遺跡に比べますと小規模でありますので、当然これは国指定になった場合には、その保全をしながら、九大農場跡地の開発をするというふうな位置づけにならうと思えます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

用地購入する場合、阿恵官衙遺跡に伴う史跡地購入費は、史跡地であるため、約4ヘクタールを約7億円と、安く取得できましたけども、残る用地が18ヘクタールほどあると思えますけども、これは買収した場合、総額としてどの程度になると見込んでおられるのかお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

まだ、協議の申入れを行った段階でありますし、金額について、交渉のテーブルに立ったわけではございませんので、この場では明言を差し控えたいと思えます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

一応、協議を申し入れて、ある程度、そこら辺の金額的なめどもあってから申入れされたかなと思ったんで聞いたんですけども、まだ協議中ということで、そこら辺は具体的に言えないということですので、次の質問に入ります。

いずれにしろ、18ヘクタールの土地を買うんですから、多額の用地購入費が必要となります。これについて、町が直接購入するのか。現在、細々と残ってます土地開発公社、これの先行取得とするのかお尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

ここで非常に大きなポイントとなるのは、九大農場の跡地を取得した後、その活用をスムーズに行う必要がございます。町が主体的に、その開発についての主体的な立場、主導的な立場で行う必要がございますので、その観点から、考えてまいりたいと思えます。

いずれにせよ、その開発公社であれ、町であれ、指導的立場にはあることは間違いないんですが、組織としては違いますので、一般会計で取得するほうがいいのか、あるいは、一時的な資金で、一括して開発公社で購入したほうがいいのかっていうのは、今、検討段階ではあります。大事になってくるのは、その活用の計画と共に、その資金的なものの、要するに財源の措置、これも併せて、今、検討している状況でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

九大の農場跡地の購入という話を聞きましたんで、私は、町が土地を取得するのであれば、開発については町主体の土地区画整理事業であると思っていますけども、民間の事業者による開発行為もありうるんでしょうか。また、令和3年度から2か年で行っている委託調査による事業化に向けた検証は、本年3月に中間報告があったさきですけども、確か、委託期間終わったと思いますけども、この事業化に向けた検証の結果について、どうなってるのか、お尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

3月に報告させていただきましたのは、中間報告ではなくて最終報告。すみません。3月ではなく、6月に報告をさせていただいてますが、その分は、最終の報告として総務建設常任委員会のほうで報告をさせてもらってます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

すみません私は、6月分はちょっとあんまり頭になかったんで、3月のほうで中間報告で、並列的に、区画整理か開発行為かということでのメリットデメリットですか、等が示されておりますけど、最終的には、ここら辺で、事業化の方向として、結論がある程度出てるんでしょう。そこら辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

こちら6月に報告させてもらいましたのが、この調査の中で、跡地の事業実現に向けての事業手法を、土地区画整理事業や開発行為で、メリットデメリットの整理

を行ったところでございます。今後、跡地の立地する内容によって、実際どのような手法が好ましいかについて、更に今後も研究をしていくところで考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

私は、委託調査のほうで、具体的にそこら辺が出てくるものと思ってましたけども、何かそこら辺が、事業化に向けた検討ということで考えてましたんで、それはまだ先ということですね。うん。それと、そもそもこの委託調査っていうのは、そこら辺まで求めてはなかったんですか。

**◎議長（小池弘基君）**

田代都市計画課長。

**◎都市計画課長（田代久嗣君）**

はい。こちらの委託調査につきましては、今後、九大農場跡地につきまして、まちづくりを進める上で、町も主体的に取り組んでいけるかどうか、そのようなところで調査を開始したところでございます。その中で、主体的に取り組んでいけるといところを、確認しましたところで、今回、九州大学さんのほうに、協議の開始をお願いしたところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

町長は、今年の6月議会で、「九大農場跡地、駕与丁公園が町の大きな財産で、これらを町の大きな2大エンジンとして、様々な、住民、企業を呼び込む素材としたい。」というふうに述べられておりました。そこで、九大農場跡地じゃなくて、その周辺に田んぼとか民地がありますよね。そこへ含めて、土地区画整理事業を行って、市構想が入ってます。そこへ新しい市庁舎を移転整備するなど、新しい顔、町の玄関口としての整備、まちづくりをしたらどうでしょうか。そうすると、交通利便性の良さなどから、新しい住民や企業も、進出してくるのではないかと考えております。

先日、県に行った中で、井尻粕屋線についても、見込みについて聞きましたけども、現在70%の用地買収が進んでるということで、完成見込みの時期は明示されませんでした。また、JR線については、迂回した線路をそのまま活用すること、という方向で、JRとの協議は、一遍迂回して、また元に戻すんじゃないかと、迂回したそのままですということ、JRとの協議がまとまったということでした。調査した

この糸島市では、私も区画整理の関係で糸島の前原東土地区画整理事業のほうも何回か組合のほうで視察に行きましたけども、あそこは、筑肥線新駅建設促進会というものが立ち上げられて、JRの新線、糸島高校前駅の建設費約10億円を、企業団体からの寄附で賄ったそうです。これは、請願駅ということで請願者は100%費用負担せないかんということで、そういうことでしたそうです。

九大農場跡地に新駅ができれば、土地の評価も更に上がって、新しい市庁舎等の公共施設整備の財源になるとも思われます。そこで、新駅建設促進会の設立とか、それによるクラウドファンディング、企業版ふるさと納税の活用により新しい町としての整備ができないものか、町長の考え方をお伺いします。

#### ◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

#### ◎町長（箱田 彰君）

都市計画マスタープランにも、新駅の設置については、明示をしております。これは、非常に、今のJR九州の経営規模、あるいは経営状態については、少しマイナス要素がございますけども、町としては、新駅が必ずこの九大農場跡地の開発の大きなポイントになるし、必須条件だろうというふうに私も思っております。

ただ、今、議員がおっしゃったように、請願駅であって、請願する側の100%負担、これは、基本的なスタンダードなことではございますが、いや、それよりも、例えば、進出する企業とか、あるいは様々な施設のほうからも、資金を提供できるような環境を作りたいなと思っております。これはみんなで駅を作るんだという一つの大きな視点でございますけども、そういうことから言うと、若干、私もちょっとここで反論したいんですけども、庁舎を作ることが、町の発展になるのかどうかという事なんですね。

この地に、元若宮393番地にあった庁舎を移転する時に、粕屋町の大きな方向転換する方向性としては、ここに一つの行政組織の大きなものを設置し、また、周りにも公共施設を作って、この地区を全てその町の中心地にするというような構想で考えられたわけです。そういった、先代の大きな構想について、私は否定的な意見を持っておりません。今、ご覧のように駕与丁公園があり、サンレイクがあり、こども館があり、庁舎の中には健康センターがある。非常に、行政組織の中心的な役割を担っておると思います。

ですから、九大農場のほうに移転するというのは、もう一つは、財源的な問題ですね。これ、最新では、庁舎の特定の市、町の名前言いませんですけども、最低でも50億ぐらいかかったと。これは御存じのように、庁舎の建設については一般単独的な事業でございます。起債するにしても、全て一般財源で償還するというようなこ

とがございますので、非常に財源的にも困難であると。それよりも、九大農場跡地のほうに、先進的な企業、例えば、先進的な企業あるいは、産学官の象徴的なシンボルである学校とか研究施設等を作りながら、企業からの負担もお願いし、新駅も設置するというのが、私が考えている、理想形だろうと思います。

その中にあって、その大きな地区の中に、阿恵官衙遺跡という、元この粕屋町の交通の要衝であったこの地を象徴するような公園ですね。公園があり、緑があつてそこで、そこに集う人がみんなそこでスポーツをし、コミュニケーション的なイベント等も行えるような、そういった大きなことを考えていく必要があろうと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

案浦議員。

**◎7番（案浦兼敏君）**

私は、もう移転までは、そうこだわっておりませんが、一つの考え方として、新しくできるからその町の顔として、そうすれば、それに関連した施設とかできて、それに伴ってからいろんな企業とか集まってくるんじゃないだろうかという、発想でしたんです。それと収益もできれば、今、地下鉄、長者原の延伸もありますけれども、私としては、ここに新駅ができれば、バスターミナルか何かにして、そっから、空港とか博多駅、天神のほうに行くようにしたほうが、利便性もいいし、すぐできるんじゃないだろうかという、そういう私の私見を持っております。これは今後、やっぱり農場跡地を、やっぱりこういろんな情報を出していただいて、町民の皆さんからいろんな意見を出して、その中で新しいまちづくりを、進め町も考えられるし、議会のほうもいろいろ意見出して、その中でやったら、もう50年100年先の将来まで踏まえた、まちづくりの中で、今後、お互いに議論していきたいというふうに考えております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（7番 案浦兼敏君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、案浦議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を14時05分といたします。

（休憩 午後1時55分）

（再開 午後2時05分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号4番、宮崎広子議員。

(4番 宮崎広子君 登壇)

**◎4番（宮崎広子君）**

議席番号4番、宮崎広子です。6月の定例会では、急に欠席することになり、執行部の皆さまには大変ご迷惑をかけ、また、町民の皆さまには大変御心配をおかけしました。今日は、心新たに、気を取り直して一般質問してまいります。

一般質問に入る前に、通告書の6番のところに誤りがありますので、訂正させていただきます。6番、現在、視覚障がい者のためのアプリ「ユニバース」と書いてありますが、「ユニボイス」の誤りです。訂正をお願いいたします。通告書どおりに質問してまいります。

本日の私の質問は、主に障がいを持つ方々、子どもたちの実態とその支援についてです。初めの項目は、学校教育の中における支援についてお尋ねします。支援の必要な児童生徒の実態とその支援についてです。特別支援学級の児童生徒の進路について問います。

1番目です。小学校から中学校へ進む、児童の進路について伺います。例えば、小学校から中学校の特別支援学級にそのまま進んでいるのか。あるいは、支援学級から普通学級のほうに移行しているのか。または、ほかの自治体の進路先を選んでいるのか、お願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

お答えいたします。小学校を卒業された後の児童の進路といたしましては、当然、中学校に進む方、これが一番、数としては多くなります。また、そのほか特別支援学校の中学、こちらに進まれる方もおられます。中学校進学される方の中で、議員の言われました特別支援学級、こちらに進まれる方が、割合としてはやはり一番多いです。令和4年度の例で言いますと、89%の方がこちらのほうに進まれます。そのほか、通常学級に進まれる方、あるいは通級教室、そちらのほうで学ばれる方というのが2%とか5%とかいうぐらいの数字でございます。特別支援学校のほうに進まれる方も、5%という数字になっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

続けて、中学校についても同じことを尋ねます。中学校では、一人一人の進路に

対して、どのような進路指導が行われているのでしょうか。学校訪問や見学、1日体験入学などはあるのでしょうか。結果、どのような学校に進み、その場所を選んでいきますか。また更に、卒後の支援体制があれば教えてください。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

中学校における支援学級の生徒さんの進路指導、相談としましては、当然、学年で統一した指導。インクルーシブに、ほかの方と統一した指導ももちろん行っておりますし、それぞれの状況に応じた個別の相談、指導というのも行っております。その中で必要に応じて、見学ですとか、そういったものも行われているかなというふうには考えております。

進路先といたしましては、公立、私立の高等学校、特別支援学校の高等部、あるいは就職といった選択肢もございます。こちらも令和4年度の例で申し上げますと、中3時点での特学在籍の生徒のうち、8%が公立の高等学校に進まれております。16%が私立の高等学校、8%が定時制の高等学校に進まれております。44%、これが一番率としては多いんですけども、サポート校を含みます通信制の高等学校、こちらに進まれている方が最も多い状態となっております。また、8%が特別支援学校の高等部、16%が就職、その他という形になっております。その他といたしますのは、例えば、家業の手伝いですとか、そういったものも含む状態です。

あと、卒業後の支援についてでございますけれども、町立学校の当然在籍ではなくなりますので、町立学校あるいは町の教育委員会としての直接的な支援というのとはなくなります。ただ、これ結構実例としてございますけども、教育相談室「ぼると」のほうに御相談をいただいたりですとか、学校のほうに、担任の先生なりを頼って相談をされる生徒さんはたくさんおられまして、その場合は、都度、それに応じて、個別に対応させていただいておるところでございます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

もしよければ、教えていただきたいんですが、就職先はどのような職種があるかっていうことと、それから、そうですね、支援がたくさん必要なので支援学校といった場合に、言葉でのコミュニケーションが担任だけだったと。本人が予測してない状況が生まれるとかいう実態もあったり、反対に通常の高校に行った場合に、周りの生徒とうまくいけなくて中退したりとか、不登校になったりとかいう場合が



あります。今、おっしゃったように、「ぼると」の相談室とかに行かれるということなんですけれども。学校の中に、コーディネーターっていう方がいらして、校務分掌なんですけど、これ、校務分掌っていうのは、学級を持ちながらの仕事なので、自由がなかなかきかないと思いますが、そういうところに相談することっていうのもあるんでしょうか。一応、2点お願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

それぞれの進学先でやめた子、若しくは就職の道筋といますか、どうやって探されたとか。そういった、ちょっと具体的なことをお聞きに最初になられたんですかね。就職については、どちらかという、職業安定所のほうを通してというよりも、縁故関係は多ございますね。そんなに数的には多くはないです。もう本当にそれぞれの中学校で、もう本当に2、3名程度。これ、通常学級の生徒も含めてですけど、それぐらいしかない。ほとんど、何らかの上級学校のほうに新たな学びを探して、進学をしてるといふところは現状でございます。

それから、公立学校とか、そういった中退の心配も今していただきましたけど、事前に体験入学は参っております。また、高等学園、いわゆる高等部、支援学校の。これは、必ず親子と見学をしていただいておりますので、一応、中学校に在学中の間に、それぞれの高校の見学又は体験入学、それは経験をした上で、進学をしていってるといふのが現状でございます。

それから、コーディネーターの件。コーディネーターについては、今、先生がおっしゃるように、学級を持ちながらコーディネーターをしている先生がほとんどでございますが、特別支援教育の担当者という校務分掌を別において、その方が特別支援教育全般をお世話するという、そういった先生もいらっしゃいます。どちらかという、それを推奨してるんですが、やはり、担任持ったほうがいろんな現状が分かるだろうということで、どうしても現場はそっちのほうになびきますけど。このコーディネーターの先生が、いろんなところで情報収集してきたりとかいうことでやりますので、これ、校内のほうに大体中心になりますので、卒業した後の子たちが、その先生を訪ねてくるというのは、ほとんどないですね。むしろ、進学した進路ということであります、ちょっと進学指導のほうで、今ちょっとお話しさせていただいてるんですが、進学した高校のほうとか、通信制の学校とか、そちらのほうの先生に相談をして、そちらから新たな進路を選ぶというのが多ございますので。あんまりちょっと、こちらの粕屋町のほうに帰ってくるというのはございません。強いて言えば、今、次長が言いました、「ぼると」のほう、そちらを通じて県の支

援のほうの、ちょっと名前忘れたんですが、県もありますもんね。何て言ったか。粕屋町にもこれあるんですけど、そちらのほうにもちょっと相談をされて、家庭支援をされているところがございます。あんまり、そこは使っていると聞いたことはございません。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

分かりました。丁寧な説明ありがとうございます。

3番目に参ります。支援の必要な生徒にとって、どのように余暇を過ごすかというのはとても重要です。中学校における、特別支援学級生徒の部活動についてお尋ねします。支援学級の生徒の部活動の様子、どのような部活動に参加しているかということと、それから部活以外に、例えば、これから社会に広がっていく趣味の分野に入りますが、県の書写展、美術展、写真展、スポーツ大会、そういうところに参加するような、社会参加への支援というのはありますか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

中学校の特別支援学級の生徒さん、部活動については、町立の中学校2校の合計の数字になりますけれども、部員数が全体で900名ほどになります。これに対して約6.6%、60名ほどが、それぞれの部活の中に入って、活動を、活躍をしておるところでございます。支援学級の生徒の部活動の様子につきましては、非常に各部活動の中で、スポーツとか文化に親しんで楽しんでおるといふ様子が見られておるところでございます。

部活動、スポーツや文化、科学等に親しませるということだけでなく、学習意欲の向上ですとか、責任感、連帯感といったことの涵養、育てることに、目的としておるものでございます。学校教育が目指す、資質、能力の育成に資するものでございまして、子どもたちのそれぞれが、得意な力を発揮して、社会参加をしていくということの支援として役に立っておるものと考えておりますので、個別に何々展に出場するということまでは、必ずしも、その生徒の実力にもよりますし、それを目的にしておるものではございませんけれども、そういったものも含んで、部活動の中で活躍を、それぞれがしているという状況でございます。特別支援学級の生徒に限らず、そういう形で部活動を行っている中で、困り感を持つてる生徒が見られますと、個別に、全て対応し先生たちが支援を行っておりますので、まさにインクルーシブな教育活動という形で行っておるところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

それでは、次に、障がい児及び障がい者の実態とその支援について、というところに移っていきます。本年度の施策方針、これの、この12ページに位置づいております、第6期粕屋町障がい者計画及び第6期粕屋町障がい福祉計画についてお尋ねします。現在、第5期障がい者福祉計画、これが土台になっていると思います。1番に入ります。計画作成のタイムスケジュール。これは、この7ページにもあるのですが、そのような形になっているのでしょうか。タイムスケジュール及び聞き取り調査を行うってあります。行おうとしてあるのでしょうか。もう行ってしまったのでしょうか。その対象。それから、うちの町は、ほかの自治体よりも、特別支援学級が多いです。もう粕屋、すみません、仲原小学校も増築ということであがっていましたが、支援学級が増えていっている、必要な児童生徒。増えている児童生徒に対して、粕屋町ならではの特有な福祉計画があるのでしょうか。お聞かせください。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

それではお答えいたします。最初に、現在、計画を立てているのは、第6期の粕屋町障がい者計画と、第7期の粕屋町障がい福祉計画になります。それでは、回答いたします。

まず、スケジュールについてですが、6月末のプロポーザルで受託事業者を決定しております。その後、7月8月と2回の策定協議会を開催しまして、現在、町民アンケート調査の発送準備中でございます。今後は、アンケート結果の集計・分析を行い、11月頃に原案の作成、来年1月に計画の最終案、2月にパブリックコメントを実施しまして、3月には計画確定、印刷製本の予定となっております。

調査につきましては、粕屋町内の障害者手帳所持者、約2,600名の中から、障がいの種別ごとに対象者の5割程度を無作為抽出して、アンケート調査を実施する予定です。それから、そのほかにも指定難病の方、それから障がいのない一般町民の方、障がい者支援を行う団体や障がい福祉サービス事業所の職員等にも実施をする予定でございます。

それから次に、支援が必要な児童生徒に対する、粕屋町特有の福祉計画は、という御質問でございますが、市町村の障がい福祉計画は、障害者基本法により、国が定めた障害者基本計画及び都道府県が定める障がい者計画を踏まえて策定すること

とされております。対象者が多いことにより、町特有の計画があるわけではございませんが、現在も毎年利用者が増え、サービス費も増額している現状から、福祉サービスや地域生活支援事業の必要量の見込み、提供体制の確保に係る目標値の設定などが高くなるという、当町の特徴はあるかと思えます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

これは、ちょっと相談を受けている内容に関わるんですけども、支援学級に行っておられるお子さんで、手帳は持っておられません。だけれども、福祉関係の支援を受けたいという相談があつて。そういう方の、今回、いろんな福祉政策は、支援級が増えている分、その政策が上がって、いろんな利用率が上がってくるんじゃないかということで、計画するということなんですけれども、そういう方の声っていうのは、アンケートは参加できないですよ。どこら辺で拾っていただけますか。いや、いくことができるでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

そうですね、今回のアンケートの中には、もしかすると、一般町民の方とかパブリックコメントということはあるかもしれません。あと、サービスの中に、児童発達支援とか放課後デイサービスとあって、幼児就学前のお子さんとか学校入学後のお子さんたちが利用されてるものがありますが、これらは、受給者証は必要なんです。障害者手帳は必要ではありませんので、関わっているお子さんたちはたくさんいらっしゃいます。たくさんのお相談を受けておりますので、そういったところから、日々拾っているいろいろな御意見等はございます。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

そのようにお伝えしたいと思います。

では、次の質問に移ります。行動障がいの方の関係の質問です。2番。近隣都市、これは福岡市ですけども、強度行動障がい、ここではもう行動障がいと私は書いておりますが、その方に対して保護者と離れて過ごす専門施設があり、生活が安定したら自宅へ帰す取組が推進されています。粕屋町では、家庭で対応できない場合、例えば、家の中で暴れる、自分を傷つける、親としてはどうしようもないと

というような状態のときに、どのような支援が考えられるでしょうか。行われているかどうかは私は把握しておりませんが。また、就学前から、これは粕屋町の療育は、とても、私は充実しているんじゃないかなと思いますが、その療育の積み重ねが支援に効果的なんです、家族によっては、自分の子どもが障害を持っているということを受入れられないために、この手だてが遅れることがあると思います。そこで、家族への理解、障がいに対する理解を進める研修が必要と思われませんが、この家族への支援はどのようなことが行われているでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

それではまず、強度行動障がいの部分で回答させていただきます。行動障がいには、自傷、他傷、多動、こだわりが強いなど、様々な種類がありますが、まず、対象者や家族から状況や困っていることを丁寧に聞き取り、必要なサービスの種類に応じて、関係機関につないでおります。関係機関、特に相談支援事業所と言いますが、そちらは行動障がいの原因を考慮して、対象者に合った福祉サービスの利用計画を立て、行動障がいの軽減や安心して生活できるための支援を提供しております。

1例を挙げますと、地域活動支援センターによる、日中活動の場の提供。それから対象者が行動する際に、専門のヘルパーが必要な援助を行う、行動援護等の利用がございます。このことにより、家庭では困難なことを専門のヘルパーに支援してもらうことや、対象者が配慮された空間で、毎日、日中を楽しく安心して過ごせる居場所ができるということは、対象者の安定につながり、ご家族にとっても何よりの支援になるかと思えます。また、家族との距離をとる必要がある場合などにつきましては、短期入所、障がい福祉サービスの中で短期入所っていうのがありますが、こちらや、児童相談所の一時保護などにつながり場合もございます。続けてよろしいでしょうか。

次に、ご家族への障がいの理解のための支援ということですが、介護福祉課では、発達障がいやその傾向にある子どもを持つ保護者を対象とした、ペアレントプログラムを実施しており、子どもへの適切なかわり方を学んでいく過程で、改めて子どもの発達特性に向かい合うことになり、障がいの理解にもつながるものと思えます。また、ご家族の障がいの理解につきましては、お子さんの発達について、保護者や集団の場の先生、乳幼児健診等で少しずつ気になり始める就学前の時期が、非常に大切だと思っております。就学前の保護者の障がい理解・障がい受容につきましては、健康づくり課が取り組んでおりますので、所管課のほうから説明を

いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

石川健康づくり課長。

**◎健康づくり課長（石川弘一君）**

健康づくり課では、1歳半健診以降から、発達に関する相談ができる発達相談を実施し、継続して発達の経過を見ると共に、年齢に応じて集団療育や、個別療育を行い、家族の障がいの受容や理解を進めるための支援を行っております。個別療育では、保護者同士で情報交換をしたり、困り事へアドバイスをし合えるよう、保護者懇談会も年2回、実施しております。

次に、粕屋町に住民票がある全ての5歳児を対象として、年長児相談会を毎年実施しております。その際に、保護者の方へ発達に関するアンケートをとり、その結果に伴い、発達が気になるお子様への保護者の方とは個別に面談をしております。面談後は、必要に応じて、町の発達相談や、町や民間の療育機関を紹介しております。また、保護者研修会も実施しており、医師や専門の資格を持つ方を招聘し、年2回実施しております。研修会には、民間の療育施設に通うお子様の保護者の方も参加できます。発達障がいの中には、育てにくさを感じておられる保護者の方も多く、虐待予防や、子育て支援、良好な親子関係の構築という点からも、今後も研修会を、保護者の悩みに寄り添った学びの機会にしていきたいと考えております。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

ペアレントプログラムということに、少しお聞きしたいんですけども、障がいを持ってるかどうかっていうのは、例えば、小学校1、2年生のときは、周りがまだ学ぶ内容がついていけるというか、普通学級でも大丈夫に持ちこたえられると。だんだん年齢が上がるほど、そしてまた、思春期を迎えると、また変わっていきますよね。障がいの影響といいますか。それを、例えば、小学校までは普通学級に行けたのに、中学校に行ったら何で学校に行けなくなるんやろうと。よくよく見てみると、人が大勢いる場所が苦手であるとか、静かな、音がなるだけしないような静かな場所で過ごしたいとか。何かいろいろ障がいの種類があって、それを保護者から見ると、何でだろうって。今までみんなと一緒に過ごしてきたじゃないかっていうような感覚があってですね。そこに子どもを理解するところまで行き着くのが、かなり、受け止めるといいますか、子どものありのままの姿を受け止めるっていうのが難しくなってくるんじゃないかなと思うんですね。そんなときの、ペアレント

プログラムじゃないかなと思いますが、実際、そういう年齢が上がっている子どもの保護者も、このプログラムに入れるのか。どんなふうな、利用者の利用数と言いますか、今、私がお話ししたような、結構年齢が高い子どもの保護者でも、このプログラムに参加できるのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

ちょっと、ペアレントプログラムの紹介をします。発達特性などの必要な知識や、子どもの褒め方・指示の出し方などの具体的な養育スキルを学ぶと共に、保護者同士の交流を行いながら特性に合った関わり方などについて、一緒に学んで考えていくものでございます。

こちら、ちょっと参加者を申し上げますと、ペアレントプログラムの中で、講演会と、あと講座としておりまして、大体5回、定期的にということで組んだりしていますけども、令和4年度でお答えしますと、令和4年度は講演会が19名、それから講座は5名です。ちょっと講座のほうが減っておりますが、小学生等も参加できます。ただ、これ、どちらかという、行動面の課題が大きいようなお子様に対してが一番効果があるような、特にそこに悩んでいらっしゃる方が参加されるかなと思うんですが、やはり、先ほど申し上げましたように、できれば就学前でいろいろな特性がつかめる場合には、そこできちっとお話ができたと思いますし、粕屋町の場合は、先ほど健康づくり課から申し上げましたように、普通は3歳児健診で、健診というのはあるんですね。それを、5歳児年長でも、3歳児健診までに分かりにくいものを見つけようということで、全ての住民票のある5歳児さんにアンケートを送って、そこで気になるお子さんには、直接、園のほうとか健康センターのほうで、簡単な年長児検査というスクリーニング検査を行ってます。そこからまた、保護者にきちっと1人ずつ個別でお話をしたりするものを行ってます。また、就学後は、やはりどなたか気づいた方が、できればやっぱり声をかけていただきたいなと思います。そこからつなぐところはありますので、やはり気づいた方が、こういうことで困ってるんじゃないかなというようなことを、できれば、誠心誠意、心を尽くしていただけたらというふうに思っています。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

今のプログラムについては分かりました。先ほどの行動障がいの続きなんですけれども、例えば、そこに当たっていく職員といいますか、親が、自傷行為とか家で

暴れるとか、とても困ってあるところに関わっていく、職員の方の研修っていうのが、進んでいるかっていうのと、もう一つは人手が足りているかっていうところをお尋ねします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

先ほど申し上げましたように、ほとんどの場合は、この地域活動支援センターで、日中、やはりその方の特性をしっかりと分かった方たちが、配慮されたところで活動できて、安定が保てるようなところで、地域活動支援センターを利用することが結構多いんですが、そこが足りているかということ、だんだん増えたりはしているような気はするんですけども。施設が、もう少し、また増えていけばいいなというふうに思っております。

それからもう一つ、ヘルパーさん、行動援護を行う場合、行動援護もヘルパーさんが行ってらっしゃるんですけども、直接町で雇用しているわけではございませんが、そういったヘルパーさんを抱えてらっしゃる施設等で、研修等は行われていると思います。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

それでは先へ進みます。今度、障がい者の社会参加の具体的な場づくりについてです。今年5月末のニュースで、バービー人形のおもちゃで、義足や補聴器をつけたお人形に加えて、ダウン症の人形が発表されたということです。全ての子どもたちが、自分との共通点を見つけると同時に、自分と違う見た目の人形と遊ぶことを進める取組です。

共生する社会を作るため、町の未就学、小中の支援学級の子もたちと一緒に過ごす支援級の受入れが、町では進んでいると思いますが、支援学級の良さは、地域社会と共にあることです。学校ではいつも一緒なのに、学校を出ると、どのようになっているのでしょうか。社会参加の具現化についてです。町主催のインクルーシブな取組はどのようになっていますか。スポーツや文化祭、余暇活動への参加はあるのでしょうか。質問します。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

障がい者の社会参加の支援の一つとして、障害者総合支援法の下、町では、障が



い者に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進の便宜を供与することを目的として、粕屋町地域活動支援センター事業実施要綱を定め、地域活動支援センターを設置しております。実施主体は粕屋町で、事業の一部を社会福祉法人に委託しておりますが、粕屋フォーラム敷地内の地域活動支援センターⅢ型の「ステップアップ」、それから志免町にあります、地域活動支援センターⅠ型の「かけはし」がこれに当たり、これらの施設で障がいのある人の日常生活の支援や、日常的な相談対応、地域交流活動、社会参加や自立の促進など、様々な社会参加に関する支援を行っております。

また、そのほかの具体的な社会参加の場づくりとして、毎月24日の福祉の日に、役場1階のフロアで実施しております、ふくしの日バザーや、例年、サンレイクかすやで実施しております、粕屋町人権を尊重する町民のつどい等において、事業所や福祉団体による物品販売等の機会を提供しております。

最後に、行事等への参加に関するインクルーシブな取組の一つとして、手話、要約筆記等も導入をしております。

以上です。

#### ◎議長（小池弘基君）

臼井社会教育課長。

#### ◎社会教育課長（臼井賢太郎君）

すみません、後段のほうを回答させていただきます。スポーツや文化祭などの余暇活動への参加についてです。社会教育課、スポーツ推進委員では、国や県の大会のように、障がいがある方に限った大会を別に行うのではなく、町民一人に一つのスポーツを広く振興し、どなたでも気軽に一緒に参加できる、共生社会を進めるためのスポーツ・文化を推進しております。これは、スポーツを実際にやることはもちろんですが、スポーツを見て楽しむということも含んでのことです。そのため、今年5月21日に、パラリンピックでも行われているボッチャ。そのほかに、シャッフルボードとスカットボールなど、みんなが参加できる軽スポーツの普及を行うための説明会を実施いたしました。24行政区の役員や公民館事業に携わられる方に御案内をしまして、当日は31名の参加がっております。

ちょっと御説明しますと、ボッチャとは、地上のカーリングとも言われ、頭脳と技を使った戦略性が重要となりまして、的となるジャックボールと呼ばれる白いボールに、赤、青のそれぞれ6球のボールをいかに近づけるかを競うスポーツです。シャッフルボードとは、細長いコートの上で、キューと呼ばれる細長い棒を使って、円盤（ディスク）と呼ばれますが、を押し出し、得点を競うゲームでございます。最後に、スカットボールとは、人工芝のマットにスカット台（得点台）になり

ますけれども、を乗せまして、スタートラインからスティックで、紅白のボールを交互に打って、スカット台の得点穴にボールを入れて、得点を競うゲームでございます。

当日のアンケートでは、「地域のレクリエーションに活用したい。」あと、「ルールも簡単で地域のみんなで一緒に楽しめる。」といった御意見をいただいております。それで、来年2月には軽スポーツ大会を実施いたしまして、ボッチャとスカットボールを行う予定でございます。

文化祭につきましては、舞台発表で、文化団体の中に障がいをお持ちの方も所属されておきまして、発表を一緒にされておられます。あと、バザー会場におきましては、社会教育課から依頼を行いまして、障がい者支援団体である、障がい者の自立を考える会「ほし」さんや、地域活動支援センター「ステップアップ」さんに出店をいただいております。

社会教育課所管の3施設におきましては、障がいがある方も、健常者の方も一緒に、利用しやすい共生社会を作るための環境整備、バリアフリー、スロープ、点字ブロックなど、そういう環境整備に努めております。文化面におきましては、現在は、可能な限りどなたでも参加していただけるよう、柔軟に対応していますが、今後は、参加や利用を促すような環境づくりをもっと行えるよう、文化団体や3施設の職員とも連携しながら検討を行っていきたいと考えております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

私もボッチャには気づいておりました。ボッチャ、シャッフルボード、軽スポーツ大会、期待したいと思います。

次に、障がい者の働く場所について質問いたします。一般就労の就職率とその目標値がどのようになっているか。また、これまでの目標に対する達成率と、その内容というのがどういうところに就職しているかということをお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

古賀介護福祉課長。

**◎介護福祉課長（古賀みづほ君）**

お答えいたします。一般就労についてですが、障がいのある方全員を対象とした把握はできませんので、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業のサービスを利用された方を対象に、就職率については、一般就労に移行された方の令和元年度末の実績。目標値は、現計画の最終年度の令和5年度目標値

でお答えをいたします。就労移行支援事業利用者は、28人中10人で、就職率は36%、目標値は13人。就労継続支援A型事業利用者は、31人中0人で、就職率0%、目標値は1人。就労継続支援B型事業利用者は、91人中0人で、就職率0%、目標値は1人です。達成率につきましては、目標値が令和5年度の設定のため、算出することができません。また、結果の内容についてなんですが、就労継続支援A型やB型事業利用者の就職率が低いのは、利用者の目標がほとんどの場合、一般就労ということではなく、一般就労に難しさがある方や、配慮の行き届いた事業所に就労して、収入を得て、生活安定を図りたい方などが多からだと思われま。一方、就労移行支援事業所では、自分に合った就労先を目指すというところで、一般就労に向けた細やかな支援を行う場所であるため、利用者の就職率も、前者に比べれば高いというふうに思います。障がい者の定義も幅広く、こういった支援先を経由せずに、一般就労される方もおられますので、障がい者の一般就労に関する一部の情報というふうに捉えたほうがいいかなというふうに思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

了解いたしました。そして次に、町として働く場づくりをどのように進められているかということで、私が以前、行ってました学校では、特別支援学校ですけども、小学校1年生から高校3年生まで一貫して自立する、自分の力でできるところはやろうって、自立するということもあり、高校3年生になると、なるだけ就職できる人はしようと。税金を納めようと。そういうところで、支援、学習を組んでおりました。

中に、お掃除認定って、清掃活動ですね。認定、検定するっていうのがありまして、これはもう私たちのようなものでも、検定には失格するような、そのぐらい厳しい検定でした。そうやって就労するに向かっては、学校ではそうやって頑張っているわけです。

また、逆に企業先では、声かけは難しかったら、どのような支援をすれば働けるのか。例えば、写真を提示するとかマークを提示するとか。個別の指導を受け、支援計画に合った、その中で情報を得て、企業もそういう情報が欲しいということで言われたこともあります。

町として、例えば、業者を選定するときに、障がい者を雇用している業者を入札選定とかの中に入れて、総合的に評価していますか。そのことを伺います。

**◎議長（小池弘基君）**

豊福総務課長。

### ◎総務課長（豊福健司君）

入札関係ですので、総務課のほうで、お答えのほうをさせていただきたいと思えます。建設工事等の競争入札につきましては、粕屋町におきましては現在のところ、最低価格落札方式を活用しておりまして、その中に、先ほど議員がおっしゃいました、総合評価落札方式もございますが、今現在、粕屋町のほうで行っておりますのは、最低価格落札方式を導入しておりますので、申しあげました総合評価落札方式につきましては、取り入れてない状況となっております。また、総合評価落札方式につきましては、おっしゃられてありました、障がい者の雇用状況等、条件として設けている自治体等もございますが、先ほど申しあげましたように、今現在のところ、粕屋町のほうでは総合評価落札方式のほうは、取り入れてない状況となっております。また、取り入れるに当たりましては、いろんな入札に関する条件等もございますので、今後、積極的に検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

### ◎議長（小池弘基君）

宮崎議員。

### ◎4番（宮崎広子君）

うちの町は、本当に支援級の子どもたちが多いわけですから、その子たちが社会に育っていくときに、町の落札業者が、うちの支援級の子どもたちを就労に導くかどうか分かりませんが、インクルーシブなまちづくりっていうことで、是非、これを取り入れていただければと思えます。

続いて、災害時の支援についてお尋ねします。今年の2月に民生委員さんと文教厚生常任委員会は、議会報告会を行いました。その中で、災害時の避難行動支援者についてお尋ねしました。これは私たちからお尋ねしました。民生委員さんの回答では、対象者の20%が上がっていて、その方々はほとんど、シニアの方々だけだったということです。

資料によりますと、資料っていうのはこれですね。この資料によりますと、障がいを持った方々は、災害時には家族の方と一緒に行動する。または、一人で行動している方もあります。この資料によると、全体の25%ほどが一人で避難できる方です。これは私たちの責任でもありますが、お互いに助け合うまちづくりをやらないと、災害は免れないわけですから、平日頃から地域にどのような方が暮らしておられるか、というのは知っておかなければいけないと思えます。

これまで、インクルーシブ教育を進めている地域の小中学校から、障がい児・障がい者が社会に参加しやすくしていくということが、災害時の避難行動支援につながっていくのではないかと。結局、表に出てきていただくと顔見知りになれるって

うことです。このように、支援につながるとは思います。町長はどのようにお考えでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

災害に関しては、災害弱者、その最たるものの方だと思います。そういった方々を災害から守るのは、やはり、共助の精神、もう正に、身近におられる方々が、そういった人が住んであって、障がいを持ってある。あるいは、その障がいの方々が、自ら援助が欲しい、救助が欲しいという気持ちを、やはり出していただく。そういったコミュニケーションが非常に大事だろうと思います。ただ、自分の情報は伝えてほしくないと言われた方も非常に多い。高い確率でおられるのも現実的な問題とあります。その辺を総合的に考えながら、町としましては、災害時の避難行動につながるような、障がい者がつながるような、対策を練ってまいりたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

私も頑張ります。

では、最後の質問です。現在、視覚障がい者のためのアプリ「Uni-Voice（ユニボイス）」があります。これは、福岡市では導入されています。災害時の災害ハザードマップや、水道料金、町の大切なチラシなど、それに読み取りコードを付けてスマホをかざすと、音声で案内が始まるというものです。例えば、こういう封書があったとして、封書の表に読み取りコードがあって、その読み取りコードはどこにあるんだろうというのは、なんですかね、四角くここに角に切り取りがあって、触ると分かるっていうふうになっております。情報が届きにくい視覚障がい者にとって有効ではないかと思いますが、町の考えをお聞かせください。

**◎議長（小池弘基君）**

高榎協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）**

ただ今の御質問にお答えをします。宮崎議員、言われますように、災害発生の際がある場合、または発災時には様々な手段で情報を住民の方まで伝達する必要があると思います。特に視覚に障害のある方に、音声を用いて、必要な際に情報伝達ができることは大変有意義なものだと考えております。宮崎議員が御質問されております「Uni-Voice（ユニボイス）」、こちら視覚障がい者用の方用のを「Uni-Voi

ce Blind (ユニボイスブラインド)」ということになるみたいなんですけれども、こちらを実際にアプリを入れて使ってみました。こちら、GPS機能で、今いる場所から近くの避難所とかを案内したりとか、ここが浸水想定区域ですよってことを知らせるもので、この分については特にその、何か印刷しないといけなくってというわけじゃなくって、アプリがあれば、その情報が入手できるというものです。ただ、その、使ってみたところで、周辺この5キロ以内の避難場所については、ここが避難場所ですよってことで連絡、音声で案内があるんですけども、実際にその避難所が開いてるか開いてないかというところの情報までは取れないような状況になってますので、実際の運用に耐え得るような改善が必要になるのではないかと考えております。そちらの可能性も含めまして、今後も、デジタル技術の進展に注視をしながら、誰もが必要とする情報を入手しやすくなることを考慮しつつ、検討したいと思っております。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

宮崎議員。

**◎4番（宮崎広子君）**

今日は、「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」の一環ということで提案しました。

以上で、私の一般質問を終わります。

（4番 宮崎広子君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

これにて予定いたしておりました、本日の「一般質問」を終結いたします。

明日、5日火曜日には、3名の一般質問を実施いたします。ご都合のつきます方は、是非傍聴にお越しください。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時56分）

令和5年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和5年9月5日（火）

## 令和5年第3回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月5日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

5番 議席番号 11番 福永善之 議員

6番 議席番号 13番 本田芳枝 議員

7番 議席番号 14番 山脇秀隆 議員

### 2. 出席議員（16名）

1番 古家昌和

9番 川口 晃

2番 田代 勘

10番 田川正治

3番 杉野公彦

11番 福永善之

4番 宮崎広子

12番 久我純治

5番 末若憲治

13番 本田芳枝

6番 井上正宏

14番 山脇秀隆

7番 案浦兼敏

15番 安藤和寿

8番 鞭馬直澄

16番 小池弘基

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤川真美

議会事務局係長 松永泰治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

町 長 箱田 彰

副 町 長 吉武信一

教 育 長 西村久朝

総 務 部 長 古賀博文

住民福祉部長 神近秀敏

都市政策部長 新宅信久

教育委員会次長 堺 哲弘

総 務 課 長 豊福健司

経営政策課長 吉田 勉

協働のまちづくり課長 高榎 元

子ども未来課長 渡辺 剛

地域振興課長 稲永 剛



道路環境整備課長 吉 村 健 二

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

本日は、一般質問2日目で、3名の議員を予定しております。

ただ今の出席議員数は、16名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（小池弘基君）

ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう、併せてお願いいたします。

それでは質問を許します。

議席番号11番、福永善之議員。

(11番 福永善之君 登壇)

◎11番（福永善之君）

議席番号11番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を始めます。

今、現状、生活が苦しいという方がかなり増えてきていると思われれます。昨日、私、自家用車にガソリンを入れました。私が今入れているのはレギュラーガソリンなんですけど、会員価格で180円を超えましたということです。そのガソリンスタンドの店員に聞くと、私はセルフで入れているんですけど、フルサービス、ガソリンスタンドの店員が入れる場合には付加価値がつきますので、ハイオクガソリンが、昨日から200円を超えて201円になったということでもあります。

30年前、私は、神奈川県のある都市でガソリンスタンドのアルバイトをしていました。そのときのハイオクガソリンっていうのが、大体110円から120円の間で推移しておりました。30年前そのとき、私が時給でいただいていた給料が、危険物手当とか、深夜手当とか含めて、平均的にすると大体1,100円から1,200円のレンジで推移してました。現在、そのガソリンスタンドの店員に聞くと、「今、もらってる時給、いくら。」って聞いたら、1,100円ということです。30年たって物価は上がってる。しかし、給料が上がってないっていうのが現状。今、日本の社会、現実かなというふうに感じております。

可処分所得という、自分の収入から社会保険料とか税金を引いて、自分で自由に

使えるお金っていうのが、今、かなり目減りしております。そういうのを含めて、今回、1問、質問をさせていただきます。

プレミアム付き商品券についてということで質問をいたします。プレミアム付き商品券は、今現在、20%のプレミアムがついております。この20%というのはもちろん、税金です。まず一つ目、購入した世帯数とその割合ということで、また、購入した世帯は、日常購入品以外に消費してるのかということで、質問をいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

稲永地域振興課長。

**◎地域振興課長（稲永 剛君）**

それでは、数字をお答えする前に、まず、事業の説明をさせていただきたいと思っております。プレミアム付き商品券の発行事業につきましては、福岡県が個人消費を一層喚起し、商店街をはじめ、地域経済の活性化を図るため、市町村と連携して、商工会や商店会が行う地域商品券の発行事業を支援するという事業に対しまして、町は、粕屋町商工会補助金交付要綱に基づきまして、総事業費のうち、県が補助する部分を除いて必要な経費の補助を行っている事業でございます。

過去3年分の購入世帯数とその割合ということでございますが、令和2年度は、令和2年7月31日現在の世帯数2万827世帯に対しまして、当選者1,208世帯、その割合は5.8%でございます。令和3年度は、令和3年6月30日現在の世帯数2万1,194世帯に対しまして、当選者2,272世帯、その割合は10.7%でございます。令和4年度につきましては、令和4年5月31日現在の世帯数2万1,502世帯に対しまして、当選者2,240世帯、その割合は10.4%でございます。

それから続きまして、日常購入品以外のものに関するところでございますが、当選された世帯が日常購入品以外にということですが、どこまでを日常購入品に含めるかということが、そういうことがございますが、業種である程度絞り込んでみますと、スーパー・コンビニ・ドラッグストアが過去3年間共に約75%となっております。次に多い業種は、その他小売でございまして15から18%、その次が飲食で3から4%となっております。町といたしましては、日頃から町内で買物をされている方につきましては、プレミア分のメリットがございますし、日頃町外で買物をされている方につきましては、町内で買物をしていただけるというメリットがあると考えております。

以上でございます。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎ 1 1 番（福永善之君）**

割合的には、全世帯数の10%ぐらいの方が購入できるということですね。私が知りたいのが、これは、経済効果がどのくらいかっていうところを、やっぱり見ないといけないということで、例えば、日常的にある世帯の方があるスーパーで、ある例えば、牛乳とか卵を購入しているとします。そのほうが、プレミアム商品券で同じものを購入した場合に、それが経済効果として言えるのかということなんです。だから、経済効果というのはあくまでも、通常購入してる品以外の付加価値を付けて、例えば、違うもの、今まで購入していなかったものを購入しましょう、させましょうってということで、金を回していく経済を回していくということだと思うんですよね。そういうところは、調査はされてるんでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

稲永地域振興課長。

**◎地域振興課長（稲永 剛君）**

その分について、細かく調査はしておりませんが、例えば、今回であれば、プレミアム付き商品券になります。その割合は、同じくやっぱ75%ぐらいで日用品を買われてるであろうことが想定できております。一方で、ちょっと別の事業で、エール商品券事業というのも行ってございまして、そちらのほう、趣旨がちょっと変わるんですけども、プレミアム付き商品券につきましては、使おうとされてる方が購入されるという流れになってございまして、エール商品券につきましては、もう町民全員にお配りしているのです、取扱い加盟店で好きなように使ってくださいというような形になりますが、ただ、そちらのほうでも同じようにやっぱ70%ぐらいは日用品で買われているところがありますが、こちらと比べますと、それよりもばらつきがある形ですね。理美容だったり、そういったものの割合も増えてくるような。あと、飲食もちょっと増えるような形で、こちらとはちょっと、使い方が変わってくるということまでは確認はしております。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎ 1 1 番（福永善之君）**

続きまして、事業評価ですね。これは、行政だけではなくて、いろいろな組織で、民間でも営利的に行ってるところは、事業評価というのをしなければいけないというふうになっておると思うんですけど。PDCAというサイクルがあると思うんですけど、事業評価というのはどのように考えておられますか。

**◎議長（小池弘基君）**

稲永地域振興課長。

**◎地域振興課長（稲永 剛君）**

この事業につきまして、事務事業として一本立てをしているわけではございませんので、そういう意味での評価はしにくいところではございますが、この事業に対する評価といたしましては、粕屋町商工会補助金交付要綱に基づきまして、事業終了後に事業報告書、それから収支決算書を添えて提出された実績報告書により、評価を行っております。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

続きまして、問題点はいかがでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

稲永地域振興課長。

**◎地域振興課長（稲永 剛君）**

先ほども説明させていただきましたが、地域商品券発行支援事業につきましては、福岡県が商工会や商工団体を対象に行っている事業でございます。町といたしましても、毎年度ごとに福岡県の事業が実施されるのかされないのか、実施される場合は、どのような要件でどのような内容で実施されるのかを、当初予算編成時に確認を行っているところでございます。その内容によりましては、町が商工会に対して行っている補助につきまして、増額や減額を検討する必要がございます。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

問題点っていうのは、これは町単独でやってるんじゃないんですよと。福岡県が予算化して、それが地方自治体に下りてきましたということで、粕屋町が独自に決めることができないという事業という認識でよろしいでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

稲永地域振興課長。

**◎地域振興課長（稲永 剛君）**

ちょっと、補足の説明をさせていただきますが、県の事業で、先ほど、どういう要件かによるものと言ったんですけど、プレミアム率が20%の場合は、県のほうが10%を補助いたします。ですが、20%未満になると3%しか補助をしません。そういったものによって、20%を選択したほうがいいのか、10%を選択したほうがいいのか。それから、20%で10%を県が補助するとしても、残りの10%は、基本的には、粕屋町が補助するという形になったときに、発行総数、発行金額、そういっ

たものを考慮しながら、毎年度、検討を行っているところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

プレミアム分のその利率というのが、福岡県からの補助率によって、左右されていくというところが、私は、問題だと思うんですよ。20%にしたら、福岡県からの補助率が高くなりますよとか、10%だと、町の出費のほうがちよっと割に合わんから、とかですね。そういう感じの事業が、果たしてこれが正常なのかというところをやっぱ考えてもらいたいなと。いくら県が決めた予算、事業だからとかそういうことではなくて、そういうことを見逃してきた、これを継続してきたのが今の現状の日本社会ではないかなと私は見とるんですよ。

全国的に、このプレミアム付き商品券というのは、全国の自治体でもやってます。だから、粕屋町だけがやめるという選択肢は、非常にこれは難しいと思います。この質問をするに当たり、ある程度のもう、どういう答弁が返ってくるかというのは予測しておりますが、こういうことをやっぱり、勇気を持ってやめるといふ。やっぱり勇気を持ってやっつかないと、先ほど冒頭に申しましたように、国民の可処分所得、これかなり減ってます。だから、自由に使えるお金を、やっぱり国民に与えるっていうそういう認識がないと、予算があるだけ使いましょうとか。そういう感覚をやっぱりやめていくべきだなというふうに、私は、そこは問題点、町独自で決定できない仕組み。

今、地方分権とか言われてますけど、ほとんどの町の予算の、もう80%以上は、ほぼ上から下りてくるやつの紐づけです。だから、地方分権というならやっぱり、そういうところを県に対してもやっぱり町から言っていくべきというふうに、私は思います。

では最後、町財政に与える影響及び公平性の観点から、この事業の継続の考えはということでお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

稲永地域振興課長。

**◎地域振興課長（稲永 剛君）**

お答えします。過去3年の事業につきましては、今回はコロナ禍ということもございまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当されておりますので、一般財源ベースで見ますと、町の負担が増えているという状況ではございません。また、公平性という観点ですが、ちょっとこれで合ってるかどうか分かりませんが、プレミアム付き商品券の発行に際しましては、先着順ではなく抽選で

行われているため、公平性は保たれていると考えております。この事業の継続につきましては、発行総額の規模やプレミアム率を検討した上で、今後も県及び商工会と連携して続けてまいりたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

福永議員。

**◎11番（福永善之君）**

身の丈に合う財政ということで、町の政策の転換を求めたいと思います。ばらまきのような金があるなら、一部の人たちへの恩恵ではなく、先ほど課長のほうから答弁あったように、町民全てに還元される、そういう商品券とかにすべきだというふうに私は考えてます。

今後、国のほうでは防衛費の更なる財源、それとか、新たに発生する事業、少子化対策の財源、これがどこから調達するのかっていうのがまだ決まっておりません。これは、最終的には国民に求められる可能性があります。今でこそ、国民負担率は50%と言われております。国民の可処分所得は減少するばかりです。円安の影響で、燃料費を含む輸入品は割高になり、食料品をはじめ、昨年末から続く物価の上昇に、賃金の上昇が追いついておりません。粕屋町民はじめ、国民の可処分所得が減少しているのが現実でしょう。

プレミアム商品券は一時的な経済効果があっても、継続性はありません。ばらまいた分その反動は、最終的には町民への負担増という形で戻ってきます。町がやるべきことは、町の身の丈に合う歳出削減を徹底させることではないでしょうか。一度付けたらとめられない補助金制度などを見直すべきです。ばらまきをする財源があるなら、町民税等、既存の税金を減税するぐらいの政策の転換を求めて、私の一般質問を終わります。

（11番 福永善之君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、福永議員の一般質問が終わりました。

職員の入替え等ありますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を10時といたします。

（休憩 午前9時49分）

（再開 午前10時00分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号13番、本田芳枝議員。

（13番 本田芳枝君 登壇）

### ◎13番（本田芳枝君）

13番、本田芳枝でございます。通告書に従って質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回は、パブリックコメントについてと子育て支援センターについてですが、主にそれは町立保育所のことに関してでございます。それから最後に、6月にもいたしました、不登校について、もう一度ちょっと詳細な部分をお尋ねしたいと思っています。それでは始めます。

まず1番、パブリックコメントの運用についてということで、7月12日に「町立幼稚園・保育所未来プロジェクト提言書（素案）」について、ホームページのパブリックコメント欄に内容が掲載されました。内容は三つの未就学児施設、仲原幼稚園、中央幼稚園、仲原保育所の閉園という提言に対してでございます。ところが、ホームページの新着情報には案内がなく、パブリックコメントの募集が行われているという情報を持っている人のみが、アクセスできる仕組みとなっていたように思います。そこにアクセスしようと試みた人も、実際には、すぐにはその内容に届かず、数回のクリックが必要でした。また、締切日の翌日には一切の掲載がなく、何があったかを示す手がかりもありませんでした。通常であれば、ホームページでの募集にとどまらず、他の公共施設での閲覧もなく、一般の町民の方には、募集していることは知らされずに、8月7日の締切りの期限が来たように思います。なぜそのような経過になったのか説明を求めます。まず、事務的な手続きの、私には不備と思われるんですけども、そうじゃないという、多分、反論が出ると思いますが、その経過説明をお願いしたいと思えます。

### ◎議長（小池弘基君）

渡辺子ども未来課長。

### ◎子ども未来課長（渡辺 剛君）

今回の「町立幼稚園・保育所未来プロジェクトの提言書（素案）」のほうにつきましてですが、パブリックコメントにつきまして、過去のパブリックコメントの募集方法に準じて行ったところではございます。また、先ほど三園のことを言われましたが、今回の提言書につきましては、あくまで、町立として子どもたちにとってよりよい幼児教育、保育を提供していくところを踏まえて、内容的には、少人数学級とか付加サービス、老朽化した保育所の問題等も含めて検討したということではございます。そういったところで、検討した結果で、町立幼稚園の閉園と保育所の建て替えについてどうするかということが、最終的な課題になったところではあるんですけども、そこにつきまして、町立というところでありまして、町立の幼稚園・保育所に通われてる在園児の保護者の方等も、十分に気になるところであ



るところがありましたので、そちらの保護者の皆さまへは、園のほうからパブリックコメントのお知らせと意見募集について、先生方を通じて、周知をお願いしていたところでございます。そして、一応、周知を行ったところ、保護者の方と思われる方からも、貴重な御意見のほうは頂いております。ただ、パブリックコメントにおいて、大変分かりづらいというご意見も頂いております。広く意見を求めるに当たっては、もっと分かりやすい手段を講じる必要があったのではないかと、ちょっと感じているところでございます。すみません。

**◎議長（小池弘基君）**

高榎協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）**

この度は、新着情報への掲載漏れにつきまして、ホームページの運用を所管しております、協働のまちづくり課におきまして、チェック機能が果たせず、誠に申し訳ございませんでした。今回の事例を踏まえまして、今後はパブリックコメントかどうかに限らず、町民の方等への意見募集、周知する内容を掲載する際には、新着情報欄への掲載を必須とすることを全職員に周知し、毎年度当初に開催をいたしております、広報ホームページ連絡員会議において、担当者への周知を図っていきたいと考えております。また、協働のまちづくり課におきましても、同様な事例が起こらないよう、チェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

ホームページに掲載するのは、協働のまちづくり課の責任。その内容については担当課がっていうのは、実は私平成30年の、ちょっと覚えてないんですけど、一度パブリックコメントについて、一般質問したことがあるんですよ。だから、担当課の指示のとおり協働のまちづくり課が出すというふうに言っておられて、えっと思って、そこの追求がちょっと足りなかったなと思っているんですけど。パブリックコメントを出すということは、町の政策に対して、広く町民の意見を求めるということなので、具体的にどのようにするという、手順が多分あると思うんですよ。でも、今のお話ではただ、すみませんただで終わるので。そうじゃなくて、担当課と打合せながら、こことこの部分はこうよねっていう、そのやり方をきちんと残していただかないといけないんですけど。

ほかに、今回、30日かかる必要があるんですけど、30日ないですよ。計算しても。日にちがまず足りない。それから、そのあとの掲載の仕方が、もう一切消え

てしまって、ない。そういうのも協働のまちづくり課の責任になるんですか。

だから、その辺のところまで協働のまちづくり課が責任を持つてするのか、担当課はあくまでも内容だけで、こういうふうな思いでこれをこうしたいっていうことで、後は、協働のまちづくり課が作るという流れになるんでしょうかね。その辺を明確にさせていただかないと、次が困ります。

それで、過去の事例を、課長は参考にしてと言われたんですけど、私、全部見ました。様々なんですよ。本当にどの事例を参考にされたのかな。不十分なのを参考にされたんじゃないかなと。例えば、昨年、パートナーシップ宣誓制度についてのパブリックコメントを求められたときは、もうとてもきちんとしていたんですよ。だから、そういうのを参考にしてもらったらよかったのかなと勝手に思っているんですけど、その辺は協働のまちづくり課の課長はどういうふうに今後対応されますか。

**◎議長（小池弘基君）**

高榎協働のまちづくり課長。

**◎協働のまちづくり課長（高榎 元君）**

まず、その運用のところから、今、お話がありましたので、運用につきまして、回答させていただきたいと思います。ホームページに掲載する際には、所管課の担当者が掲載内容を作成し、それから担当主幹、係長の承認を経て、それから協働のまちづくり課のほうに流れてくるような形になります。そこで最終的な承認の掲載を行って、承認という形になりますので、細かい内容云々のところまで、実際に協働のまちづくり課が入っているわけではないんですけども、今回のように、意見を募集又は周知する場合は、新着情報に載せるというところはチェックができますので、そこにつきましては、漏れがないように、しっかりやっていきたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

それから、パブリックコメントの要綱には、広く町民に周知するというので、ホームページだけではなくて、ほかの公共の施設にも閲覧できるように、あるいは、ある担当課なんかは、事前に回覧で回したりもされてました。今回それが一切ないんですね。その辺はどういうふうに考えたらよろしいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

パブリックコメントの実施手続要綱でも、一応公表につきましては、町ホームページへの掲載と、また実施機関所管課における閲覧ということになっております。それ以外に、前項に掲げるもののほかというところで、活用した公表を努めるものとするという形であるんですけども、今回は、「前3号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法」というところで、各保育所・幼稚園のところから周知をお願いしたというところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

だから省略ですよ。そういう省略ができるのかってというのが、私、聞きたいんですよ。パブリックコメントを正式にするに当たって、そういう運用ができるのか。しかも、保育所・幼稚園に、先生方に説明をお願いすると言われたんですけど、この内容は、先生方が作られたんですよ、主に。その内容をご自分たちがいろいろ説明するわけには、私、いかないんじゃないかと思います。やはり、担当課が責任を持って保護者を集め、私、そうされると思ってたんです。保護者を集めて、今回、こういうふうなパブリックコメントを出すようにしましたと。書類もきちんと配って、配れなかったら、口頭で説明して、あとはホームページで見てくださいますか。そこまでしないと、パブリックコメントの意味がないんじゃないかと思うんですよ。だから、それを全然されてない、今回。だから、非常にちょっと、私には納得がいかないやり方なので、ここああでもないこうでもないって言うてもしょうがないので、今後、パブリックコメントをするに当たって、その両方の課が、しかも、手続が、一応運用、なんですかね、あれには、実施要綱には書いてあるけど、ホームページに載せる前の、載せた後の実施要綱しか書いてない。私は、今からこのホームページに載せられた内容についてお尋ねします。

今回出されたのは、町立保育所・幼稚園在り方検討会議という名前を出してあるんですけど、まず、素案に日時がない。実際、私、今日も確認したんですけど、令和5年しかないんですよ。この中に検討会議がどのようなメンバーで、どのように検討したという内容がない。実はこれ、今年度6月に、議会、常任委員会で、最初にこの素案について説明があったとき、これは令和5年3月なんですよ。それで、子ども未来課が出してるんですよ。それで、そのときに町長が「有識者を集めて検討します。」って言われたので、「それはどうなったんですか。」って聞いた時に、初めて検討会議の内容が出て、そこで説明をしていただきました。それは十分な説明で内容もいいと思うんですけど、ただこれには、その中身にその検討会議の内容がないっていうのが、どうもこれが、私には不十分に思われます。

そのことについてと、それから普通、検討会議とかするときには、一応、町長が諮問して、今年度こういうふうな形で審議会を作るとか、それに対する内容の中で話すということなんですけど、今回はあくまでも、職員の方たちが、3月までに発表されたものを、そのあり方検討会議の中ですするという流れになっているんですね。だから、その流れが、ちょっと従来と違うなと思うんですけど、そこはどのようなお考えでそうなってるのか、説明お願いできますか。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

まず、審議会等でしなかったというところでは、今回の町立幼稚園・保育所あり方検討会議につきましては、先ほど、本田議員さん言われたとおり、町の職員で討議したものに対して専門家の意見を踏まえた上で、町に対して提言ということを行うために、会議を行ったものでございます。今回、委員の皆さまのほうには、粕屋町の状況を確認していただいて、子どもたちにとって、先ほども言いましたが、よりよい幼児教育保育を提供していくためというところで、どうしたらいいのかの視点によって、忌憚のない意見のほうを頂いて、提言といたしております。

よって、「粕屋町審議会等の設置運営及び公開に関する規則」というのがありますが、そちらの第2条に定める審議会等とは、ちょっと求める役割が違うという形で判断して、審議会規則等は設けておりません。

それから、パブリックコメントの日付の件ですけれども、こちらはあくまで素案で出しております。正式に提出するときは、確定した日付で、月まで入れて町長に提出する形になりますので、まだ素案の段階でしたので、月が確定しておりませんので日付のほうは入れておりません。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

一応、説明は何います。次に4番に行きます。このパブリックコメントに対する検討会議の答えは、まだ今からだと思うんですよね。先ほど、町長の諮問はあったんですかと、私、お尋ねしていますが、そのお答えはなくて、これがきちんとした段階で、多分、パブリックコメントが出た内容を精査して、それを町長に、多分、出されるのかなと思うんですけど。普通、町長、パブリックコメントを出すとか、あるいは流れの中で、まず、執行部のほうから、こういう考えでこうしますと、そして、有識者も含めてこういう検討をしていただきますということで、諮問を出されて答申をもらうという、そういう流れの中にパブリックコメントがあると思うん

ですけど、今回の件はどのように考えておられるのか。それと、今後、この内容をどういうふうに進められるのかが、ちょっと私たちはっきりしないんですよ。だから、この質問はあくまでもパブリックコメントだけに、私は今回限定してます。内容はしていません。そのパブリックコメントの出し方について、あくまでもお話を聞きたいと思うので、その辺を、町長、お考えをお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

今、担当課がお答えをしましており、あり方検討会議の意見を踏まえて、最終的には、パブリックコメントの意見も入れながら、検討していくわけですね。私自身が、今決めた方針でこのことについて御意見をということじゃないですね。はい。それはお分かりと思いますけど。

ですから、今回のパブリックコメントの在り方、これパブリックコメントの募集のやり方は、発信する側のこういった内容でコメントを下さいということですので、今回は、これで私はいいいと思います。

私が確定的に決めた時点で、またそれは御意見を頂戴する必要があるかと思えます。当然、住民の方々もちろんですけども、議員の皆さんにも今回素案で御意見を頂戴しながら、その意見を参考にして、提言はされると思えます。その提言が、答えじゃなくて、それを受けて私が判断すると、執行部が判断するということになります。スケジュール的にはそういうことです。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

ということは、もう一度、一般の町民の皆さんにも、町の方針について、御意見を伺うという流れを予定してあるんですか。その辺がちょっと分からない。パブリックコメントというものは、今回、一般の町民の皆さんの意見を聞くというのが、今回で終わりなのか、それとも、正式に決まった段階で、皆さんに問うという姿勢があるのか、そこが全然分からないので、私もどこまで踏み込んでいいのか。これはあくまでも、この流れは、私には不十分に思えるんですけど。そういう、例えば、これは町長の公約にも関わってくる問題なので、慎重に、しかも6年前にいろんなことがありましたから、そういうことも踏まえて、今回、こういう流れで出しているのかなあと思うんですけど、何せ、全てっていうか、全てって言ったらいいんですけど、どう考えても納得できないことがいくつかあります。それで、今、お話ししたように、町長、もう一度町民の皆さんに問うということになるんですか。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

最終的にそういう形になるかどうかは決定はしてませんが、子ども政策、これはもう粕屋町にとって一丁目一番地、ど真ん中の政策でございますので、そういった取扱いにしたいと私は思っています。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

次に行きます。子育て支援センター機能併設の構築についてというところでございます。中央保育所の建て替えが進み、園児たちは8月より新しい園舎で保育を受けています。今後、旧舎の解体、それから園庭整備と続き、12月末には完成するとされています。町立保育所の老朽化に伴う様々な問題に対して、町民や議会の意向にも沿った流れで進んでいるということは、町の将来を考える上で、高く評価できると思うし、町の在り方、それから、今回、なかなか公立の保育所を公立のまま建て替えるということは、非常に、今の時代、困難の中を、町長があえて頑張ってくれたださったということは、深く私も感謝しているし、多くの町民の皆さんが、現在建物を見て喜んでおられるのではないかと思います。

ただ、建て替え後の運営に関して、今後検討はされると思うのですが、議会が出した提言書「老朽化した町立保育所の建て替えについて―保育・子育て支援センター構築の視点から―」というのを令和元年に出しております。それに関する説明は、もちろん、その在り方会議の内容にも、それから、今年の6月の報告にも一切ないんですね。今、途中だからということもあるかもしれませんが、運営っていうことに関しては、あらかじめ、きちんと、ガイドラインなり、考え方に沿ったものを、それに入れて建物を建ててあるはずですし、その中は、実際に多目的室かな、そういうボランティア室だったか、ちょっと命名分からないんですが、そういうのをきちんととってあります。だから、その件に関して、今はどういうふうを考えて、今後どうしようというふうに思っておられるのか、その辺をお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

議会から頂きました提言なんですけども、老朽化した町立保育所の建て替えについて、提言書においては、保育・子育て支援センターの構築の視点から、新たな町

立保育所の役割として、公的機関・行政との連携拠点施設として、保育士確保や人材育成の拠点、また、要支援児や子育て世代の支援など、様々な提案を頂いているところでございます。

建て替え後の中央保育所の運営、職員配置としてではございますが、先ほどの質問にも関連しますが、公立幼稚園・保育所の再編整備の方向性については、今後、決定されることとなります。更に、現在町においては、全ての妊産婦、子育て世代への一体的に相談支援を行うためのこども家庭センターの設置に向けて整備を行っております。それぞれの役割についても、今後、検討していく必要があると考えております。

したがって、中央保育所としての運営計画、職員配置や方向性は、役割が整備された後に決定していくものと考えております。しかしながら、中央保育所の新園舎は、議会から頂きました提言書の内容も参考に、障害をお持ちのお子様も通えるように、エレベーターの設置や医療的ケア児の受入れを可能とするブース、保育士の研修が可能な多目的室なども整備しております。今後、粕屋町の保育所の中心的な役割を果たす拠点として、どのような機能が必要になるのか、議会から提言書や、他の自治体の取組などを参考に、私立認可保育所等の意見も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

検討は、もう既に終わっているんじゃないかなと思うんですよ。時期的に考えて。もう来年度の予算も、今、考えないといけない時期だろうと思うから、実際に検討して、来年度、これだけこういう形でやっていこう、そして、そのための予算化はどうするかっていうのは、既にもう始まっているんじゃないかなと思うんですけど。今の答えでは、検討していくにとどまっているような気がしますが、具体的に、いつまで検討してどのような形でどうするか、ということまでお尋ねしたいんですが。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

いつまでに検討していくかっていうことはちょっと、今のところは、決定はしていない状況ではございます。先ほど申しましたように、今の現状といたしましては、先ほど、こども家庭センターっていうのも設置されます。ですので、単純に子育て支援っていうことだけで考えるんじゃなくて、そういうところを踏まえた上で、大

きな視点で考えていく必要があると思っておりますので、今のところ、いつまでというのは、ちょっとお答えは控えさせていただきます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

議会が望んだのは、あくまでも、未就学児といいますか、保育所あるいは幼稚園、そこまで行くかどうか分からないけど、その要としての、だから家庭センターではないんですよ。幼稚園あるいは保育所の未就学児の施設の要として、建て替えをっていうところをしようと思うんです。

それで具体的に1から6まで上げています。1は、公的機関・行政との連携拠点との役割を果たし、町内の子育て支援・連携を行う。これは今の話ですけども、町内保育所の要とする。だから、ほかに全部で11ぐらいありますよね、保育所は。私立認可保育所はね。だから、その要。それから、保育士の人材育成の拠点、保育士研修の拠点施設ですね。それから、障害など個別に支援を必要とする子どもへの適切な発達支援及び援助の在り方を研究し、困難事例に対処する。それから4番は、小規模保育所などへの支援拠点となる。それから5番は、子育て世代への総合的な支援を行う。それから6番は、セーフティーネットとしての役割をもつ。緊急時・災害に受入れ可能となる体制、この6項目を挙げているんですよ。

そういうのを受入れてもらってる、提言書と出す、出していると。町長もそれは重く受け止めて検討しますと言ってくださった。だから、総額8億円ぐらい、8億円以上になると思うんですよ。この間の町立保育所の整備が完全に終わるまでは。それだけの支出、中には補助金もいろいろあるでしょうけれども、それだけの金額を要するものを、粕屋町が建てたということは、そういう意味もあるんです。

だから、建ててこれから検討するではなくて、もう既に建てる前の段階から、この保育所は拠点となる施設だからこういう考えでっていうのは必要だと思うんですけど。もうそれで予算化もいると思うんですけど。その辺の回答がちょっとはつきりしないので、私はちょっと困ったなと、今、思っています。もう決算の、今ちょうど、令和4年度の決算で、来年の予算を、今から10月、9月10月になりますよね。そういう中で、次の町立保育所の公立保育所の建て替えにおける、保育所全体の保育所、認可保育所の要となる施設としての中央保育所の在り方を、まず一番は職員配置がとても大事だろうと思うんですけど。そういうことを今から計画をきちんと立てないといけないと思うんですけど、その辺は町長はどういうふうにお考えですか。

**◎議長（小池弘基君）**



箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

提言をされまして、中央保育所が新しくなった時点で、全て提言書の内容が全て網羅されるというふうには、なかなか難しい問題です。これは財政的な問題がありますし、人材の育成も必要です。ですから、これはそう、そのなんでしょうか、短絡的に、もう中央保育所ができ上がったから、さあどうするんですかということ、それは提言としてされたんですけども、私は重く受け止めながら、これは今後解決する問題として検討していきます。

できるものから、中央保育所の中でやっていきたいと思っているのに、思っている中身的には、まずやっぱり、町立保育所の要だろうと思うんですね。今の保育園現場での話合いというのはなかなかできないんですよ。これが、中央保育所は今回、議員各位が御覧になったように、非常に広いスペース、そしてまた会議スペースもありますので、そういったハード的な部分も利用しながら、町立保育園・幼稚園も含めて、そういった拠点としての役割をやっていきたいというのが、まず第1でございます。

その後、行政機関との連携、これは保育現場では、なかなか難しい問題がありますが、今後、これは検討していくつもりでございます。あと、子育て世代への総合的な支援、これがまさに今、こども家庭庁ができて、子ども家庭センターができた、その折り合いといいましょうかね。それ、非常に難しいんですよ。スタートしたばかりですので。これは、今後、考えていくということでございます。

また、最終的にはセーフティーネットとしての役割、これは、緊急時災害時の受入れとなる体制というのは、保育所の場合には土曜日も開園しておりますので、その辺の細かい打合せ協議が必要だろうと思います。ですから、さあ、すぐ一挙にこういった問題が解決することもございませんので、今後、私自身も、この中央保育所ができて、園庭がまだできてませんので、きれいにでき上がった段階では、計画的に進めてまいりたいと思っております。

◎議長（小池弘基君）

本田議員。

◎13番（本田芳枝君）

計画の要は、人材です。だから、その公立保育所の中に、そういったことを担当する職員が必要です。私は、主にそのことを考えていただきたいと思っています。その職員の在りようによって、町立保育所、それから幼稚園、私自身は、ほかの認可保育園のことも含めています。議会もそうしてると思うんですけど、粕屋町全体の保育の質を上げるということを中心に考えて、それだけじゃないんですけ

ど、一般の家庭の子どもさんへの支援もあるけれども、まず第1に、保育士の研修、あるいは保育所、未就学児全体のいろんな町が行う、今後、こども家庭庁から、今からいろんなものが出てきますけど、それを、未就学児の子どもたちに対してどう接したらいいかということ、ここを中心に考えて、その人材、あるいは場所。場所はあんまり広くないんですけど、下ホールがありますからね。研修も日中するんじゃなくて夜。ほかの自治体では、夜しますよって言われるんですよ。その保育が終わった後で。参加してもらってしますよ、だからできないはずないですよっていうふうな感じも返ってきたんですけど。そういう研修を、是非していただきたいというふうに思っているんで、今後、いろいろ考えられると思うし、とてもいい流れでいってるので、その辺をよろしくお願いします。

次、行きます。2番目、町の全施設を網羅した公立保育所、私立保育所、認定こども園全体の連絡会、研修会についてお尋ねします。現状はどういうふうになっておりますか。

**◎議長（小池弘基君）**

神近住民福祉部長。

**◎住民福祉部長（神近秀敏君）**

町立保育所と町内の私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所においては、年に数回、全体での園長会を開催しておりまして、子ども未来課からの連絡等もございますが、その中で、各園の情報交換、いろんなこと、困り事とかそういうことも情報交換を行って、皆さんで情報共有しながらやっているところでございます。

あと、保育士のスキルアップにおいては、OJTによる職場での実践や、上司や先輩からの指導によって身に付けていくほか、研修会について、町立保育所はクラス年齢ごとに研修等を行っております。私立園を含めた全体となると、各園においても、保育が行われておりますので、私立園の保育方針によって独自研修や私立の勤務する保育士の対象とした県のキャリアアップ研修もあり、調整が全体ではできないというところもございますので、認可保育所を含めた全体での研修等は今のところは行っておりません。しかし、中央保育所、新しく多目的室が整備されておりますので、今後、研修等についても活用してまいりたいと考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

園長会議が、行っておられるって言われたんですけど、結構流れることもある。日にちを決めてほしいという園長先生がいらっしゃいました。例えば、月に一

度、何週の何曜日にだったら、最初からそこは日程に入れて、開けるからというふうにおっしゃってて、前回は流れたんじゃないかな。何かそういう話をしておられたんですね。私が昨日、実はその話を聞きました。園長会の話です。月に一度、定例会としてきちんとしてありますか。そういうふうには聞いてないんですね、答えがね。私立も町立も全部含めた園長会かなと、私は思ってるんですけど、その辺は、はい、間違ってたらいけないのでお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

渡辺子ども未来課長。

**◎子ども未来課長（渡辺 剛君）**

年に数回行っておまして、こちらについては、やはり毎月ではなく年に数回というところで、各園長先生の都合等確認しながら、日程のほうを調整しております。先日、確かに直近で今度開こうとしたところで、皆さんの都合が合わなくて少し延びた。今度また別日程でっていうところで、今、調整をかけてるところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

そういうふうには聞きましたので、あらかじめ年間計画を立てて、毎月なら毎月、あるいは2か月に一度なら2か月に一度、というふうにこの日にちを決めて、その変更はその時点でされたらいいと思うので、そうすると予定が立てやすいですよ。私たちでも、次に何かあるかっていうのはあらかじめ分かっていたら、そこは確保しますから。

それで私は、先ほど研修について、各園がされると思います。各園それぞれ、ご自分たちの園長先生、あるいは理事長の考えで保育を行っておられるので、様々なやり方があるんで、そのことに対する研修は園内でできると思いますが、私がちょっと次にも関係するんですけど、粕屋町の子どもとして、あるいはこども家庭庁の今後の流れとして、粕屋町の未就学児をどういうふうに、どういうふうな視点から、例えば、具体的にこういうことがありますこういうことをお願いしますとか、こういうことに関して何か要望ありませんかとか、そういう内容について、するという視点が必要ではないかと思っているんですよ。

だから、今後、そういう、また、実際お話を聞くと「情報が欲しい。」と言われてました。その園長先生は。よその園がやっている情報が欲しい。例えば、災害でこの間、学校が休みになったけれども、上の休みになった子ども、家庭の子どもは来ないんですよ。ところが、全然、学校に関係のない子どもさん、親子は、もう雨の

中來てると。災害のときに、どういうふうに、ほかがしているのか、自分のとこがすればいいのかっていうのが分からない。あるいは災害で、例えば、給食が停電してできなかったっていう場合は自分たちのところからそこに援助ができると、そういう交流もしたいというふうに、積極的に言ってくださったんですね。だから、常にやっぱり園長同士が顔を見合わせて、粕屋町の子どもたちをどういうふうにするかという視点でやるような園長会があったらいいなと思うので、今後、検討していただきたいと思います。

次、3番行きます。この未就学児保育・教育における教育委員会の在り方というふうに書いております。それはさっきも私がちらっとお話をしたんですけども、まず最初に、教育委員会は、例えば、幼稚園は幼稚園、学校の何だったかな。ぱっと出てこない。指針とか計画の中に幼稚園のところまで入ってますよね。その検証も幼稚園されてます。だけど、実際、幼稚園に関して教育委員会がどうなのかなっていうのが、動きが見えてないんで、実際、今、どういうお考えでしておられるのか。今後、どうやったらいいのかっていうことも含めて、未就学児全体の、幼稚園だけではなくて、私が望むのは、粕屋の子どもたちの未就学児という視点で、教育委員会はどのように考えておられるかを、是非お話ししていただけたら嬉しいです。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

本田議員におかれましては、常に学校教育のほうに質問される場合に、就学前の子どもたちの教育をどう考えてるかっていうのを、必ずお聞きになってあります。私も毎回こう言ってるのは、幼稚園、保育園、こども園、認可等々、いろいろ種類がございますが、教育委員会が直接管理、指導できるのは、幼稚園のほうになります。これは文科省の管轄であるということで、そうなるわけですが、保育園こども園に関しましては、今度、家庭庁のほうで、これまでは内閣府がこども園をして、保育所については厚生労働省が管轄でしたが、これがこども家庭庁の管轄になっていきます。それで、一番ちょっとこれ、以前も言ったかと思うんですが、保育園は、保育ができない保護者に代わって、乳児や幼児を預かる場所であるということ。これは、児童福祉法が根拠法になってまいります。逆に幼稚園につきましては、文部科学省の管轄で、これは、学校教育法が根拠法になります。

この教育については、自治体の教育委員会が勝手にいろんなことを指示できるというもんでなくて、例えば、幼稚園でしたら幼稚園教育要領。それから、保育園でしたら保育所保育指針にのっとってこれやらないといけないという、あくまで

も、こういった教育関係については、その法が根拠にございますので、これにのっ  
とってやっていく。ただ、ちょっとどう言ったらいいか分からないんですが、幼稚園  
については文科省が、教育委員会が直接管轄しておりますので、教育委員会の今  
年度の方策については重点方策については、必ず幼稚園のことは入れております。

そして、どういうふうに関わりしてるかっていうと、指導主事が、定期的に幼稚園  
のほうに様子を見て回るってということと、幼稚園が研究をやってあって、それが  
コロナ前でしたら、研究発表会を4園でやっていただいた。これは恐らく、議員さ  
んにも声をかけたんじゃないかと思うんですが。そういったことで、研究テーマに  
のっとして指導主事が指導助言を常にやっております。これは今も続いておりま  
すので、幼稚園の教諭、幼稚園教諭と言いますが、については研修は教育委員会が直接  
指導を行っております。保育園については、先ほど言った保育士になりますので、  
ちょっと研究というよりも、安全で安心な園の運営ということを中心にいきますの  
で、教育委員会としてはちょっと関わりがないと。

議員がおっしゃってあります、学校就学前の子どもの教育をどう考えてるか。こ  
れについては、はっきり町立の幼稚園、保育所についてはこういったリーフレット  
がありまして、共通してるのは心豊かな子どもたちをつくる、健康な元気な子ども  
をつくるというのが書いてあります。これについては教育委員会としては、町立の  
ほうはしっかり子ども未来課と連携をして、指導をやっておるところでございま  
す。この把握もできてるかと思えます。

やっぱり小学校に入ってくる前に、情報交換会もやっぱり小学校の先生方と一緒  
にやっていただいておりますので、その日程と、その場に学校教育課の職員が同席  
するということもやっておりますので、一応連携は取れてるんじゃないかなという  
ふうに私は思っております。どうしたいかといったら、やはり小学校につなぐとい  
うのも一面にございますので、それだけが全てじゃございませんが、年齢、その時  
に応じた発達段階に応じてやっぱり保育のやり方、教育のやり方等はございますの  
でまずそれが優先です。そして、その後に、やっぱり学齢の子どもたちになったと  
ときには、小学校1年生に向けてこういった力だけは最低付けておこうねとかいうこ  
との確認は、毎年、年度初め、それから年度途中にはされているというふうにはお  
聞きしておりますし、私もそれをバックアップしているつもりでございます。

以上です。

#### ◎議長（小池弘基君）

本田議員。

#### ◎13番（本田芳枝君）

研修とか、幼稚園教諭に対する、いろんなことをされていると。町立保育所に関

しても、何かしておられる、今ちょっとお話をされましたよね。それが具体的にどうということなのかちょっと私も分からないんですけども、実は、次の不登校に関連する話には私は持っていきたいんです。それともう一つは、結局、実は、幼稚園の指針、教育方針も、それから保育所の指針も中身同じです。求められてることが。今は、幼稚園だ保育園だと言っている時代ではないようなんですね。共に保育所にも教育を求め、それから幼稚園にも保育を求める。結局、幼稚園は今まで午前中とか2時ぐらいまでだったのが、預かり保育で午後までしてます。ということは、育ち、子どもの育ちという観点から見ると、幼稚園も保育園も、それから未就学児の施設として考えて、それは、粕屋町の子ども全体を考えると、小学校が5,000人、いや、ちょっとはつきりしないですけど。未就学児の子ども、小学校中学校で8,000人ぐらいいるでしょ。ちょっとごめんなさい、人数が今ぱっと出てこないんですけど、その子どもたちをどう考えていくかということに関連したら、小学校で云々よりも、未就学児からスタート、あるいは子どもが生まれるそのときからスタートするって、親子の愛着。そういうのを築くような流れをずーっと持っていくということが、とても私には大切ではないかと。

だから、そういうことなので、教育委員会にもその辺のところ、ちょっと目を向けてもらいたいな。実際、向けておられる教育委員会もあります。近隣で。だから、それを是非、お願いしたいと思うんですけど、あくまでも私の考えで、今のところ、今後どういうふうにするか分からないんですけども、いわゆる未就学児施設として全体を捉える。それから幼稚園、保育園共に公立、私立も。全ての子どもたちは、粕屋町の子どもたちなので、そういう観点から、教育委員会として、育てよう心豊かな子どもたち。小学校からスタートでは、私は遅いんじゃないかなと思っているので、その辺も考えて、今後また、質問していくと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に行きます。次が不登校について、をいきます。6月議会に引き続き不登校について質問します。不登校児童・生徒がコロナ後に更に増えているとの報告が出ています。教育委員会の分析、対策をとりながら、今後の方向性を問います。1、小学校低学年、中学年、高学年、中学生の不登校児童生徒の動向についてお尋ねいたします。ちょっと大まかな言い方ですけども、そのあとちょっと細かくお尋ねしますが、それは、どうでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

お答えいたします。不登校の児童・生徒数というものを6月議会の一般質問であ

りましたり、5月の17日ですか、文教厚生常任委員会のほうでも御報告をさせていただきました。この際は、小学校全体、中学校全体という形での数字をお示しさせていただいておりますけれども、その中で分かりますように、小学校から中学校に向けて増加傾向がございます。学年を細分化しましても、やはり学年が上がるごとに、その年度により学年により多少の増減がありますので、大まかな話ではございますけれども、学年が上がるほど不登校児童・生徒数が増加をしていくというふうな傾向にはあるところがございます。これ、お示ししましたのが令和3年度4年度ですけれども、5年度も恐らく同様の傾向を示すというふうに推測をするところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

あと、私が質問したのはそれから一歩進んで、低学年、中学年、高学年、中学生の動向なんです。それについてお答えをお願いします。

**◎議長（小池弘基君）**

堺教育委員会次長。

**◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）**

具体的な数値ということでしょうか。はい。数値につきましては、6月議会等先ほど言いました、お答えした人数が、小学校全体で、例えば、83名とか59名とかいう数字をお答えしております。これを細分化していきますと、当然数字が小さくなってまいりまして、それをもってすぐに個人が特定されるということはないとは思いますが、やはり思春期の非常に感受性の高いお子さんたちが、これは、もしかしたら、自分のことじゃないだろうかという形で、聞かれたときにどういうふうに印象を持たれるかというところが、非常に心配をしますし、慎重に扱うべき、すごいセンシティブな問題であろうかというふうに思います。ですので、ちょっとインターネット等で公開をされてる場では、細かい数字はちょっと控えさせていただきたいと思いますので、必要でしたらまた別途、数字のほうはお伝えさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

私が、なぜこの問いをするかといえば、私たち、結局もう、私、議員で19年になるんですけども、なった当初は、やっぱり不登校あったんですけど、その頃は中学生が多かったんですね。小学校ほとんどなくて、でもだんだん教育報告会でも、

小学校が最近多いですよって言われるんですね。私がいろいろ聞いてみると、小学校の低学年が最近多いという話を聞いています。だから、小学校低学年への対策と中学生への対策ってまた違うんじゃないかなと思うので、その辺を教育委員会はどう把握しておられるのかっていうのが聞きたいので、しかも、粕屋町全体なんですよ。例えば、中央小学校の低学年で何人とか言われると、個人を特定されるというふうに、そこは何か、私はよく分からないんですけど。だから、全体でどういう把握の仕方をしてあるのかが知りたいので、聞いているんです。

それで、私がもっと聞きたいのは、一応、文科省は30日以上欠席者を、不登校と言いますよね。前は連続して云々でだったんですけど、それ置いといて、私が知りたいのは、欠席日数が30日から89日までは何人、それから90日以上で11日以上出席した人が何人、あるいは12日未満の人が何人、0日の人が何人。つまり、そういうことを聞きたいんですよ。そういうくくりで、その分析をしてあるかどうかを知りたいんです。

なぜ、それを言うかということ、結局、小学校の低学年で子どもが不登校でしかも長期になると、その子は中学年、高学年、中学校と、ずーっと不登校なんです、多分。だから、そういうことも踏まえて、その原因はどこにあるか。あるいはどういう対処の仕方をすればよかったのかっていうのは、さっき後で言いますが、マンツーマン方式に係る支援計画で、例えば、不登校兆候を示した段階、それから不登校に移った段階っていうのは、アンケート調査でありますよね。だから、そういうのを見ながら対策を立てるという視点が要るんじゃないかなと思ったので、この動向についてお尋ねしたんですけど、何か回答でお願いできることありますか。

#### ◎議長（小池弘基君）

堺教育委員会次長。

#### ◎教育委員会事務局次長（堺 哲弘君）

先ほど申し上げましたように、ちょっと数字そのものはこの場では控えさせていただきたいと思いますが、低学年から高学年小学生、学年が上がるごとに増加をしていくという傾向は確かに、先ほど言ったとおりでございますので、そういう意味では低学年の人数は少ないということは言えるかと思えます。ただ、これが年度を追うごとに過去から現在に至るまでだんだん増えてきているという動向は確かにあると思えますので、それに対する対応というのは、当然必要にはなってくるだろうと思えます。その対応は、次のまた、マンツーマン個票の話にちょっと食い込んでしまうとあれなんですけれども、ちょっと先に2番のお答えのほうをさせていただいてからでいいですか。はい。

これ、昨年度、令和4年度の状況でございますけれども、小学校の不登校要因と



しましては、無気力・不安ですとか、生活リズムの乱れ、親子の関わり方というのがマンツーマン個票上は多くなっております。中学校では、同じように無気力・不安、それとまた友人関係というのが多くなっております。これと同じぐらい多いのが、該当なしとか不明というもの、要するに、はっきりした要因が分からないというものとか、あと、この要因、中身見ていきますと、複合的な要因で、あれ若しくはこれ、またそれ、AまたBまたCみたいな形での書き方になっていて、そのどれが主要因なのかははっきりしない。多分、恐らくそれぞれに関連があつて、全部が要因になってというものがたくさんありまして、なかなかこれを集計するというのは非常に難しいんですよ。このデータはあくまで主要な要因、引き金となった要因ということでございまして、言いましたようにほとんど複合要因でございまして、不登校に至るまでの経過ですとか、そういった各所で存在してきた時系列の事柄、それが絡み合っております。

今年度につきましては、未然防止とか早期発見、丁寧な対応という観点から、県の施策である福岡アクションⅢの徹底を、町の施策としても取り組んでおるところでございまして、また、不登校の兆候があらわれた段階で、マンツーマン個票を作成し、誰がどのように関わっていくか、話し合っておるところでございまして。心理面、福祉面からも関わるができるように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも参加して、マンツーマンで関わる支援者へのバックアップ体制を整えているということでございまして。

要するに、個票で要因を確かに書いてあるんですけども、その要因の分析って、何の要因が多いからこれに対応しなきゃいけないんでという使い方はしてないんですね。要するに、個票というのはあくまでその個人個人を見ているものであつて、例えば、そこに学校関係ってということでまとめてしまつて、学校で何らかの対応をするということでは不十分だと思うんです、逆に。なので、一つ一つの個人個人の要因を見ながら、個人の、単純に1行ぐらいの、何文字かの要因だけではなくて、その内側まで前後関係まで全て見たところで、個人に対するマンツーマンで関わってる支援というのをやっていくというのが、今現状でございまして。それが必要であるのかなというふうに考えるところでございまして。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

福岡県の資料では、ちゃんと合計が出てるんですよ。いじめとか、あるいはいろんな要因に対して。だから、粕屋町もそこは把握してあるんでしょう。多分、福岡県の情報はあつて、粕屋町もそれはされていると思うんですよ。私は、だっ

たらどういう傾向が多いのか。それに対してどういう対策を、粕屋町は立てたらいいかってという一つのヒントになりますよね。だからあくまでも、そのヒントとしてこのアンケートを扱うべきではないかと思ってるんですよ。だから、その数字が多いとか少ないとかじゃなくて、それを基に、どうやったら委員会としては、支援ができるかなという一つの方法になると思うので、是非、それをきちんとまとめていただきたい。

それから、私が令和4年度粕屋町教育委員会の点検及び評価報告書によれば、不登校生徒の増加を受け、生徒指導担当者連絡会で不登校対応マンツーマン個票の書き方を確認し、目標や週ごとの支援を明確にして、教職員全体で取り組むことを担当者へ周知したとあるんですよ。個票の小中高間での引継ぎを確認、確実にしたとあるからですね。別に細かいことを言ってるわけじゃなくて、やっぱり個票をせっかくきちんとアンケート調査してあると思うから、それを生かす手だてを、考えないといけないと思うので、そういう意味で、どうしてあるんですかっていうのを聞きたかったんで。分かりました。その中には支援方針とかもあるんですよ。だから、そういうことを粕屋町の委員会ではどういうふうにしてるのかなというのが聞きたいんですけど、一番私が聞きたいのは、この支援計画個票は保護者、子どもそれから学校で情報共有はしてありますか。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

マンツーマンの個票、それから支援計画というのには、児童・生徒の状況、本人の思い、保護者の対応、そして、学校としてはどういう支援方針をやるのか。そして、その期間の間にどういった支援をやったかということが、ずっと書けるように追記できるような形式になっております。これを毎月教育委員会のほうに提出をさせて、どういう状況か、そして、常に子どもたちの現状把握、いわゆる完全に家の中でひきこもりになってもらったらなかなか重症化しますので、そうならないようにということでの把握はしておるつもりでございます。

私、ちょっと議員にお聞きしたいんですけど、何を根拠に、今回不登校の問題を取上げていただいて、どういうふうな状態になるのが望ましいというふうに思っているのかというのが、ちょっとよく見えない部分あります。

本来、不登校は、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがあるというのも、一つの不登校の、いわゆる自分のエネルギーが切れたということですね。休む場合と、あと、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクは、そこで存在するという、いわゆる恐怖感がちょっとそこで子

どもたち、若しくは保護者の方があるということなんですね。

なので、不登校の数を減らすというよりも一人一人の子どもたちは、なぜ、今そういう状態なのかということに寄り添いながら、少し待つということも大事だし、ある意味、積極的に登校刺激を与えるということも必要だろうと思います。ここで一番大事なのは、教育委員会が、いや、学校がというよりも、やはり子どもたちの欠席の理由の中には、やはり病氣的なこと、若しくは身体的なこと、家庭的なこと、いろんなことがございます。そこで、友達関係、先生たち関係で、学校に来れないのは先生たちが対応する。それから、心の病気、若しくは身体的なのは、これ医療関係につなぐということ。保護者の悩み等々については、社会福祉いわゆる、うちでいうとスクールソーシャルワーカーですが、そういった形で連携をとるといふことで、支援計画とかアクションⅢのように、例えば、1日休んだらこうする、2日休んだらこうするとかっていう、このアクションをずっと書いてあるんですが、こういうことよりも、私は、教育委員会としては、学校、または後で質問あるかと思いますが、「ぼると」のほうにつなぐとか、医者の方につなぐとか、カウンセラーにつなぐとか、そういったふうなことを私やっていって、総合的に子どもたちの学校復帰、所属校への学校復帰を最終的に目指すということが、私はポイントだろうと思っておりますので。

**◎議長（小池弘基君）**

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

大きく違う点があります。それは、私が根拠にしているのは、平成28年にできた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」なんです。もう学校に戻らなくていい、休んでいいよって言うけど、子どもたちは勉強したいんですよ。そしたら、休んでいいからこういう方法があるよ。こういう学習方法もあるよっていうのを教育委員会が提示しないと、その役割を果たしたことはないと思うんですよ。それから、「ぼると」につなぐとおっしゃってましたけど、「ぼると」の現状は御存じでしょう。どう考えても足りない。狭い。それから、対応職員数も本当に、どうかしたら学校教育課がそこに行かないといけないような状況。それからスクールソーシャルワーカーも予約がいっぱいで、一般の保護者は連絡つかないんですよ。そういう状況にありながら、現状でいいというお考えですか。

だから、私は現状を打開するためにどうしたらいいか、どこをヒントにして、よりよく、せつかくこの世に生まれて、子どもたちが、あるいは家庭ですくすく育っていたはずなのに、学校に行けない。本人は行きたいけど行けない。あるいはその

将来、例えば、ある親御さんは、公立の高校の試験が受けられなかったんですよって言われるの。それはなぜかって聞いたら、出席日数が足りない。多分、頭のいい方で、公立ここ行きたいという思いがあったんでしょうね。だけど、出席日数が足りないから、先生から、もう公立は駄目ですよって言われた。そのときのショックは大きかったですよ。だから、どういう形で出席に、粕屋町に委員会はしているのか。その辺の支援の仕方はどうなっているのか。それをちゃんと明らかにした上で、今後の対策を。

今、数字が小学校83人、中学校は98人だったと思うんですけど、それはあくまでも大まかな数字で、その周りにはたくさんいらっしゃるんですよ。そういう方の支援、あるいは保護者の支援をどうするかということを、教育委員会を中心に考えていただきたいし、でもそこで、対処的な方法はうまくいかないんですよ。だから、子どもが未就学児の間から、そういうことも頭に置いて、子どもの発達を考える。そういうことがとても大事だし、うちの町はそれができるんですよ。幼稚園、保育園がきちんとして、それぞれ本当に子どもたちがそれぞれのとこで生き生きと頑張ってる。それが中学校、小学校に行ったら不登校になる。いろんな問題、要因があると思うので、具体的にはそれができないからですね。だから私は、ここで今からそういう話をしたいので、教育長のお話はちょっとずれてると、私、前も今回もこれ言いながらちょっと。だから、これはとても大事なことです。子どもの命に関わるからですね。そういった思いで、私は今質問していますが、時間が来てしまいました。

**◎議長（小池弘基君）**

西村教育長。

**◎教育長（西村久朝君）**

ずれているという言葉に対してですけど、私も不登校のままでいいっていうことは決して思っておりません。今回も9月1日の始業式に、欠席者は何人いたかということも、アンテナ張っております。4月当初は、4月の6日の始業式は、「今年はよう子どもたち来たね。」っていうことが学校の言葉でした。終業式までは何とかそれでもったんですが、今回やっぱり欠席がまた増えてきましたので、この原因を、今、探っていただいているところでございます。だから、数を追うんじゃないけども、やはり、この数を基にして、今こういう状態で、この子はどういう背景があるのか。だから、こういうふうにはやっていかないかん。これを常に私は、校長先生方、若しくは生徒指導の担当の先生方に役場まで来ていただいたり、私が直接行ったり、指導主事が行ったりして指導はやっておりますので、決して私は教育委員会がずれているという言葉に関しては、ちょっと私はいかななものかという

ふうに思っています。すみません時間外に。

(許可のない発言あり)

**◎議長（小池弘基君）**

いや、終わりましたので。もう終わってますから、席に戻ってください。

(許可のない発言あり)

(13番 本田芳枝君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今、本田議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩といたしますが、再開を11時15分といたします。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時15分)

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

**◎14番（山脇秀隆君）**

議席番号14番、山脇秀隆でございます。通告書に従いまして一般質問をいたします。

私も今回、80回目の一般質問になります。それがいいのか悪いのか分かりませんが、いまだに緊張して、自分が言ってることがこれでいいのだろうか、いつも疑問しながら、反省しながらやってきましたが、80回やっても、多分、また悩むと思う気がしております。今日、実のある答弁がいただけるように、80回ということも併せまして、言っておきますので、いい答弁を期待したいと思うのでよろしくお願いします。

それでは、まず最初に、副町長の役割について質問いたします。今年、副町長の任期が終わるというふうに聞いておりましたので、多分、そろそろ箱田町長も、次期副町長をどうするのかということも考えてあるとは思いますが、議会が人事権にあまり関わるのもよくないと思っておりますので、議会としては、承認をする権利がございますので、箱田町長におかれましては、考え方、こういった方針でどうか、そういったことが聞けたらなあというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、副町長の仕事ですね。これは、町長を補佐し、補助機関たる職員の担任する事務を監督する、特別職の地方公務員であると規定されております。平成18年6月の地方分権改革におきまして、それまでの助役が廃止され、翌年の4月に

地方自治法が改正されました。これまでの助役の仕事である、市町村長の補佐及び職員の事務の監督、市町村長の職務を代理するといった規定が、政策企画といったマネジメントの強化を目的とした権限が付与されました。箱田町長も、副町長としての経験があり、仕事の内容は十分に把握されていると思います。箱田町政は2期目に入り、また、市制に向かうという重要な時期を迎えております。箱田町長の経験を踏まえ、副町長の役割がどのように変化し、どのような分野で、現在の副町長の活動が行われているのか、詳しく教えていただきたいと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

山脇議員は80回と、質問をされました。私はこの5年の間に、およそ200の方々に、答弁をさせていただきました。真剣な態度で今回もさせていただきたいと思います。

まず、まさに山脇議員がおっしゃった副市町村長制度、これは平成18年の地方自治法の改正によりまして、大きく変わっております。大きく変わった中に、やはり、それまでの助役だった方、役割としては、単に補佐するという役割から、大きく、この補佐をしながら、町長の命を受けて、政策、企画をつかさどるという部分が、大きく変わっております。そしてまた、事務を担当する職員の監督をするという権限も大きく変わり、まさに町長の片腕として、委任された事務について、業務を行うというふうに変わっております。そういったことを受けまして、具体的に、幾つかの部分がございしますが、ちょっと数多いけど申し上げさせていただきたいと思います。

まず、コンプライアンス委員会の委員長をしてもらってます。併せて、人事評価委員会の委員長。そして、これが一番よく定期的なものとして大きいんですが、入札参加者選考委員会委員長。これは指名委員会と俗に言いますが、指名委員会の委員長ですね。そして、ここ数年で非常に内容としても充実してきておりますが、町の債権管理収納委員会、これの顧問として、そういう役割を担っていただいています。入札の関係では、プロポーザルの特定審査委員会の委員長。これは部長でもしておりますけども、やはり大きな問題になりますと、委員長として副町長が役の任に当たっております。またこれも大きいです。総合計画、マスタープラン、これの策定の本部長をもらってます。行政事務の能率研究会、これは行政事務を効率化するための委員会が発足する必要があるときには、委員長としてその役割を果たしてもらいます。電子自治体の構築推進委員会の委員長。そしてまた、まちひとしごと創生推進本部の本部長。個人情報、個人番号の管理、統括、協議会の

責任者でもあります。これはめったにないんですけども、危険廃屋の審査委員会の委員長。そして、内部統制の推進委員会の委員長。地域型保育事業審査委員会の委員長。国勢調査の町の実施するときの本部長。消防賞じゅつ金の審査委員長等、まだ、これ全てではないんですけども、そういった数々の委員長、本部長の役割を担っておるところでございます。いずれも、今の町民の皆さまのニーズ、社会情勢の変化を踏まえた町政運営ができるように、私自身が全てのことができないものですから、その情報収集、そしてまた、組織の統括、円滑な業務を進めていく、まさに、監督、指導することについても、役割が非常に大きくなっておる情勢でございます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

大変、仕事の量が多いような、今、感覚に陥ってますけれども、実際問題として、この地方自治法改正のときに、町長が移譲したものについては、告示が必要だというふうになってるんですね。今までこういったものが、告示として議会に出された記憶が私はないんですが、この辺はどういう扱いになってるんですかね。要は、副町長に移譲した、委任した事務は、議会に告示しなければいけないというふうに、地方自治法改正時に書かれたんですね。だから、議会としては今までこういった仕事をやってますよってというのは、一切告示を受けてないと思うんですが、その辺ちょっと。どういうことなのかっていうのを、私が勘違いしたらいけないので、分かれば教えていただきたい。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

町の条例にも、私のつかさどる事務の一部を委任することができるというふうに条例であります。それが、統括的な意味の告示だろうと思いますが、様々な業務に当たっての、委員長、責任者、会長等のことにつきましては、それぞれの条例化された中での役割として、例えば、本部長を副町長が担うというようなことでのことだろうと思います。1件1件のことについて、その都度、議会の中に報告するということはなくて、条例とか規則とかそういった要綱等についての中での規定というふうに、私は理解しております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎ 1 4 番（山脇秀隆君）**

今回、強調されているのが、企画マネジメントですかね。政策を企画してマネジメントするっていう部分が、権限で、そういった新しい事業とかを行う場合に、多分それを委任して全面的に権限を与えてやるっていうことだろうと思うんですね。その場合の告示は必要ですよ、ということだろうと思いますんで。告示がないということは、要は、そういった権限移譲したものはないと。あくまでも条例に書かれてるものを踏襲してる。そこの責任者として、副町長がなってるっていうことだろうと思いますんでね。

私が言いたいのは、これから市制に向かう上で、GXとかDXとか、市制に向かう対策室とか、いろいろ今、後では聞きますけども、そういった部分っていうのは、非常にスピード感を持ってやらなきゃいけないというふうに感じてるんですね。そういった中で、そういったものを、副町長に委任できないのかと。もう、権限あんに任せますよって。あんながこれを推進してくださいと。こういった思い切ったことができないのかなっていうのをちょっと、考え方としてあるんですね。

それで、前町長のとき、多分、因辰美町長だったと思うんですけど、二人制を執りましたよね。副町長二人制っていうのを執って、外部から有識者っていうんですかね。そういった方を雇い入れてやったと。ただ残念なことに、有識者の方、途中で退任されましたけど。私はこのときっていうのは、粕屋町にとってすごいチャレンジ精神があったと思うんですよ。だから、そのときっていうのは、箱田町長は、多分、公の立場にいなかったというふうに認識してますんで。そういった副町長二人制について、どのように感じてらっしゃるのかな、感じてらっしゃったのかなと。そういう話は、外から聞こえてきたと思うんですね、二人副町長になったという感じで。覚えてらっしゃいますかね。前町長。因辰美町長ですよ。なので、ちょっとその辺もし答えられたらいいですけど、もう答えたくないって言ったら、答えないっていうふうに言ってもらったらいいです。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

前町長と私、直接お話ししてませんので、そういった動機とか、そういった詳細の経緯については、お話は聞いておりませんので、ちょっとコメントは差し控えたと思います。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎ 1 4 番（山脇秀隆君）**



非常に、先ほども言いましたように、チャレンジ精神ある二人制を執ったんだなと。いろいろごたごたはしましたけれども、非常に思い切ったことをやったなっていう印象を持っております。

副町長も今、仕事の内容をお聞きしましたが、年がら年中、これに関わってるっていうか、そのときそのときに応じてやられてるんだらうというふうに認識はしてますけれども、町長の仕事って、もっと大変だと思うんですよね。町長もいろんな形で情報発信されているのもよく分かってますし、本当に町長大変だなあっていう思いがいつもしております。多忙極まりない、そういった状況の中で、やはりこういった大事な施策っていうのは、今、いろいろ市制に向かう中でいろいろな中で、また、国がいろいろな打ち出しを出してく中、また、コロナ禍とかいろいろなことの中で、多忙極まりないと思ってるんですね。町長自身は、「いや、おれは平気だ。」ということなのかもしれませんが、外から見ると、「大丈夫か町長。」という不安があるんですよね。

だから、そういうのに、多忙さに流されて、この事業のスピード感がちょっと損なわれるとちょっと嫌だなっていうのがあったんで。町長の仕事の分業化っていうのが、私は必要じゃないかなというふうに思ってます。思い切った役割分担の必要性があるのではないかな。また、副町長の複数制が厳しいのであれば、専門的知見を有したスペシャリスト的アドバイザーの登用も、やっぱり考える時期ではないのかなというふうに感じております。考え方なんで、今の副町長、これから任期が来る副町長っていうことが眼前にありますんでね。町長の考え方、方向性というのが、問題なければ、ちょっと発言していただきたいと思えます。

#### ◎議長（小池弘基君）

箱田町長。

#### ◎町長（箱田 彰君）

まさに今、この粕屋町が置かれた情勢というのは、議員がおっしゃるように、GX、DX、そしてまた市制、これが大きな三つの問題があります。そういった中であって、私自身は全てのものについて最終的な決断は、私の責任であり、権限であろうと思えますけども、それに至るまでの様々な地ならしといいたいまいしょうか、情報の整理、あるいは選択制の、これとこれを選択するのがどうですかというようなことを極めるまでのことについては、これは副町長一人がおっても駄目なんですね。ですから、専門的な期間限定、あるいはその嘱託的なものになるやもしれませんが、そういった機能的な人材の登用は、私は必要かなとは内心思っております。そういったことで、組織全体でこの新たな問題に当たっていくというふうなこと。最終的には、私自身が責任を持って決断するというのを考えたいと思ってます。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

大事な三つの事業ですかね。町長、上げていただきましたんで、その進捗状況を見て、今から一つ一つ、進捗状況と現況を聞いていきますけど。そのスピード感を感じていただいて、やはりこれは早く手を打ったほうがいいと。早く、このちょうどいい時期に、やっぱりこれは分業化してやっていったほうがいい。今、言った、有識者を入れてスピード感持ってやっていこうというふうな、いろんな考え方、出てくると思いますんでね。

次の質問、各準備室の進捗について、質問をしていきたいと思いますので、グリーントランスフォーメーション推進室、デジタルトランスフォーメーションDX推進室、そして市制に向けた対策室の組織構成と責任者をまず教えてもらってよろしいでしょうか。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

GX推進室は、今年4月1日付で設置しており、都市政策部道路環境整備課の職員への兼務という形で、課長及び環境衛生係の主幹2名の構成です。責任者は室長です。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

**◎経営政策課長（吉田 勉君）**

それでは、DX推進室につきましては経営政策課に配置され、組織構成は室長及び室員の2名でございます。それぞれ経営政策課長、総合政策係長の兼務となっておりまして、責任者は室長でございます。一方の、もう一つの市制対策室につきましては、DX推進室と同じく経営政策課に配置され、組織構成は室長及び室員の2名でありまして、それぞれ同じく経営政策課長、総合政策係主幹との兼務となっております。こちらの責任者につきましても、室長が責任者となっております。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

今、組織構成と責任者を言っていたけましたし、DXと市制に向けた対策室は、同じ組織っていうか、兼業という形ですね。今の話で言うと、一応いろんな仕事を

しながら、まさに兼業でやっていくっていう流れの中で、この大事なGX、DX、そして市制に向けた対策室を進めていくっていう流れだろうと思うんですね。最終的統括者は、今、言われたように、町長になるというお話でよろしいですね。

だから、この辺が非常に厳しいのではないかと。要は、これを誰が管理するって言っても、そこの責任者がやるという、主任がやるという話ですが、これをまとめて統括する人も、町長なんですね。進捗も含めて見ていくのも町長なんですね。最終的には、だから、そういう報告を受けてやっていくっていう。だけど、これだと手間がかかり過ぎてるっていうか、トップダウンっていうのは、なかなか得られないんじゃないかと。ボトムアップも非常に難しいんじゃないかと。どうしても間に入ってしまうというのがあって、なかなかこれを進める上で、ちょっと時間がかかるんじゃないかなと。今、お話を聞いてて思ってます。それなので、この今後のスケジュールと進捗状況を、それぞれ聞きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

今後のスケジュールといたしましては、今年度、粕屋町全体の脱炭素施策としての「粕屋町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」並びに公共施設に関する脱炭素施策としての「第3次粕屋町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。また、公共施設に対して、公共施設等への太陽光発電設備等導入可能性調査を行います。事業を進めていく上で、地球温暖化対策実行計画を策定しますが、そのうち、町全体の取組を進める区域施策編では、民間事業者や町民を含めた協議会を設置し、2回の協議会を開催しております。また、自治体内部の取決めを進める事務事業編においては、庁内各部署よりGXプロジェクト連絡員を選出して、庁内調査等を進めているところであります。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

（許可のない発言あり）

**◎議長（小池弘基君）**

吉田課長は後ほどお願ひしますので、先に山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

分けていきたいと思ひます。これ町長、令和4年定例会でゼロカーボンシティ宣言を行って、昨日の田川議員の答弁の中でも、2013年度比ですかね、18、13年度比ですよ。50%やるような実行計画っていうかは、何か吉村課長が言われてたよう

な気がしますけども、粕屋町再エネ導入戦略ですね。これで「全公用車のEV化、インフラ整備、各公共施設に充電設備の設置、太陽光発電の各家庭での推進に関わる仕組みづくり、企業における環境保全のための周知などを考えている。」というふうに町長、答弁されています。ですので、この辺が、実行計画にまず入ってきてるのかなあというふうに思ってます。そのためには、判断をする数値が必要だと思っ  
んですよ。吉村課長。数値が必要だと思いますんで、この、例えば、公共施設に既に設置されている太陽光発電設備の把握とか、あと、一般家庭や企業設置の太陽光発電の把握っていうのは、どのように行われるのかなっていうふうに、ちょっと考えてます。ですので、今、実行計画作って住民の意見を聞いてみたいな、ちょっと緩いスピード感というふうにちょっと感じてしまうんですけど、この辺の数値の把握ってどういうふうにやろうと思ってるんですかね。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

公共施設の把握は、今、庁内のプロジェクト連絡員を通して、庁内の調査を進めておりますので、今現在、公共施設等の太陽光発電設備の導入可能性調査で調査を進めているところであります。民間の町全体の部分は、区域施策編を作成しておりますので、そこで今、調査の段階になっております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

区域を決めて、その、国は簡単にあれですよ。意外にどんだけ排出したかとかいうのを、意外に、ぱって出すんですけどね。粕屋町として、これはやっぱり、そういった国の調査基準に従って調査するっていう感じでいいんですか。

**◎議長（小池弘基君）**

吉村道路環境整備課長。

**◎道路環境整備課長（吉村健二君）**

国の数値を参考に調査いたしております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

そうすると、この実行計画っていうのは、基本的にあまりこの国との関連は多分ないと思うんですよ。だから、これ、実行計画っていうのはあくまでも、これからどうやって推進していこうとか、どうやってこの地球温暖化、再エネっていう

感じのカーボンニュートラルというか、そういうのを訴えて、それを達成していこうっていう、何ていうんですか、住民の方の気持ちを高めていくっていう方向だけですかね。それとも支援策とか何か考えてあるんですかね。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

公共施設の、そういったGX対策というのは、財源的な問題さえクリアすれば、非常に簡単と言ったら語弊があるかもしれませんが、進めやすいと思います。問題なのは、民間企業へのこういったゼロカーボン対策だろうと思うんですね。議員がおっしゃりたいのは、多分、そういった支援策を考えなければ、これは進めないんじゃないかというふうに、当然これは、国と県との連携になりますけども、私も当然、国策としてやる限りは、国、県挙げて、市町村と一緒に民間への促進対策、これをするべきだろうと思いますし、そういった先導的な役割に、市町村の、町の段階でも一番人口が多い粕屋町ですので、これはリーダー的存在になって進めたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

昨日も、実行計画を策定して、今後の検討していくというような支援策についても、答弁されていたように思っています。温室効果ガス排出量の見える化を推進するほかに、老朽化した設備の更新、省エネ機器導入を推奨する取組が必要と考えられます。ということなので、その辺、今度、実行計画、多分作られると思いますんですね。スピード感を持ってやっていただきたいんですけど、ほんとは並行しているいろんなことやってきていただきたいんですけど。その辺、もうちょっとスピード上がるように、あと2030年ですかね、町長。50%達成するっていう、そこまであつという間なんですね。あと7年ぐらいしかないんで。だから、もうこれはやっぱり早く手を打って、実行計画1年かけましたとか、もうそういう段取りじゃちょっと遅いような気がするんですよ。だから、本当、前倒しでも早く終わるようなGXの取組っていうのが、これから必要なんではないかな。

また、そういったリーダーシップをとっていただくような方が、やっぱり兼業でやっていますんで仕事を。なかなかおろそかになってくるんじゃないかと。専門で、やっぱそこを追求していくような形のほうをやっぱり頭に据えておくっていうのが大事なんじゃないかなと。その人に聞けば何でも分かる、何でも今こういう状況ですというふうな答弁すぐできるような方がやっぱり、そういう、責任者としてトッ

ブにいるべきじゃないかなというふうに思っています。

続きまして、DXデジタルトランスフォーメーションについて、進捗と現況をお願いいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

**◎経営政策課長（吉田 勉君）**

DX推進室の進捗といたしましては、現在、国が定める自治体DX推進計画において、重点取組事項とされております、テレワークの推進のための対応可能なシンククライアント端末、これは携帯可能で、端末にデータを残さないという高いセキュリティ機能を持った端末のことなんですけれども、このシンククライアント端末を、現在調達したところでありまして。今後、端末が納品され、設定等を終えた後に各課へ配置する予定としております。また、庁舎1階正面入り口付近に設置を予定しております、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した、多言語インフォメーション端末の調達に向けて、現在、準備を進めておるところでございまして、年度末には設置する予定ということになっております。そのほかといたしましては、DX推進室以外の事業になりますけれども、同じくデジタル田園都市国家構想交付金を活用した、総務課が担当しておりますが、電子契約システムの導入、また、総合窓口課が担当しております、証明書コンビニ交付対応行政キオスク端末についても、同じく、現在調達を進めておりまして、DX推進室といたしましては、その支援などを行っているところでございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、現在も取組は行っているんですが、情報システムの標準化・共通化、これは国の重点取組事項の1番に上がっている内容になるんですけど、ある意味一番ボリュームが大きいものになるんですが、そのシステムの標準化・共通化の期限であります令和7年度まで、引き続き取り組んでいきたいと思っております。システムの標準化・共通化になりますと、既存の業務プロセスの見直し等も発生してきて、全庁的に取り組む必要がございますので、現在、様々な部署の人員で構成するプロジェクトチームを今年度に設置したところでございます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

DXの取組ってというのは、要は、経済産業省が2018年に発表したDXレポートってありますよね。御存じですかね。2025年の崖っていう。要は、国勢調査とか経済セン

サスとかそういう掌握を国がやっていますよね。大型コンピュータでやってるんですね。だけど、旧システムなんです。それを持ってる企業っていうのは、全体で7割の企業は、8割って書いてあったかな。日本の企業の8割がそのシステム使ってるんですよ。国も使ってるんです、そのシステム。それが2025年に、ブラックボックス化するっていうふうに言われてて、これがレガシーシステムと言うらしいですよ。そのコンピュータ。新しいDXの取組をやってて、それをそこに入れても、もう通用しないんですよ。稼働しないんですね。一部は。

だから、それを取っ変えようっていうのが今、このDXの取組なんですよ。だから、そういった意味では、これまでシステムというのがこの保守とか運用とか、あとそれができる人材の枯渇。要は古い人しかわからないですよ。これが安定的に稼働できなくなる懸念があるのと、あと保守費用もかさむ。うちも何回も何回も入れ替えると、保守費用かさみますよね。なので、今は新しいデジタル技術を導入していくっていうのがあるらしいんですね。これ、粕屋町も多分同じシステムじゃないかなと思うんですけど、その辺は大丈夫なんですかね。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

**◎経営政策課長（吉田 勉君）**

申し訳ありません。今、議員が言われた内容は、ちょっと私把握はしてないんですけども、どういったシステムかがちょっと見えないので何ともお答えしようがないんですが、システムの、ちょっと先ほど説明した業務システムの標準化・共通化につきましては、粕屋町では、かなり以前に、今、言われたレガシーシステムというような古い仕組みのシステムを使ってまして、電子自治体構築というところで、パッケージシステムを導入して、ある程度、業務がしやすいように変わったという経緯があります。

今回の場合は、全国的にシステム自体を、業務システム、住民記録とかそういったものの税務システムとかの標準化・共通化を図るということで、もちろん利便性の向上も図られるとは思いますが、経費等を削減するという。これまで、各個別、各町、各市町村で、システム改修とか行っていたような、ばらばらで経費がかかっていたようなものが、今後共通化によって、そういった経費が抑えられるというふうに聞いております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

いずれにしても、これ、2025年以降は、このシステムを使っていると最大12兆円の

経済損失を生じさせるというふうに、経済産業省のレポートあるんですよ。DXレポートをちょっと読んでいただければというふうに思っています。それだけ、DXの取組が急がれるゆえなんですね。だから、のほほんとしてたんじゃ遅れてしまう。また、取り返しがつかないっちゃうか、損失を与えてしまうというようなのが起こりますよってというふうな警告をされてるんで、その辺はよく分かって、このDXの取組を推進していただきたいというふうに思っております。

時間が予定より大分オーバーしまして、早く終わらなきゃと思ってるんですけど。3番目、さきの3月当初予算編成の中で、町長は令和5年度を市制に向けた取組元年とするという、力強い言葉を述べられました。そして、市制に向けた対策室を立ち上げ、準備を進めていると思います。しかしながら、昨今の人口動態を見るにつけ、人口増加の勢いが鈍くなってきている感が否めません。対策室の本来の目的は、人口をどのように増やしていくのか。そのための企業誘致や民間と協働した開発等をどう行うのか、だというふうに思っております。今さらながらに市制を目指すのか、町のままでいくのかを考えているわけではないと思いますが、現状の考え方と取組についてお聞きします。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

市制を目指します。市制準備室、対策室というのを作って準備に入ったわけですが、詳細につきましては、後ほど担当所管のほうから御説明しますけども、まずは、そのプロモーションが必要だろうと思うんですね。市制について、議員各位の皆さんは、もう当然御存じのことなんですが、一般的な住民の方々はなかなか理解が進まないということ、市制とはどういうものか。粕屋町がなんで市制を目指すのかというようなことを、プロモーションとして周知する必要がある。そういったことで、底上げする格好の中で、みんな町民住民みんなが市制に行こうというような機運を盛り上げる必要があるということは、まず第1だろうと思うんです。そういったことで、市制の研究と共に、そういったプロモーションを中心とした対策室の仕事の関係を、今から御説明申し上げます。

**◎議長（小池弘基君）**

吉田経営政策課長。

**◎経営政策課長（吉田 勉君）**

市制対策室の進捗でございますが、現在、市制塾からのメンバーや、庁舎内からの公募によるZ世代やミレニウム世代の職員、合計6名になるんですけども、それらの職員をメンバーとするプロモーションチームを設置しております。これま



で、8月末までに6回のプロジェクト会議を行っておりまして、シティプロモーションについての協議を行ってきております。また、シティプロモーションチームのメンバーを中心に、若者向け魅力発信事業という事業を、今年度取り組む予定にしておるんですが、その事業者をプロポーザルにて、選定をしております。現在、近日中にその事業者と、すみません、事業者と委託内容の詳細を詰めたところでございますので、近日中に、その事業者と契約締結をする見込みとなっております。今年度中に、動画の作成、ユーチューブによる広告配信、また、インフルエンサーによるプロモーションや、あと移住メディアへの記事の掲載等による、そういった手段によるプロモーション事業を実施していく予定としております。

あとまた、今後のスケジュールにつきましては、今年度実施します、若者向け魅力発信事業を皮切りとして、これはあくまで予定ではございますが、メインとなるターゲット層を絞って、例えば、ターゲット層でいえば粕屋町の出身の方とか、粕屋町と接点を持った人とか、そういったターゲット層を絞ったプロモーション事業の展開を進めていきたいというふうに考えております。また、人口の増加に合わせて、これ説明したことあるかと思うんですが、タウンミーティングの実施とか、あと移管事務部会などの専門部会の設置なども、計画をしているところでございます。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

プロモーション、基本的にはその、もう2年後の10月国勢調査ということですよ。その間に、今、プロモーションビデオ流しました、何かそういう形で、この、うちの町ですよみたいなアピールは、当然、今までのべきことだと思うんですよ。この市制になる云々というよりも。町の魅力発信という形では、それはもう当たり前前っていうか。そうじゃなくて、もっと人が来るような、粕屋町にもっと人が、ここは得するよねとか、何かそういった取組ってというのは考えてないんですか。町長の考え方もあると思うんで、ここは、今、さっきも言いましたように人口が鈍化してるんですよ。この辺をどういうふうにちょっと考えてあるか。いいですか。答えてもらって。

**◎議長（小池弘基君）**

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

担当所管のほうでは、なかなか難しい問題ですので、私のほうからお答えします。人口の増加の鈍化というのは、一つ大きな要因はコロナだったんですね、この

数年は。従来、外国人の居住の方については、住基の人数に入ってなかったんですが、今当然、御存じのように住基に入っています。そういった海外からの人材養成、あるいはその様々な事業に従事される方々についての受入れとしては、粕屋町が非常に適地だというふうに聞いております。福岡市に近いし、例えば、自転車で行ってもすぐ届くと。そういったことで、一つ大きな拠り所といいましょうか、人口増加の要因だったわけですが、やっとそれが、最近では外国人の方々が増えて、先月の1か月の人口増がやっと100人のまた大台になっております。それは今後、コロナの終息と共に増えていくものとは思っておりますが。

あわせて、町の施策としては、やっぱり住宅政策が必要だろうと思います。個々の事業者の方々は、古い家が壊れたときには、2軒3軒なりの住宅を増やしておられますし、アパート等についても、最近、目立って建設はありますが、大きな住宅開発としては、今2か所ぐらいはあります。そういったことを、様々な法的な整備をクリアしながら、それぞれの協議会なり、地元の方々が御努力をしてある状況でございますので、町としましては、それを支援しながら人口増加に結び付けたいと思っております。

**◎議長（小池弘基君）**

山脇議員。

**◎14番（山脇秀隆君）**

人口増加、今、るる町長が言っていただきましたので、ちょっと希望が出てきた感はしますので、やっぱりこの三つの大きなポイントだと思うんですね、大きな事業で。ここを、やっぱり町長一人で、やっぱり掌握していくっていうことが、僕はいいのかなど。やはり、どこか一つでも、やっぱり思い切って任せて、権限移譲してしまうとかやって、やっぱスピード感を持ってやっていただきたい。特に、市制に向けた取組につきましては、もう間近でありますし、早く、やっぱ手を打つっていうのが、スピード感を持ってやるってことが大事だというふうに思っておりますので、是非、町長におかれましては、やはりその辺を考えて、今後の対応をしていただきたいというふうに思っています。ので、時間を大分オーバーしてしまいました。すみません。ので、私はそういう要望を上げて、一般質問を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

これにて、2日間にわたりました「一般質問」を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前11時59分)

令和5年第3回（9月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和5年9月20日（水）

## 令和5年第3回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月20日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

### 2. 出席議員（16名）

1番 古 家 昌 和	9番 川 口 晃
2番 田 代 勘	10番 田 川 正 治
3番 杉 野 公 彦	11番 福 永 善 之
4番 宮 崎 広 子	12番 久 我 純 治
5番 末 若 憲 治	13番 本 田 芳 枝
6番 井 上 正 宏	14番 山 脇 秀 隆
7番 案 浦 兼 敏	15番 安 藤 和 寿
8番 鞭 馬 直 澄	16番 小 池 弘 基

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 藤 川 真 美                      議会事務局係長 松 永 泰 治

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝	総 務 部 長 古 賀 博 文
住民福祉部長 神 近 秀 敏	都市政策部長 新 宅 信 久
教育委員会次長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司
経営政策課長 吉 田 勉	税 務 課 長 洪 田 香 奈 子

収 納 課 長	安河内 敏 幸	協働のまちづくり課長	高 榎 元
総合窓口課長	大内田 亜 紀	子ども未来課長	渡 辺 剛
介護福祉課長	古 賀 みづほ	健康づくり課長	石 川 弘 一
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	上下水道課長	黒 田 道 明
会 計 課 長	安河内 淑 子	社会教育課長	白 井 賢太郎
給食センター所長	井 手 正 治		

(開議 午前9時30分)

◎議長（小池弘基君）

改めまして、おはようございます。

開会日の諸般の報告でもお伝えいたしましたが、8月4日に議会広報常任委員会が主催いたしました議場見学会に、13名の小中学生に参加をいただきました。子どもたちの積極的な姿勢に、議員一同、驚きと喜びを感じた次第であります。また、後日、参加者のご家族から、丁重な御礼のメールや、今後もこの企画を継続してほしいといった御意見を頂くなど、議会といたしましても非常に嬉しく思い、今後の活動の励みとし、議会や政治をより身近に感じていただく事業の取組に力を入れてまいります。

さて、本日は、20日間と続きました、令和5年第3回9月定例会も無事に閉会日を迎えることができましたことに、執行部の皆さま、議員の皆さまに感謝申し上げます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

◎議長（小池弘基君）

議案第67号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、議案第68号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、議案第69号「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」、以上3議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

議案第67号、議案第68号、いずれも「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、議案第69号「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。

まず、議案第67号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」ですが、本議案は、平成23年10月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております友野和憲氏が、本年9月30日をもって任期満了となり、同氏を再度選任することについて、議会の同意を求められたものです。経歴については、経歴書の添付がありますが、同氏は長年、不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携わってこられた専門家であり、本委員に最適の方で、人格・識見共に優れた方であ

るとのことです。

また、次の議案第68号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」ですが、平成25年2月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております満行貞夫氏が、本年10月31日をもって任期満了により退任されます。よってその後任として、石山裕氏を選任することについて、議会の同意を求められたものです。経歴については、経歴書の添付がありますが、同氏は粕屋町の職員で、建設・企画・総務部門、更に税務部門にも長年携わられており、本委員に最適な方で、人格・識見共に優れた方であるとのことです。

委員会の審査におきまして、評価委員は全部で3名。地方税法を見たら、市町村税の納税基準があるもの、または固定資産評価について、学識経験者を要するものということで、そういう意味では、友野氏ともう一人の方は学識経験者ということで人選されたということであって、石山氏の場合は、市町村税の納税義務者であるものということであれば、町民の方から選ぶべきものじゃないだろうかという問いに対し、評価委員の要件として、当町の住民又は納税義務者又は学識経験を有する者となっており、今回でいうと3名とも学識経験というところで人選させていただいている。必ずしも住民でなければならないということではない。今回は、石山氏も固定資産の評価業務に携わっておられたので、知識がかなり高いものをお持ちである。今回、学識経験者という観点から、選任同意を上程させていただいたという旨の答弁がありました。また、議員の意見では、納税義務者である町民の方から選ぶべきではないか。また、会計年度任用職員で独立性・中立性が担保できるのかなど、様々な意見がございました。また、今回も、何人の方にも断られたという経緯を伺ったので、今後、委員の選定に関しても、事前準備や公募等、様々な選定方法を検討していくべきという意見もありました。

総務建設常任委員会では慎重に審査いたしました結果、議案第67号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しました。

同じく、議案第68号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第69号「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」です。

粕屋町における人口増加や多様化する行政課題、住民ニーズに対応し、サービスの維持向上を図るため、令和2年度から令和6年度までの職員定員管理計画を見直し、新たに、令和6年度から10年度の職員定員管理計画を策定したので、その計画



に基づき、職員の定数を改正するものです。

委員会の審査で、以前は、定数条例も定数の改正もずっとなされていなかった。本当に役場に必要人員をきちんと把握して、定数を何人必要かということを示すべきではないかということで、粕屋町定員管理計画を前回作られ、その際にお話をしたのは、原課のほうからいろいろヒアリングをして、本当にその意見を踏まえた上で計画を作ってほしい、ということをお話したが、前回の計画策定時には時間がなかったので、近隣との比較でしか出せなかったということだった。今回の定員管理計画を見ても、これによって40名増やすことにピンとこない。それで、今回の場合も、原課のほうにヒアリングなどをして、どこの部分、課、業務に増やす必要があるのか、そして、その中で急ぐものから職員を採用しているはずだ。その辺が一向に見えない。それぞれ具体的に原課とのヒアリングとか、職務分析とかを行っているかという問いに対し、まず、原課からのヒアリングについては、今回資料等には載せていないが、今現在、職員有志の団体で組織体制や、市制に向けた組織をどうしたらよいかというような任意組織があり、そちらのほうで各担当からヒアリング等を行い、結果として、市制に当たっても、今後30人程度職員を増加しないと増えてくる業務に耐えられないのではないかということで、提言のほうを受けている。直接総務課のほうで、各所管に対してのヒアリングを行っていないという旨の答弁がありました。各課、各部の必要人数がこれだけいる。それを積み上げたものを最終的に人事のほうで精査して、現状の人数から、ここの所管課が何名足りないという、そういう話になる。そこが見えないので260名を300名にという話になっても、「40名の根拠は何ですか。」と言ったときに、ただ足りませんという話が繰り返されているように感じる。これだとすごく根拠が弱い。数字が意味を持たないので、だからそういった資料はないのか。ヒアリングされたのかという話になってくる。今回、急ぎよ採用しないといけないというの分かるが、それとこれとは本来分けて考えるべき話。予算では具体的に、しっかりとした根拠の算定をやっているはずだが、今後、そういうことは人事でも必要だと思う。その辺をどう考えるかという問いに対し、今回、採用を急いだという事情がある。本来であれば、各課の必要人数を積み上げて、必要な数に対して何人足りないという形で説明できるのが一番いい形であることは理解している。先ほど申し上げたように、今後、総務課のほうで、各所管へのヒアリング等については行っていきたいと考えている。また、今後、先ほど申し上げた事業等も増えてくるので、組織のスリム化、効率化も図っていきたいと思っているので、それと併せて必要人数等のヒアリング等について行い、組織の追加や効率化する場合については、また再度報告なりが必要と思うので、そのときはまた必要人数等を報告させていただきたいと思っているという旨の

答弁がありました。今後は各課とのヒアリングを行い、各課の意見、総務課の考え方をしっかり話し合いを行うべきである。また、提案型の業務、例えば、企業立地、都市開発等、決められた明確な業務が見えづらいところへの人員配置をしっかりと行い、逆にDX化が進めば、役場に来なくてもよい仕組みが構築でき、行政のスリム化も行える。このように様々な観点があるので、しっかりと議論を尽くし計画を作っていたいただきたいとの意見がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

本田議員。

**◎13番（本田芳枝君）**

議案69号ですが、よろしいですか。

**◎議長（小池弘基君）**

67、68はないということですね。はい。

**◎13番（本田芳枝君）**

よろしゅうございますか。はい。3点ほどございます。私は議案が提案された時点で、300人の根拠ということを上申したと思います。それで、各課のヒアリングも大切ですが、将来的な展望。うちの町が将来どういうふうにあるのかという形からの計画も必要だろうと思っておりますが、今の報告の内容の中には、この資料によりますと令和10年の4月1日の件がありますけれども、その頃の人口の推定値、それから財政の伸び、それから人件費の伸び、それをどのような形で審議をされたのか、お尋ねしたいと思います。特に人件費は、ほかの要覧を見ますと、300人超えてるところは、今、うちの町は22億円ですが、30億円近い、そういう状態になることを想定した内容を検討されたかどうか1点。

それから2点目は、資料の12ページに、若手職員の育成が求められるというふうに書いてございますが、最後の定員計画の中の、1から5までの2番目に、民間活力の活用、それから、4番目に初めて人材の育成という点が挙げておられます。私はまず、1番は、組織機構の構築で、1番でいいと思いますが、もう2番に、人材の育成、早期の育成を。これは決算の特別委員会の中でもそういう話が出てくると思うんですね。それがとても重要だと思うんですけども、なぜか2番目に、「積

極的に民間委託又は指定管理制度の有効活用を図ります。」と書いてあります。その辺の検討はなされたのか。

それから3番目に、この資料の最初に、11ページの半ば辺りに、「行政サービスの質を維持向上させていくためには、専門的な能力や経験を有する多様な人材の確保、活躍が一層必要になっている。」というふうに書いてありますけど。40人増加する中に、どのような専門職を配置される予定なのか。特に、決算でも非常に話題になって、多くの専門職が会計年度任用職員なんですね。だから、今後、行政サービスを維持するに当たって、社会福祉士のような専門士の採用が必要だと思いますが、その辺の検討はされたでしょうか。審議の中にそういう内容があったのか。ちょっと報告の中には見当たりませんでしたので、お尋ねいたします。

**◎議長（小池弘基君）**

末若委員長。

**◎5番（末若憲治君）**

はい。まず、一つ目の質問ですけれども、総務建設常任委員会では、どちらかというと福岡市のように、事業を翌年度の事業に基づいた人員計画を行ったほうがよいのではないかという意見が多く見られたと思います。と言いますのも、結局、次年度の事業予算についてどれぐらい人が必要か、これはやっぱり毎年変わってくるものであり、将来的な展望を見据えるのは難しいということも、意見の中にありましたので、積み上げていくというような報告をさせていただきましたけれども、どちらかという、各年でしっかりと、何人どこに必要だ。どういう事業に対して何人、人が必要だという意見のほうが多かったように記憶しています。

また、2番目の質問に関しましては、委員会の中では260名から300名になった根拠というところにウエイトが置かれていましたので、そちらのほうは、お話が出てませんのでお答えのしようがありません。

また、3番目に関しましても、同じく、どちらかという、委員会の審査の内容というよりは、この議案の人員計画そのものに対する御質問だったように感じておりますので、大変申し訳ございませんが、総務建設常任委員会では、そちらのほうの議論は行ってないのが現状でございます。

以上です。

**◎議長（小池弘基君）**

よろしいですか。はい、ほかに質疑ございませんか。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第67号は、人事案件につき、先例申し合わせ事項により討論を省略いたします。

これより、議案67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

議案第68号も、人事案件につき、先例申合せ事項により討論を省略します。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、同意であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって議案第68号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、議案第69号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって議案第69号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

## ◎議長（小池弘基君）

議案第70号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第71号「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第72号「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第73号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」、議案第74号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、以上5議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

## ◎6番（井上正宏君）

議案第70号から議案第74号まで一括して御報告いたします。

議案の付託を受けました、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第70号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、子育て世帯への経済的支援として、令和6年4月から通院に係る医療費の自己負担額を、小学校就学前までは無料、小中学生はひと月1医療機関ごと500円までとし、入院費については、中学生までは無料とするため、粕屋町子ども医療費支給制度について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で、古賀市は高校生まで完全無料であるが、医療費助成を拡大することへの町の考えは、という質疑に、町の財政状況が違うので、まずは受診回数が多い小中学生までの家庭に合わせるため、今回の改正になった。高校生までの拡大は、町長会の議題にも上がっているという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第71号「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例」の一部改正に伴い、重度障がい者医療費助成を受けている子どもについても、同様の内容の助成が受けられるよう、粕屋町重度障がい者医療費支給制度について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で、3年に1度の医療証の更新手続きや障害者手帳の更新時の窓口手続きがなぜ不要なのかという質疑に、医療証を発行する基準があり、更新時の等級が変わると、医療費も変わっていたが、この度の改正で、小中学生までは、重度障がい者医療というくくりを無くして、子ども医療と一体化することで医療証の更新が

無くなるという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第72号「粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第70号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例」の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成を受けている子どもについても、同様の内容の助成が受けられるよう、粕屋町ひとり親家庭等医療費支給制度について、所要の規定の整備を行うものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第73号「粕屋町印鑑条例の一部を改正する条例について」、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書について、スマートフォンへの搭載が可能となり、コンビニ交付サービスを利用することが可能になること。また、令和5年12月28日をもって、役場に設置している自動交付機による証明書交付サービスを終了することに伴い、関連する所要の規定を整備するものです。

審査の中で、スマートフォンに電子証明書を搭載するときに、町のお助け窓口でも支援ができるかとの質疑に、できるが、今のところはアンドロイドに限っており、iPhoneの対応はできないということや、自動交付機が無くなることで、ふれあいカードは要らなくなるのかという質疑に、窓口での印鑑証明書交付時は必要になる。それ以外の証明書は、マイナンバーカードを使った交付を案内する。町民が窓口で使い分けに混乱しないようお知らせするという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第74号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書について、スマートフォンへの搭載が可能となり、コンビニ交付サービスを利用することが可能となることから、関連する所要の規定を整備するものです。

審査の中で、手数料についての質疑があり、もともと戸籍謄本交付手数料は450円、コンビニサービスは400円で、金額に変更は無く、スマートフォン搭載での金額に変わりはないという答弁でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。  
質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより、議案第70号の討論に入ります。  
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。  
田川議員。

◎10番（田川正治君）

議案第70号「粕屋町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、賛成討論を行います。

町長は、今年度の実現を目指す施策の一つとして、子ども医療費の助成拡充が、糟屋地区町長会の中でも話になっているということを述べられました。子ども医療費の助成が、中学3年生まで入院が無料、外来は小中学生の自己負担、月500円までとする医療費の助成拡大。

私は、この条例は今コロナ禍で長引く経済不況のもとで、物価高、そして実質賃金 that 下がるもとで、大変、子どもを持つ保護者からは喜ばれることと思います。

私たち、これまで、日本共産党の糟屋地区議員団としても、この子どもの医療費の助成の問題、中学、高校生まで、18歳までということをしり入れてきました。コロナ前は毎年のように、糟屋地区市町長会、粕屋医師会と懇談も行ってまいりました。実現することになり、大変嬉しく思います。

これまで、子どもの医療費の助成を独自に自治体で行っていくということが、全国でも取り組まれてきたわけですが、この助成に対して、厚生労働省がペナルティをかけて、自治体の国民健康保険特別会計の国庫負担金の減額措置をやってきたわけですね。このことによって、今、医療費の助成が、全国的にも足かせになるというようなことなどが生まれて、消極的になっている傾向が強かったと思います。このような中で、国民健康保険へのペナルティの罰則に対して、全国の自治体や国民の声に押されて、厚生労働省は、社会保障審議会の部会に、この度、ペナルティ

の廃止を示して、省令改正をするという方向にもなっていてきております。このような下で全国知事会は、ペナルティ廃止だけではなくて、子どもの医療費の地域差を生まないためにも、全国一律の助成制度の創設、これを国の責任と財源で早期に実現するようにと求めています。

子どもの医療費を無料化する自治体は、今、全国に広がってきて、全ての都道府県、市町村で何らかの助成を行うということが実施され、年々、年齢も拡大されてきているという状況です。先ほど述べました古賀市でも、18歳までは医療費の無料ということで実施するに至ってきております。私は本来、この子どもの医療費もそうですけど、老人医療費も含めて、国が予算を振り向けて実施すべきものだとすることを考えております。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員、簡潔にお願いいたします。

**◎10番（田川正治君）**

そういう点でいえば、今からこの中学校までの医療費の助成制度を、国や県に対しても申し入れていくことを含めて、粕屋町が、糟屋地区なども含めて、更なる助成を拡充していくことを要望して、私の賛成討論とします。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、議案第71号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。



(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、議案第72号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、議案第73号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより、議案第74号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

議案第75号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第76号「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第77号「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第78号「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第79号「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」、議案第80号「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第81号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道

事業会計補正予算について」、以上7議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 登壇)

## ◎5番(末若憲治君)

議案第75号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第76号「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第77号「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第78号「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第79号「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」、議案第80号「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第81号「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について、一括して御報告いたします。なお、審査の経過については議長を除く議員全員による審査でございますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

まず、議案第75号「令和5年度粕屋町一般会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9,195万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を214億381万7,000円とするものです。歳入の主なものとしては、地方交付税を2億3,090万9,000円、繰越金を3億6,998万4,000円増額し、町債を7,051万円減額するものです。一方、歳出の主なものとしては、私立・町立保育施設等運営事業費を2,115万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を5,808万7,000円、財政調整基金積立金を4億40万9,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第76号は、「令和5年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,771万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億5,217万2,000円とするものです。歳入の主なものとしては、国民健康保険税を3,989万6,000円、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を5,187万2,000円減額するものです。一方、歳出の主なものとしては、諸支出金を3,407万2,000円増額し、前年度繰上充用金を5,187万2,000円減額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第77号は、「令和5年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,260万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,503万8,000円とするものです。歳入の主なものとしては、繰越金を2,902万6,000円、後期高齢者医療保険料を100万円増額するものです。一方、歳出の主なものとしては、後期高齢者医療広域連合納付金を3,002万6,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第78号は、「令和5年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」です。

今回は、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,986万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億9,857万2,000円とするものです。歳入の主なものとしては、保険料を414万9,000円減額し、繰入金金を507万4,000円、前年度繰越金を9,744万1,000円増額するものです。一方、歳出の主なものとしては、諸支出金を9,744万1,000円、地域支援事業費を231万9,000円増額するものです。

次に、介護サービス勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ698万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,667万2,000円とするものです。歳入としては、前年度繰越金を698万6,000円増額し、歳出といたしましては、諸支出金を698万6,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第79号は、「令和5年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について」です。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83万8,000円とするものです。歳入としては、前年度繰越金を25万8,000円増額し、歳出としては、総務費を6万円、諸支出金を19万8,000円増額するものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第80号は、「令和5年度粕屋町水道事業会計補正予算について」です。

補正の内容といたしまして、借入れに係る金利が上昇したため、収益的支出につ

いて、支払い利息を240万3,000円増額し、9億3,340万2,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第81号は、「令和5年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」です。

補正の内容としては、人事異動に伴い人件費を増額するもので、収益的支出について、営業費用を355万円増額し12億4,806万6,000円とするものです。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(予算特別委員会委員長 末若憲治君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第75号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第76号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第77号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

賛成多数であります。

よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（小池弘基君）

次に、議案第78号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第79号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第80号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第81号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

議案第82号「令和4年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第83号「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第84号「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第85号「令和4年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第86号「令和4年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第87号「令和4年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、議案第88号「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、以上7議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上決算特別委員会委員長。

(決算特別委員会委員長 井上正宏君 登壇)



## ◎6番（井上正宏君）

議案第82号から議案第88号まで、一括して御報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございますので、要点のみ御報告いたします。

議案第82号「令和4年度粕屋町一般会計歳入歳出決算の認定について」、一般会計の決算額は、歳入総額223億6,293万1,126円、歳出総額215億4,079万9,666円で、歳入歳出差引額は8億2,213万1,460円となります。歳入歳出差引額には、次年度への繰越明許費繰越財源1億5,214万7,000円が含まれており、それを差し引いた実質収支額は6億6,998万4,460円で、次年度へ繰越しとなりました。また、一般会計の町債残高は、前年度より19億3,952万688円増加し127億6,078万9,140円となり、基金残高は、前年度より4億9,740万4,462円増加し50億9,185万3,762円となります。

議員間討議で、随意契約と入札の関連で、緊急の改修工事だったため、分けて随意契約をしたという説明があったが、緊急性のあるものはできるということではあるが、議会としてどう見ていったらいいのかとの意見に対して、工事によっては、ある程度町内の業者がとれるように、意図的に分割して振り分けしているのは見受けられるが、経済対策として仕方がない。粕屋町の契約は、指名競争入札が多く、地場産業を守らないといけない。その辺、仕組みとして入札を考えると、一般競争入札は各課で担当しているが、専門の課がやらないとミスのもととなる。契約専門課を作って、物品購入も含めて、集中的に専門的に行うのがいいのではという意見が出ました。

また、毎年会計年度任用職員の執行残があり、どの課も人手不足。人を増やすことも必要だが、仕事を委託することも必要で、デジタル化が進んでいる中で、AI活用も同時に考えて進めていくことも大事である。また、歳入を上げていく努力、土地の貸付、企業立地も進んでいないように見受けられ、会計年度任用職員をいい形で雇うには、財源不足である。人が足りないことは、住民サービスの低下につながり、低下を防ぐために職員に負担がかかる。よその自治体に負けない、いろいろな条件面や環境面を、町全体として協議してもらいたいとの意見もありました。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

議案第83号「令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和4年度歳入歳出決算は、歳入総額35億5,910万9,766円、歳出総額35億8,723万7,240円で、歳入歳出差引額2,812万7,474円の歳入不足となりました。まず、歳入につきましては、前年度に比べ、国民健康保険税が3,079万3,390円、県支出金が2,251万5,783円、繰入金が1,756万1,771円の増額。国庫支出金が296万

4,000円の減額となっており、歳入総額では、前年度と比べ、7,627万3,079円の増額になっております。一方、歳出につきましては、前年度と比較して、保険給付費が54万8,079円、前年度繰上充用金が3,114万7,408円の増額、国民健康保険事業納付金が1,563万73円、諸支出金が3,523万9,029円の減額になっており、歳出総額では、前年度と比べ、1,588万3,191円の減額になっております。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

議案第84号「令和4年度粕屋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和4年度歳入歳出決算は、歳入総額5億9,539万3,095円、歳出総額5億6,636万5,461円で、歳入歳出差引額2,902万7,634円、次年度への繰越しとなりました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療保険であり、福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体となって運営しております。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の4億4,718万2,780円で、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の5億4,786万4,991円です。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

議案第85号「令和4年度粕屋町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和4年度の決算は、保険事業勘定におきまして、歳入総額25億2,516万2,597円、歳出総額24億2,772万548円、歳入歳出差引額9,744万2,049円が次年度への繰越しとなりました。歳入の主なものとしましては、第1号被保険者保険料が5億8,926万8,696円、国・県・支払基金からの負担金及び交付金が14億3,467万8,799円、繰入金が4億2,412万6,429円、繰越金が7,147万5,658円です。一方、歳出の主なものとしましては、全体の90%を占める保険給付費が21億8,924万4,701円、諸支出金が7,217万3,473円、地域支援事業費が9,761万7,298円です。

次に、介護サービス勘定におきまして、歳入総額1,645万5,244円、歳出総額946万8,614円、歳入歳出差引額698万6,630円が次年度への繰越しとなりました。歳入は、ケアプラン作成によるサービス収入が1,221万5,172円、繰越金が424万72円です。歳出は、総務費が831万1,491円、サービス事業費が115万7,123円でございます。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

議案第86号「令和4年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和4年度の決算は、歳入総額100万1,776円、歳出総額73万2,963円で、歳入歳出差引額26万8,813円が次年度への繰越しとなりました。歳入の

主なものは、貸付金の償還と繰越金です。貸付金の償還につきましては、令和3年度現年度分の償還が終了し、過年度分の償還率は1.4%となっております。一方、歳出の主なものは、一般会計繰出金です。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

議案第87号「令和4年度粕屋町水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度粕屋町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり、建設改良積立金1億4,000万円を処分するものです。

あわせて、令和4年度粕屋町水道事業会計決算は、粕屋南配水池築造工事、基幹管路布設工事及び配水管改良工事、粕屋浄水場他電気設備更新工事などを行いました。収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益9億6,766万4,811円、事業費用8億2,105万4,646円、差引額1億4,661万165円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額8億8,752万368円、支出総額11億6,311万8,721円、差引不足額2億7,559万8,353円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、全員賛成で原案可決及び認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

議案第88号「令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算の認定について」、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書案のとおり、自己資本金へ5,000万円、減債積立金へ9,000万円処分するものです。

あわせて、令和4年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計決算についてですが、収益的収支につきましては、消費税を除きまして、事業収益12億1,616万8,618円、事業費用11億2,450万1,275円、差引額9,166万7,343円の純利益を計上いたしました。

次に、資本的収支につきましては、消費税を含みまして、収入総額6億7,522万6,800円、支出総額9億770万2,999円、差引不足額2億3,247万6,199円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

付託を受けました決算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、全員賛成で原案可決及び認定すべきものと決しましたことを御報告いたします。

(決算特別委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

これらの議案につきましても、委員長の報告のとおり、議員全員によります審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第82号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

#### ◎ 11番（福永善之君）

議案第82号、令和4年度一般会計決算に反対します。

令和4年3月議会で、私は、令和4年度一般会計本予算には賛成をしましたが、年度途中にあった数々の指名競争入札における議案、学校及び総合体育館の工事請負契約及び補正予算については反対をしました。工事請負契約に関して反対した理由は、指名における過程で、短期間の工事にかかわらず、同じ業者ばかり指名しており、入札における透明性、公平性、経済性が担保できていないと判断したからです。また、粕屋町建設工事等競争入札参加者指名基準要綱第3項5には、地場産業の育成と、うたっておきながら、地元の同じ業者ばかり示しており、指名の恩恵を受けない地元業者の育成につながっていない現実があります。発注者である粕屋町には、指名において透明性、公平性、経済性が求められます。

さて、この82号の反対の理由です。総務課の決算説明資料の入札契約事務について、競争入札に付すべき案件については、公共性、公平性を確保するため、一般競争入札の実施を基本とし、必要に応じて指名競争入札、随意契約との入札契約方式の使い分けを行っているのとあります。しかしながら、私の一般質問で幾度となく取り上げていましたが、廃棄物の収集、回収の業務委託業者の選定に関しては、入札をすることなしに、半世紀以上同じ業者を選んでおり、税金が原資の事業において、同じ業者を随意契約で選び続けることに対し、公平性が保たれているのでしょうか。この事業は、この業者しかできないという代物ではなく、つまり、特殊な業務ではなく、競争性を確保できる案件であり、業者選定においては随意契約ではなく、競争性を確保すべきではないでしょうか。発注者である町の入札における透明性、公平性、経済性が確保できてない点を指摘し、私の反対討論といたします。

#### ◎議長（小池弘基君）

福永議員にお願いいたします。各委員会では議員間討議を行っておりますので、各委員会のほうでも、討論していただけたらと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

では次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

#### ◎議長（小池弘基君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第82号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第82号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第83号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

**◎10番（田川正治君）**

議案第83号、令和4年度粕屋町国民健康保険特別会計決算の認定に反対討論を行います。

私が反対する理由は、コロナ禍の下で2年連続、今年含めて3年連続保険税が引上げられるということについて、国保加入者の担税能力を超えるような事態になってきている問題。もう一つは、均等割、平等割の問題についてがあります。均等割は、赤ちゃんを含め、収入がない子どもにも保険税がかかるということで、非常に不公平な税制度になっています。私はこの均等割は、負担軽減のために、一般会計からの繰入れも含めて行うべきだということを述べ、そして、これは町長が掲げる子育て支援という立場からも、子どもが多くなれば負担かかるというような、こういう国保制度に対する支援を強めてほしいということです。

コロナ禍の下で、令和2年度は、3月議会で保険税据置きをすることを議員全員で賛成して、議会で決定しました。国保加入者からは非常に大変喜ばれました。しかし、据置きをした後、3年度引上げ。そして昨年度の3月議会も連続引上げ。昨年度の3月では所得割、医療分0.6%、支援分0.2%、介護分0.2%。そして均等

割、医療分2,000円。均等割の支援分1,000円、そして平等割、支援分1,000円と引上げであります。私は、この保険税の問題含めて、国保会計の中でいろいろ問題をはらんでるっていうことは、国の制度としてあることを解決していかなきゃならないというのはあります。ただしかし、町の財政からも、財政調整基金を振り向けることなど、一般財政の繰入れは、均等割をこのために繰入れるということは、全国的にも行っております。私は、この20億円近く、財政調整基金を活用して、少なくとも5,000万円繰入れることで保険税の値上げを据え置く、抑えることができるということもあり、昨年度のこの値上げの予算に反対をいたしました。ほかの町、粕屋町地区以外は、昨年度もその前も含めて、むしろ2年間連続して保険税据置きということなのです。

私は、この中で一番問題になってるというのは、一般質問でも取り上げてきましたけど、県の単位化に、国民健康保険制度がなったことによって、県に上納する事業納付金、納めるための保険税どうするか。そしてもう一つは、保険料を県が示す標準保険料率に合わせていく。それを設定するためには高くしていくためには保険税を上げる、という状況になっているということです。担当所管課や、町長から諮問された国民健康保険運営協議会でも審議されておりますけど、国保加入者に対しての負担軽減策という点では、不十分な状況だというふうに思います。もう一つは、この不公平性の問題があります。国民皆保険の下で、国民健康保険の保険料は、今、言いました均等割、平等割含めて、所得割も含めて、三つの税の支払いになっております。社会保険や協会けんぽの保険料は本人負担、所得割だけ。保険料の半分を会社、事業主が支払う。このような制度ですので、国が、もっとこの発足当時は7割ぐらい国庫負担入れとったのが、今23%ぐらいなってるという問題が一番大きな問題だと思うんですけど。ただそれだけでなく、全国でもこの均等割、平等割を下げっていくということも行っておりますし、全国知事会、全国市長会、町長会も、1兆円の国庫負担を国に求めております。そして、協会けんぽ並みの負担率にすることをすべきだと。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員、簡潔にお願いします。

**◎10番（田川正治君）**

この1兆円導入すれば、均等割や平等割を無くすことにつながります。そういう点では、県からの保険税、そして上納ということだけの施策だけが町の業務としてこの保険税を設定していくというようなことでは、国保加入者に対する負担軽減できないという立場から、反対討論いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

田川議員、2度目の注意でございますので、簡潔にお願いいたします。  
賛成議員の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案83号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第84号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

私は、何度でも言いたいと思います。議案84号に対して、数字や計算の間違いはないものと思います。問題は制度に関してです。以前は、後期高齢者医療については、国民健康保険に入っていました。しかし、高齢者の医療費が増えていき、国民健康保険会計が赤字になる。累積赤字が増大していくという理由で、75歳以上を国民健康保険から切り離し、独自の高齢者だけの医療保険を作りました。それが後期高齢者医療保険です。

じゃあなぜ、国民健康保険は赤字になったのか。政府の交付金を2分の1から3分の1の補助に減額したのではないかと私は思っています。人間は高齢になれば働けなくなるか、体力が弱り、足腰、あそこが痛い、ここが痛い、病気がちになっていきます。ほとんどの高齢者が、医療や介護の必要から病院にかかり、治療を受けざるを得なくなります。そして死に至ります。これは人間だけじゃなく、全ての生

命が死に至ることになってるんです。

私は、戦後生まれですが、78歳以上の高齢者の多くは戦争体験をしています。現在の75歳は私より2歳下ですからまだまだ元気ですが、それでも戦後の苦しい生活を経験してきた人たちです。とにかく、ものがなかった。甘いものがなかった。いつも腹をすかした状態だったと思います。私は、給食は非常にうまかったです。弁当よりも、いろいろなおかずが出され、うまかったように思います。学校へ行くのが、ある意味では楽しかった。戦後の復興は私たちより上の人たち、すなわち戦争の苦い体験を受けた人たちにより開始されました。それが、現在の日本の発展につながったんです。

高齢者が増えていけば、医療費が増えていくことになる。国の財政が厳しくなるので、別枠を作って医療費を抑制しよう。高齢者が病院へなるべく行かないように、医療費を上げようなどと、よくも考えたもんだと思って腹が立ちます。後期高齢者医療保険を、姥捨て山と多くの人が表現していましたが、まさしく姥捨て山です。年金は賃金と連動していますので、賃金が下がれば年金が下がります。2年ほど前でしたが、確かに下がりました。物価高騰の中で、年金は相対的に下がって、生活の質も低下しました。この幅は現在大きいものです。老人医療費は、かつては無料でした。あの時代よりは日本の経済力が大きくなっているはずですが、どこかにお金が回され、蓄積されているんです。これを吐き出してもらいましょう。高齢者に手厚い補償を援助してもらいましょう。そういう意味を込めて、制度としての後期高齢者医療保険制度に反対します。また、その範疇にある第84号議案に対する反対を述べて、私の反対討論とします。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり



決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

賛成多数であります。

よって、議案第84号は、委員長の報告に認定することに決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第85号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第85号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第86号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第86号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第87号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、議案第88号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

議案第89号、はい。

ただ今、山脇議員のほうから休憩動議が出ましたけども、賛成の方はほかおられますか。

10分間休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時10分）

**◎議長（小池弘基君）**

再開いたします。

議案第89号「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」、議案第90号「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」、議案第91号「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」、以上3議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

（総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇）

**◎5番（末若憲治君）**

議案第89号、議案第90号、議案第91号、いずれも「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について、一括してご報告いたします。

現在、糟屋郡公平委員会委員をしていただいております、小河武文氏、緒方博氏、尾島弘典氏の3名の方が、本年10月31日をもって任期満了となることに伴い、城戸清壽氏、安倍政明氏の2名を後任として新たに選任し、尾島弘典氏を再度選任するため、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求められたものです。3名の方の経歴については、資料に添付がございますが、人格高潔で地方自治の本旨及び民主的な事務処理に理解があり、人事行政に関しても精通された方々であるとのことでした。

選任に当たり、今回の篠栗町、久山町の方々が、糟屋郡内である程度、地域別によって変わっていくものなのかという問いに対し、選任の仕組み、流れというところと共同設置などで、団体間、町長会で輪番が決められていて、今回は久山町と篠栗町から選出をいただいている。また、いずれ何年かたてば、粕屋町のほうからも入るようになる旨の答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、議案第89号「糟屋郡公平委

員会委員の選任同意について」、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しました。同じく議案第90号「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しました。同じく、議案第91号「糟屋郡公平委員会委員の選任同意について」、全員賛成で原案どおり同意すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これら3件の議案は、人事案件につき、先例申合せ事項により討論を省略します。

これより、議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、議案第89号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって議案第90号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

これより議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、議案第91号は、委員長の報告のとおり同意いたしました。

◎議長（小池弘基君）

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇)

◎6番（井上正宏君）

諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、現在、人権擁護委員をしていただいております、森紘氏が12月31日をもって退任されますので、その後任として、戸原区にお住まいの伊東和範氏を、人権擁護委員の候補者に推薦するため、議会の意見を求められたものです。伊東氏は、経歴書にありますように、長年小学校で教鞭をとられ、大川小学校の校長を経て、現在も小学校の非常勤講師として、学校教育に携わっておられ、人格・識見共に優れた方であります。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり、全員賛成で適任とすべきことに決しましたことをご報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇)

◎議長（小池弘基君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、人事案件につき、申合せにより、討論を省略し、これより諮問第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

全員賛成であります。

よって、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

意見書案第1号「来年秋の健康保険証廃止の実施延期・中止と、任意であるマイナンバーカード取得の強制をやめること」を求める意見書案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

井上文教厚生常任委員会委員長。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 登壇）

**◎6番（井上正宏君）**

意見書案第1号「来年秋の健康保健証廃止の実施延期・中止と、任意であるマイナンバーカード取得の強制をやめること」を求める意見書案について、審査の中で、本意見書案に対して、文教厚生常任委員会で議員間討議を行いました。

主な意見は、延期と中止が同時に記載されており、賛成か反対かの判断ができかねること。マイナンバーカードは、自分の証明書に使えるのでとても重宝している。賛成意見は、健康保健証が紐づいたら強制になる。現行の健康保健証を廃止すると、国民皆保険にならないので、持っていない方が困るということ。反対意見は少数の方が困る可能性があるかと理解したが、そのために便利なものをやめるのはどうなのか。少数者にも光を当てるのは分かるが、便利なものを使っていく取組は続けてほしい。中止に賛成はできないとの意見がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、原案どおり賛成多数で可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

**◎議長（小池弘基君）**

委員長。賛成少数よね。

**◎6番（井上正宏君）**

はい、失礼しました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、賛成少数で否決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（文教厚生常任委員会委員長 井上正宏君 降壇）

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより意見書案第1号の討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

早口で言いますので、よく聞いてほしいと思います。私はマイナンバー制度に関し、一般質問でも質問いたしました。質問すればするほど、この制度に対する不安と杜撰さと、手の込んだ強制性に疑問を感じました。

まず、G7諸国はどうなっているのか。前加藤厚労相は、7月5日の国会で次のように発言しました。「G7主要7か国、各国の状況を申し上げますと、異なる行政分野に共通する個人番号制度を有した上で、個人番号を確認できるICチップ付きの身分証明証となるカードを健康保険証として利用できる国は、我が国以外にはない。」と報告したんです。アメリカやイギリスやフランスやイタリアやドイツやカナダも、行政分野ごとに異なる番号を用いており、複数の行政分野間で共通番号の導入はされていません。ドイツは違憲とされています。アメリカは氏名と番号だけで生年月日や顔写真はない。イギリスやカナダは過去にあったが、イギリスは政権が変わって、IDカード制度を廃止しました。カナダは社会保障番号、これSINというそうですが、個人番号として利用されているが、2014年の3月に、このカードを廃止されました。いずれも、なりすましや個人情報の漏えいなどの不信から、悪意のあるものに、このSINのカードが知られ、番号が知られたら、知られ、個人情報の取得やプライバシーの侵害が生じる懸念が理由です。

マイナンバー制度があれば、あたかも社会や科学が発展し、経済が成長し、国民が幸せになるかのような宣伝や幻想は、これらの日本以外のG7諸国は、日本よりも経済が劣っているかどうかを見てもらうとありえないことが分かると思います。経済の発展は国の予算の使い方によって決まると私は思っています。

さて、健康保険証の廃止に対する国民の反発は強く、中止・延期を求める世論が70%を越す状況です。読売をはじめ他のマスコミも立ち止まって検討し直せとの姿勢をとっています。新しく大臣になられた方が、確か、マイナ保険証の廃止についてはしばらくの間検討してよいと、というような発言をされたように感じました。さて、マイナンバーカードの取得は任意であると法律に明記されています。しかし、マイナンバーカードは二つの顔、番号を持っています。一つはカードそのものの番号、個人識別番号、これをマイナンバーといいます。もう一つは、一般質問の際に詳しく述べました。発行番号、シリアルナンバーです。29種の分野別個人情報は、

後者の発行番号、シリアルナンバーと結び付いているのです。担当者は29種以上にも紐づいている可能性を述べています。法律違反じゃないかと思えます。強制は、このシリアルナンバーを通じて行われるのです。政府は、マイナンバーカードの保険証利用を説明した文書でマイナンバーを用いず、マイナンバーカード内の電子証明書を用いるとしてきました。マイナンバーカードの受信、どういうことかといいますと、これを、カードをこう当てるわけですね。そしたら受信されます。カードに内蔵した電子証明書の発行番号シリアルナンバーが、本人確認に用いられるのです。

政府は法律で、健康保険証を来年の秋に廃止すると決めました。だったら、カードを取得していない人は、病院での受診はできません。本来保険料を納めておれば権利があります。そして、健康保険証を持っておれば、誰でもどこでもいつでも医療の受診ができるはずです。マイナンバーカードを取得していなければ医療を受けられないとした法律は、国民をマイナンバー制度に誘導する強制にほかなりません。また、顔認証つきカードリーダー等の設備を付けるオンライン資格確認システムというのがあるそうですが、それが今年の春から強制的に義務づけられました。

こうした強制をやめろと、意見書案では、私たちは述べているんです。現在、国民の8,900万人ぐらいがカードを持っています。ここまで普及した最大の理由は何でしょうか。経済学者の萩原博子氏は次のように述べています。最高で2万円分のポイントをもたらえる。マイナポイントに**ほか**なりません。逆に言うと、2万円分のプレゼントを付けないと、カードを作る人が増えなかったことになります。もし、マイナンバーカードが本当に便利なカードだったら、2万円分のポイントなど付けなくても、持とうとするはずです。これはまさに正論です。余り必要でもないカードを国民の多くは作らされたんじゃないか。誘導的な強制です。ちなみに、政府は、マイナンバーカードの普及のためにどれだけの費用を使ったんでしょうか。総額約3兆円の税金を、国民1人当たり、これは3万円使ったことになるそうですが、2万円のポイントをもらっても引き合わないことでしょう。政府の進め、ここはやめましょう。さて、私は、るる述べてきましたが、財界の要求で生まれたマイナンバー制度には、大企業をもうけさせる仕掛けがある。国民の利益のために、デジタル化、科学の進歩を使うべきだと述べて、意見書案1番の賛成討論とします。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。



(声なし)

◎議長（小池弘基君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって原案について採決いたします。意見書案第1号は原案のとおり、決定することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（小池弘基君）

ありませんか。はい、賛成少数であります。

よって、意見書案第1号は否決されました。

◎議長（小池弘基君）

続きまして、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

末若総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 登壇)

◎5番（末若憲治君）

請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書について、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果についてご報告いたします。

請願の趣旨に関しましてはお手元に配付のとおりです。請願事項は、国に対して、別紙の意見書を提出することとなっております。委員会の中で、資料を見ると、九州7県はランクが下のほうになっている。一番下が沖縄県、その上が鹿児島県、宮崎県、大分県、熊本県、長崎県、佐賀県、福岡県の順番になっている。この請願で大事にしたいポイントは、全国一律で1,500円というところ、とても大事なことだと思う。今、グローバルな生活をしており、どこに行っても生活が一緒。そういうことで、全国一律は特に大事だと思っている。先日、岸田首相が2030年までに1,500円に引き上げると発言をされたが、それは余りに今の実態を踏まえていない。スピード感がない。今のいろんな問題、低賃金労働者に係る問題が社会を不安にする要素になる。若い人が将来的に夢を持てるようになるには、最低賃金の見直しが必要になる。この資料を見ると、北九州市が、金額出し採択をしているということだが、岸田首相も1,500円というふうな発言をされているので、2030年とは言わず、もう少し早く実現すべき。労働者もそうだが、一般企業、大企業に関して

は、母体が大きいから大丈夫であると思われるが、地場産業の支援も併せて必要ではないかと思う。お金がないことには払うことができないので、地場産業中小企業の支援も併せて必要だ。等の意見が出ております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり採択すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 末若憲治君 降壇)

**◎議長（小池弘基君）**

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので質疑を終結いたします。

これより、請願第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

**◎議長（小池弘基君）**

次に原案に賛成の方の発言を許します。

川口議員。

**◎9番（川口 晃君）**

それでは賛成討論を行います。私は5年ほど前に、都市青年と地方の青年の生計費に関する講演を聞く機会がありました。それは、ある大学の学生たちの調査に関する報告であったと思います。はっきりと思い出せませんが、関東の青年たちと鹿児島県の青年たちの1か月の生計費がそんなに変わらないという報告でした。都市青年は、交通網が発達しているので、交通費はそんなにかからない。そして、それに比較して地方は、買い物や病院や職場に行くのにしても、ほとんど自動車を使う、ガソリン代が相当かかるらしい。食べるものは、都市も地方もそんなに変わらない。地方生活は、決して楽な暮らしではないと説明を受けました。講演を聞いていた私たちも、みんなうーんとうなってしまって、びっくりしました。

今回、請願団体から提出されている資料によっても、25歳単身者の最低生計費、これは税込み月額ですが、福岡市で男性が22万3,500円、女性が23万6,600円、北九州市の女性で25万2,500円、それに比較し、鹿児島市は、男性が23万7,500円、女性が23万8,900円、鹿児島市のほうが福岡市より生計費がかかるんです。ちなみに、東京都の八王子市では、男性が24万800円、女性が23万8,100円、都心部の多くはですね、25万から26万円かかることになっています。こうして比較しますと、都市と

地方の差はそんなに大きく変わりません。やはり、全国一律の賃上げが必要じゃないかと思います。額に関しては偶然にも8月31日、岸田首相も、さっき申された、30年代中頃までに1,500円実現したいと発言されましたが、時給1,500円の賃上げは、政府も認める形になりました。同僚の議員からは、30年度半ばは遅いという発言もありました。

実現には、中小企業への政府の支援が必要です。大きな大きな支援が必要です。今、アメリカでは、ビッグスリーの自動車関連の労働者が、4年間で40%の賃上げを目指してストに入っています。現在、入っています。アメリカはとにかくスケールが違う。日本は、20年間実質賃金は上がり、逆に下がったんです。連動して年金も下がって消費が落ち、経済が落ち込んでしまいました。経済の立て直しには賃上げが必要です。今回、同僚の2人が請願者になって、全国一律、時給1,500円の賃上げと、それを保障するための中小企業支援の拡充の請願を提出されました。この件に関しましては、時期を得た適切な請願じゃないかと思い、私は大賛成です。

以上、述べまして賛成討論とさせていただきます。

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

**◎議長（小池弘基君）**

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、請願第1号を採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり、採択することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

**◎議長（小池弘基君）**

全員賛成であります。

よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。

**◎議長（小池弘基君）**

お諮りいたします。

採択された請願につきましては、関係機関に送付したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

異議なしと認めます。

よって、採択された請願につきましては、関係機関に送付することに決定いたしました。

**◎議長（小池弘基君）**

日程第5、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の特定事件所管事務調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申出がおりますので、これを認めます。

箱田町長。

**◎町長（箱田 彰君）**

自席からではございますが、令和5年第3回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会において、提案させていただきました、固定資産評価審査委員会委員の選任同意をはじめ、令和4年度各会計の決算認定並びに、令和5年度補正予算案など、数多くの全ての議案等にご賛同いただき、議決をいただきました。誠にありがとうございました。

さて、去る9月13日に岸田総理は、第2次の改造内閣を発足させました。今回の改造人事で際立ったことは、上川外務大臣など、女性閣僚の大幅な登用で、過去最多に並ぶ5人の女性の大臣が誕生いたしました。中でも、加藤鮎子こども政策担当大臣は、当選3回、44歳の衆議院議員で、初入閣、ご自身も小学生と保育園に通う2人のお子さんを持つ、まさに子育て世代ど真ん中の働く女性、これからの子育て政策を強力に推進していく中心的な役割を担われることを、強く期待するところでございます。

今議会で提案させていただいた、子ども医療費の拡充に関する条例の一部改正

についてを可決いただいたところでございますが、子育て環境の改善や、子どもたちを健康で安全に育み、少子高齢化に歯止めをかけるための子ども医療費の無償化や、教育関係経費の低減などの政策は、本来、政府が国家戦略として取り組むべき課題だと認識をしております。今後、様々な機会を捉えて要望を行い、更なる連携を強化してまいりたいと思っております。

どうかこれからも、議員各位の御理解と、なお一層の御協力を賜ることを心からお願いし、閉会に当たっての、私からのお礼の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

**◎議長（小池弘基君）**

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年第3回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**◎議長（小池弘基君）**

御異議なしと認めます。

よって、令和5年第3回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時40分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 小 池 弘 基

署名議員 宮 崎 広 子

署名議員 田 川 正 治